

国立大学法人大阪大学教職員育児・介護休業等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に常時勤務する教職員のうち、国立大学法人大阪大学教職員就業規則の適用を受ける者(以下「教職員」という。)について、国立大学法人大阪大学教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「労働時間規程」という。)第23条及び第24条の規定に基づき、育児休業及び介護休業等に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 育児休業

(育児休業の対象者)

第2条 満3歳に達するまでの子を養育する教職員は、この規程に定めるところにより、育児休業(第5条の2第1項に規定する出生時育児休業を除く。以下この条から第5条まで、第5条の5及び第9条において同じ。)を取得することができる。

2 前項の規定にかかわらず、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第6条第1項ただし書に基づく労使協定により育児休業を取得できないものとされた者は、育児休業を取得することができない。

(育児休業の申出の手続等)

第3条 育児休業を取得することを希望する教職員は、原則として育児休業を開始しようとする日(以下「育児休業開始予定日」という。)の1か月(1歳に達した日以降の子に係る育児休業については2週間)前までに、育児休業申出書によりその旨を所属長に申し出なければならない。

- 2 育児休業の申出は、特別の事情がない限り、1子(双子以上の場合、これを1子とみなす。)につき2回限りとする。
- 3 第1項の場合において、所属長が証明書等の提出を求めたときは、教職員は速やかにこれを提出しなければならない。
- 4 教職員は、申出の日以後に申出に係る子が出生したときは、その旨を出生後2週間以内に所属長に届け出なければならない。

(育児休業の申出の撤回等)

第4条 教職員は、育児休業開始予定日の前日までは、育児休業の申出を撤回することができる。

- 2 育児休業の申出を撤回した者は、前条第2項の規定の適用については、当該申出に係る育児休業をしたものとみなす。
- 3 育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により教職員が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、遅滞なくその旨を所属長に通知しなければならない。
- 4 前項の場合、当該育児休業の申出はなかったものとみなす。

(育児休業の期間等)

第5条 育児休業の期間は、原則として子が3歳に達するまでの期間を限度として育児休業申出書に記載された期間とする。

- 2 育児休業の申出が育児休業開始予定日から起算して1か月(1歳に達した日以降の子に係る育児休業については2週間)前より後になされた場合、所属長は、前項の規定によることなく、育児・介護休業法の定めるところにより、育児休業開始予定日を指定することができるものとする。その場合、育児休業開始予定日は、育児休業の申出の日の翌日から1か月(1歳に達した日以降の子に係る育児休業については2週間)以内の範囲で、これを指定するものとする。
- 3 教職員は、出産予定日より早く子が出生した場合、又は特別の事情がある場合には、育児休業開始予定日の1週間前までに所属長に申し出ることによって、育児休業開始予定日を繰り上げることができる。
- 4 教職員は、特別の事情がある場合には、育児休業を終了しようとする日(以下「育児休業終了予定日」という。)の1か月(1歳に達した日以降の子に係る育児休業については2週間)前までに所属長に申し出ることにより、第1項の範囲内で、育児休業終了予定日を繰り下げることができる。ただし、子が1歳に達するまでの間は、特別の事情がない場合においても、繰下げができるものとする。
- 5 次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に定める日とする。
 - (1) 子の死亡等育児休業に係る子を養育しないこととなった場合 当該事由が発生した日
 - (2) 育児休業に係る子が3歳に達した場合 子が3歳に達した日
 - (3) 教職員が、労働時間細則第9条第1項第7号及び第8号に規定する特別休暇、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業を取得した場合 当該休業等の開始日の前日
- 6 前項第1号の事由が生じた場合には、教職員は遅滞なくその旨を所属長に通知しなければならない。
- 7 教職員が育児休業終了予定日の繰上げを所属長に申し出、所属長がこれを認めるときには、教職員は育児休業終了予定日を繰り上げることができるものとする。

(出生時育児休業の対象者)

第5条の2 子を養育する教職員は、この規程に定めるところにより、出生時育児休業(育児休業のうち、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。))の期間内に4週間以内の期間を定めてする休業をいう。以下同じ。)を取得することができる。

2 前項の規定にかかわらず、育児・介護休業法第9条の3第2項において準用する同法第6条第1項ただし書に基づく労使協定により出生時育児休業を取得できないものとされた者は、出生時育児休業を取得することができない。

(出生時育児休業の申出の手続等)

第5条の3 出生時育児休業を取得することを希望する教職員は、原則として育児休業を開始しようとする日(以下「出生時育児休業開始予定日」という。)の2週間前までに、出生時育児休業申出書によりその旨を所属長に申し出なければならない。

2 出生時育児休業の申出は、1子(双子以上の場合、これを1子とみなす。)につき2回限りとする。ただし、2回に分割して出生時育児休業を取得することを希望する教職員は、前項の規定による1回目の申出の際に、2回目に係る申出も併せて行わなければならない。

3 出生時育児休業をする日数(出生時育児休業を開始する日から出生時育児休業を終了する日までの日数をいう。第5条の5第5項第3号において同じ。)が28日に達している者は、同一の子について、第1項の規定による申出をすることができない。

4 第1項の場合において、所属長が証明書等の提出を求めたときは、教職員は速やかにこれを提出しなければならない。

5 教職員は、申出の日以後に申出に係る子が出生したときは、その旨を出生後2週間以内に所属長に届け出なければならない。

(出生時育児休業の申出の撤回等)

第5条の4 教職員は、出生時育児休業開始予定日の前日までは、出生時育児休業の申出を撤回することができる。

2 出生時育児休業の申出を撤回した者は、前条第2項及び第3項の適用については、当該申出に係る出生時育児休業をしたものとみなす。

3 出生時育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により教職員が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、遅滞なくその旨を所属長に通知しなければならない。

4 前項の場合、当該出生時育児休業の申出はなかったものとみなす。

(出生時育児休業の期間等)

第5条の5 出生時育児休業の期間は、第5条の2第1項に定める期間を限度として出生時育児休業申出書に記載された期間とする。

2 出生時育児休業の申出が出生時育児休業開始予定日から起算して2週間前より後になされた場合、所属長は、前項の規定によることなく、育児・介護休業法の定めるところにより、出生時育児休業開始予定日を指定することができるものとする。その場合、出生時育児休業開始予定日は、出生時育児休業の申出の日の翌日から2週間以内の範囲で、これを指定するものとする。

3 教職員は、出産予定日より早く子が出生した場合、又は特別の事情がある場合には、出生時育児休業開始予定日の1週間前までに所属長に申し出ることによって、出生時育児休業開始予定日を1回に限り繰り上げることができる。

4 教職員は、出生時育児休業を終了しようとする日(以下「出生時育児休業終了予定日」という。)の2週間前までに所属長に申し出ることにより、第5条の2第1項に定める期間の範囲内で、出生時育児休業終了予定日を1回に限り繰り下げることができる。

5 次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、出生時育児休業は終了するものとし、当該出生時育児休業の終了日は当該各号に定める日とする。

(1) 子の死亡等出生時育児休業に係る子を養育しないこととなった場合 当該事由が発生した日

(2) 出生時育児休業に係る子の出生の日の翌日(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日の翌日)から起算して8週間を経過した場合 当該8週間を経過した日

(3) 出生時育児休業に係る子の出生の日(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日)以後に出生時育児休業をする日数が28日に達した場合 当該28日に達した日

(4) 教職員が、労働時間細則第9条第1項第7号及び第8号に規定する特別休暇、育児休業、介護休業又は新たな出生時育児休業を取得した場合 当該休業等の開始日の前日

6 前項第1号の事由が生じた場合には、教職員は遅滞なくその旨を所属長に通知しなければならない。

7 教職員が出生時育児休業終了予定日の繰り上げを所属長に申し出、所属長がこれを認めたときには、教職員は出生時育児休業終了予定日を繰り上げることができるものとする。

第3章 介護休業

(介護休業の対象者)

第6条 要介護状態にある家族を介護する教職員は、この規程の定めるところにより介護休業を取得することができる。

2 前項の要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がいにより、2週間以上の期間にわたり常時介

護を必要とする状態にある次の者(以下「対象家族」という。)をいう。

- (1) 配偶者
 - (2) 父母
 - (3) 子
 - (4) 配偶者の父母
 - (5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫
 - (6) 上記以外の家族で大学の認めた者
- 3 第1項の規定にかかわらず、育児・介護休業法第12条第2項において準用する同法第6条第1項ただし書に基づく労使協定により介護休業を取得できないものとされた者は、介護休業を取得することができない。

(介護休業の申出の手続等)

- 第7条 介護休業を取得することを希望する教職員は、原則として介護休業を開始しようとする日(以下「介護休業開始予定日」という。)の2週間(やむを得ない事情がある場合は、1週間)前までに、介護休業申出書により、その旨を所属長に申し出なければならない。
- 2 介護休業の申出は、特別の事情がない限り、対象家族1人につき、一の要介護状態ごとに3回を上限とする。
 - 3 第1項の場合において、所属長が証明書等の提出を求めたときは、教職員は速やかにこれを提出しなければならない。

(介護休業の申出の撤回等)

- 第8条 教職員は、介護休業開始予定日の前日までは、介護休業の申出を撤回することができる。
- 2 介護休業の申出を撤回した者について、再度の申出を行うことができる回数は原則として1回とする。
 - 3 介護休業開始予定日の前日までに、申出に係る対象家族の死亡等により教職員が対象家族を介護しないこととなった場合には、遅滞なくその旨を所属長に通知しなければならない。
 - 4 前項の場合、介護休業の申出はなかったものとみなす。

(介護休業の期間等)

- 第9条 介護休業の期間は、介護を必要とする者1人につき、通算して186日までの範囲内で、介護休業申出書に記載された期間とする。
- 2 介護休業の申出が介護休業開始予定日から起算して2週間前より後になされた場合、所属長は、前項の規定によることなく、育児・介護休業法の定めるところにより、介護休業開始予定日を指定することができる。その場合、介護休業開始予定日は、介護休業の申出の日の翌日から2週間以内の範囲で、これを指定するものとする。
 - 3 教職員は、介護休業を終了しようとする日(以下「介護休業終了予定日」という。)の2週間前までに申し出ることにより、第1項の範囲内で、介護休業終了予定日を繰り下げることができる。
 - 4 次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業の終了日は当該各号に定める日とする。
 - (1) 対象家族の死亡等介護休業に係る対象家族を介護しないこととなった場合 当該事由が発生した日
 - (2) 教職員が、労働時間細則第9条第1項第7号及び第8号に規定する特別休暇、育児休業、出生時育児休業又は新たな介護休業を取得した場合 当該休業等の開始日の前日
 - 5 前項第1号の事由が生じた場合には、教職員は遅滞なくその旨を所属長に通知しなければならない。
 - 6 教職員が介護休業終了予定日の繰り上げを所属長に申し出、所属長がこれを認めたときには、教職員は介護休業終了予定日を繰り上げることができるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- (経過措置)
- 2 この規程の適用日の前日において法人化前の大阪大学の教職員であった者が、当該適用日の前日までに育児休業又は介護休業の承認を受けていたときは、新たにこの規程による申出があったものとみなす。
 - 3 第2条第2項第1号及び第6条第3項第1号の「継続勤務期間」には、法人化前の大阪大学における継続勤務期間(ただし、勤務期間と勤務期間との間に1か月以上の期間がある場合には、それ以前の期間を通算しない。)を含むものとする。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年5月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成19年10月1日から施行する。

(統合に伴う特例措置)

2 平成19年9月30日において統合前の国立大学法人大阪外国語大学(以下「旧外大」という。)に在職しており、統合により大学に身分を承継された教職員のうち、第1条にいう「教職員」に該当する者については、第2条第2項第1号及び第6条第3項第1号に規定する「継続勤務期間」に、旧外大における継続勤務期間を含むものとする。

(統合に伴う経過措置)

3 前項に定めるほか、同項に規定する者のうち、次表に掲げるものについては、同表に定めるところにより、所要の経過措置を講ずるものとする。

該当条項	経過措置の対象者	経過措置の内容	経過措置の期間
第9条	施行日の前日において国立大学法人大阪外国語大学職員就業規則第70条に基づき介護休暇の承認を受けており、施行日においても引き続き当該承認の要件を満たす者	従前の例による。	当該承認を受けた間

附 則

この改正は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年11月29日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年6月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項の施行日の前日以前に育児休業(当該育児休業に係る子の出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(出産予定日前に子が出生した場合は、当該出生の日を始期とし、出産予定日の翌日から8週間を経過する日を終期とする期間、出産予定日後に子が出生した場合は、出産予定日を始期とし、当該出生の日の翌日から8週間を経過する日を終期とする期間とする。以下「出産後8週間経過期間」という。)内に、当該教職員が当該子を養育するために取得した育児休業であって、出産後8週間経過期間内にその終期を迎えるものに限る。)を開始した教職員にあつては、第3条第2項並びに第5条の3第2項及び第3項の適用については、当該育児休業を第5条の2第1項に定める出生時育児休業とみなす。

国立大学法人大阪大学教職員給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に常時勤務する教職員のうち、国立大学法人大阪大学教職員就業規則(以下「就業規則」という。)の適用を受ける者(国立大学法人大阪大学年俸制教職員給与規程又は国立大学法人大阪大学新年俸制教職員給与規程の適用を受ける者を除く。以下「教職員」という。)について、同規則第25条の規定に基づき、その給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 教職員の給与に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 教職員の給与は、基本給、賞与及び諸手当として支給する。

- 賞与は、期末手当及び業績手当からなるものとする。ただし、第11条第1項第4号に規定する指定職基本給表の適用を受ける教職員(以下「指定職」という。)の賞与は、期末特別手当としてこれを支給する。
- 諸手当は、基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間看護等手当、ドクターヘリ搭乗手当、夜間診療等手当、緊急診療等呼出手当、災害派遣医療等手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当からなるものとする。

(給与の支給日等)

- 第4条 基本給は、毎月17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日(15日が休日に当たるときは、18日)に、土曜日に当たるときは16日に、休日(月曜日に限る。)に当たるときは18日にこれを支給する。
- 基本給は毎月末を締切日とし、各月の末日までに、欠勤等の事由により、前項の規定に基づき支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に過不足が生じた場合には、原則として、翌月の基本給において、これを清算する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、その清算時期を遅らせることがある。
 - 賞与は、第20条第2項及び第3項に規定する場合を除き、毎年6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日に、土曜日に当たるときは支給日の前日に支給する。
 - 基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び通勤手当は、基本給の支給日に支給する。
 - 高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間看護等手当、ドクターヘリ搭乗手当、夜間診療等手当、緊急診療等呼出手当、災害派遣医療等手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の基本給の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、翌々月に支給することがある。
 - 第1項、第4項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため、請求があった場合には、既往の勤務に対する基本給及び諸手当を速やかに支給する。教職員が退職し若しくは解雇されたとき、又は大学が特に必要と認めたとときも、同様とする。
 - 教職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡したため、費用を必要とするとき。
 - 教職員又はその収入によって生計を維持している者がやむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷するとき。

(給与の支給原則等)

第5条 給与は、教職員に直接、その全額を通貨で支給する。

- 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。
 - 源泉所得税
 - 住民税
 - 共済組合保険料
 - 雇用保険料
 - 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの
- 第1項の規定にかかわらず、教職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

(日割計算等)

第6条 月の途中で、教職員となった者、昇格、昇給等により基本給の額に変動を生じた者及び退職し、又は解雇された者の基本給は、日割計算に基づき、これを支給する。

2 前項の日割計算は、その期間の総日数から国立大学法人大阪大学教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「労働時間規程」という。)第8条に規定する所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として、これを行う。

3 第1項の規定にかかわらず、教職員が死亡したときは、その月の末日まで勤務したもものとして、基本給を支給する。

4 前3項の規定は、基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当及び地域手当の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第37条から第39条まで及び第43条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給及び基本給の調整額並びにこれらの給与に対する地域手当、管理職手当及び医師等調整手当の月額合計額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第37条から第39条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当又は災害派遣医療等手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を8で除した額、1月単位で支給されるものにあつては、その額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除した額)を前項に定める額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条 第37条から第39条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日手当又は夜勤手当の額及び第43条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 基本給

(基本給の支給)

第10条 基本給は、次条の基本給表に定める級及び号俸に基づき、これを支給する。

(基本給表の種類等)

第11条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般職基本給表(別表第1)

ア 一般職基本給表(一)

イ 一般職基本給表(二)

(2) 教育職基本給表(別表第2)

ア 教育職基本給表(一)

イ 教育職基本給表(二)

(3) 医療職基本給表(別表第3)

ア 医療職基本給表(A)

イ 医療職基本給表(B)

(4) 指定職基本給表(別表第4)

2 前項の基本給表に定める基本給の額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。

(初任給)

第12条 新たに教職員として採用した者の初任給は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等のほか、他の教職員との均衡を考慮して、その級及び号俸を決定する。

(昇格)

第13条 就業規則第12条の規定により昇任した教職員については、その者が従事する職務に応じた上位の級に、これを昇格させることができる。

2 勤務成績が優秀な教職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な評価に基づき、1級上位の級にこれを昇格させることができる。

(基本給表を異にする異動等における級の格付け)

第14条 教職員を基本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合、又は基本給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合には、その異動後の職種に応じ、級の格付けを行う。

(昇給)

第15条 教職員(指定職を除く。)の昇給は、次条で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。ただし、勤務成績が良好でない者については、昇給を行わないことがある。

- 2 前項の規定により昇給を行う場合における昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号俸数を4号俸(一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各基本給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして大学が認めた教職員にあっては、3号俸)とすることを標準として、これを決定するものとする。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、55歳(技能、労務の職務に従事する職員にあっては57歳)を超える教職員については、昇給を行わない。ただし、大学が特に必要と認めた者については、この限りでない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができないものとする。
- 5 本条の規定にかかわらず、財務状況の悪化その他やむを得ない事由がある場合には、昇給の時期を延期し、又は昇給を行わないことがある。

(昇給の時期)

第16条 前条第1項の規定による昇給の時期は、原則として1月1日とする。

(特別の場合の昇給)

第17条 教職員が就業規則第36条の規定により表彰をされた場合その他特に必要と認められる場合には、前2条の規定にかかわらず、昇給させることがある。

(上位資格を取得した場合における号俸の決定)

第18条 教職員が現に受けている級及び号俸より上位の級又は号俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合(昇格の規定の適用を受ける場合を除く。)には、上位の号俸をその者の号俸として決定することができる。

(降格及び降給)

第19条 就業規則第13条の2又は第21条第1項各号のいずれかに該当する教職員については、その者が従事する職務に応じた下位の級にこれを降格し、又は1号俸以上下位の号俸に降給させることがある。

第3章 賞与

(賞与の支給)

第20条 賞与は、毎年6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)に大学に在籍する教職員に対して、次条以下の規定に基づき、これを支給する。基準日の前日から起算してそれ以前の1か月間に死亡した教職員(指定職にあっては、その死亡時において指定職であった者)についても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する教職員に対しては、賞与を支給しない。
 - (1) 就業規則第14条第1項の規定に基づく休職期間中の教職員のうち、給与の支給を受けていない者
 - (2) 就業規則第37条第2項第3号の規定に基づく停職期間中の者
 - (3) 基準日から支給日までの間に、就業規則第21条第2項各号に規定する理由に基づき解雇され、又は同規則第37条第2項第5号の規定に基づき懲戒解雇された者
 - (4) その他前各号の規定に準ずる者
- 3 前項に規定する場合のほか、財務状況の悪化その他やむを得ない事由が存在する場合(当該教職員について前項第3号に規定する解雇又は懲戒解雇の事由が明白に存在する場合を含む。)には、賞与を支給せず、又はその支給日を遅らせることがある。

(期末手当)

第21条 期末手当は、指定職以外の教職員に対し、基準日から起算してそれ以前の6か月間(在職期間が6か月に満たない者については、その在職期間。次条において「算定基礎期間」という。)における勤務日数を勘案して、その者の職責に応じてこれを支給する。

- 2 期末手当の額は、その期ごとに決定する。

(業績手当)

第22条 業績手当は、大学の財務状況等を勘案しつつ、指定職以外の教職員に対し、その者の職責及び勤務成績に応じて、これを支給する。

- 2 前項の勤務成績の評価は、算定基礎期間における勤務を対象として、これを行う。
- 3 業績手当の額は、その期ごとに決定する。

(期末特別手当)

第23条 期末特別手当は、指定職に対して、これを支給する。

- 2 期末特別手当の額は、その期ごとに決定する。

第4章 諸手当

(基本給の調整額)

第24条 職務の複雑さ、困難さ、責任の程度、労働の強度、勤務時間、就労環境その他の労働条件が、同じ職務の級に属する他の教職員と比べて著しく特殊な教職員については、その職務の特殊性に基づき、基本給の調整を行うことができる。

- 2 前項の規定による基本給の調整を行う職は、別表第5に掲げる勤務箇所勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。
- 3 前項の調整額は、当該教職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて、別表第6に掲げる調整基本額(その額が基本給月額100分の4.5を超えるときは、基本給月額100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、教育職基本給表(一)適用者を除く。)に別表第5の調整数を乗じて得た額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、基本給の調整額が基本給月額100分の25を超えるときは、基本給月額100分の25に相当する額とする。ただし、教育職基本給表(一)適用者については、この限りでない。

(管理職手当)

第25条 管理職手当は、指定職を除く管理又は監督の地位にある教職員(以下「管理職」という。)に対して、これを支給する。

- 2 前項の管理職の範囲については、別に定める。
- 3 管理職手当の月額額は、当該教職員に適用される基本給表、職務の級及び職責区分に応じて、別表第7に掲げる支給額とする。
- 4 管理職手当及び指定職の基本給には、第39条に規定する夜勤手当が含まれるものとする。
- 5 管理職が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第7条第1項第1号に規定する業務災害(以下この規程の第41条において「業務災害」という。)に遭い、療養のため勤務しないことを大学が特に認めた場合を除く。)には、その月の管理職手当は支給しない。
- 6 前5項に規定するほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(医師等調整手当)

第26条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、大学が別に定める職に新たに採用され又は当該職に異動した教職員(教育職基本給表(一)の適用を受ける教職員であって、医師免許証(医師法(昭和23年法律第201号)に規定するものに限る。以下同じ。)又は歯科医師免許証(歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定するものに限る。以下同じ。)を有する者に限る。)に対しては、月額50,800円を超えない範囲内の額を採用又は異動(以下「採用等」という。)の日から35年以内の期間、医師等調整手当として支給する。

- 2 前項の手当の額は、採用等の日から1年を経過するごとにその額を減じるものとし、その月額額は、採用等の日以後の期間の区分に応じ、別表第8に掲げる額とする。
- 3 前2項に規定するほか、医師等調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(扶養手当)

第27条 扶養手当は、指定職を除く扶養親族のある教職員に対して、これを支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が9級以上であるものに対しては、これを支給しない。

- 2 前項の扶養親族は、次の各号のいずれかに該当する者であって、他に生計の途がなく、主としてその教職員の扶養を受けているものとする。
 - (1) 配偶者(教職員と内縁関係にある者を含む。以下同じ。)
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障がい者
- 3 扶養手当の月額額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの、教育職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの及び医療職基本給表(A)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、扶養親族たる子の中に、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合、その扶養手当の月額を、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を、前項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前4項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(地域手当)

第28条 地域手当は、次項の表の支給地域欄に掲げる地域に所在する大学の施設を勤務地とする教職員に対して、これを支給する。

- 2 地域手当の月額は、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

都道府県	支給地域	支給割合
茨城県	那珂郡東海村	100分の12
大阪府	大阪市、吹田市、豊中市、茨木市、枚方市、箕面市	100分の12

(住居手当)

第29条 住居手当は、自ら居住するために住居(貸間を含む。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている教職員(指定職並びに国立大学法人、その他の独立行政法人等及び国の機関から貸与された宿舎に居住している者を除く。)に対して、これを支給する。

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。
 - (1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員
家賃の月額から16,000円を控除した額
 - (2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員
家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第30条 通勤手当は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める金額を支給する。

- (1) 通勤のため電車等の公共交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用する教職員にあっては、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。
- (2) 通勤のため自動車等の交通手段を使用することを常例とする教職員にあっては、次に掲げる教職員の区分に応じて、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。
 - ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である教職員 2,000円
 - イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員 4,200円
 - ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 7,100円
 - エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 10,000円
 - オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員 12,900円
 - カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員 15,800円
 - キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員 18,700円
 - ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員 21,600円
 - ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員 24,400円
 - コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員 26,200円
 - サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員 28,000円
 - シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員 29,800円
 - ス 使用距離が片道60キロメートル以上である教職員 31,600円
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員にあっては、第1号及び第2号に掲げる額の合計額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち、最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である教職員に支給する通勤手当の月額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に定める額に満たないときは、前号に定める額とする。

- (4) 前3号に規定する通勤手当は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。)が片道2キロメートル未満である者には支給しない。
- 2 通勤手当は、支給単位期間(大学が別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間)に係る最初の月の第4条に定める日に支給する。
- 3 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 4 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月)をいう。
- 5 前項までに規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(高所作業手当)

- 第31条 高所作業手当は、大学の施設部に所属する教職員が地上15メートル以上の足場の不安定な場所で、営繕工事の監督に従事した場合に、これを支給する。
- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、200円(当該作業が地上30メートル以上の場所で行われたときは、300円)とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、その額に100分の60を乗じて得た額とする。

(爆発物取扱等作業手当)

- 第32条 爆発物取扱等作業手当は、教職員のうち一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員が高圧ガスを製造し、又は充填する作業に直接従事した場合に、これを支給する。
- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき300円とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、180円とする。

(死体処理手当)

- 第33条 死体処理手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その手当の額は作業に従事した日1日につき、当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において第1号及び第2号の作業の双方に従事した場合には、第2号の作業に係る手当を支給しない。
- (1) 医学部又は医学系研究科に所属する教職員のうち一般職基本給表の適用を受ける教職員が、所属部局における死体の処理作業に従事したとき。 3,200円
- (2) 一般職基本給表の適用を受ける教職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引き取り又は搬送の作業に従事したとき。 1,000円

(放射線取扱手当)

- 第34条 放射線取扱手当は、次に掲げる業務に従事した場合に、これを支給する。
- (1) 診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命じられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事して、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。
- (2) 前号に規定する場合のほか、大阪大学放射線障害予防通則第2条に定める施設の管理区域内において、放射線業務を行う教職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。
- 2 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

(異常圧力内作業手当)

- 第35条 異常圧力内作業手当は、教職員が高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事した場合に、これを支給する。
- 2 前項の手当の額は、次の表に掲げる気圧の区分に応じ、作業に従事した時間1時間につき、同表に定める額とする。

気圧の区分	手当額
0.2メガパスカルまで	210円
0.3メガパスカルまで	560円
0.3メガパスカルを超えるとき	1,000円

(夜間看護等手当)

- 第36条 夜間看護等手当は、助産師、看護師又は准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌午前5時までの間(以下「深夜」という。)に行われる看護等の業務に従事した場合に、これを支給する。
- 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に定める額とする。

勤務の区分

勤務時間が深夜の全部を含む勤務	9,000円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	4,400円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	3,800円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	2,600円

- 3 助産師、看護師又は准看護師(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である教職員及び第30条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受けている教職員を除く。)が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合における第1項の業務に係る手当額については、前項の規定にかかわらず、教職員の区分に応じて、次の表に定める額を加算した額とする。

教職員の区分	手当額
通勤距離(通勤手当の認定にかかる総通勤距離をいう。以下同じ。)が片道5キロメートル未満の教職員	380円
通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の教職員	760円
通勤距離が片道10キロメートル以上の教職員	1,140円

(ドクターヘリ搭乗手当)

- 第36条の2 ドクターヘリ搭乗手当は、教育職基本給表(一)の適用者であって医師免許証を有する者、及び医療職基本給表(B)の適用者が、救急現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うためにドクターヘリ(救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターをいう。)に搭乗し、救急医療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、その業務1回につき1,900円とする。

(夜間診療等手当)

- 第36条の3 夜間診療等手当は、次項の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける教職員(教育職基本給表(一)の適用者にあつては、医師免許証又は歯科医師免許証を有するものに限る。)のうち医学部附属病院長又は歯学部附属病院長が指定するものが、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜に行われる診療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、次表に定める勤務の区分及び当該教職員に適用される基本給表に応じ、その勤務1回につき、同表に定める額とする。

勤務の区分	基本給表	手当額
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	教育職基本給表(一)	15,000円
	医療職基本給表(A)	4,500円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	教育職基本給表(一)	7,300円
	医療職基本給表(A)	2,200円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	教育職基本給表(一)	6,400円
	医療職基本給表(A)	1,900円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	教育職基本給表(一)	4,400円
	医療職基本給表(A)	1,300円

(緊急診療等呼出手当)

- 第36条の4 緊急診療等呼出手当は、教職員(宿日直の業務に従事している者を除く。)のうち、教育職基本給表(一)の適用者であつて医師免許証若しくは歯科医師免許証を有する者又は医療職基本給表(A)若しくは医療職基本給表(B)の適用者が緊急の呼出し(医学部附属病院長又は歯学部附属病院長が定めるものに限る。)を受け、所定の勤務時間以外の時間帯又は所定休日において診療等の業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、その呼出し1回につき5,000円とする。

(災害派遣医療等手当)

- 第36条の5 災害派遣医療等手当は、教職員が、災害救助法(昭和22年法律第118号)及び大阪府災害救助法施行細則(昭和44年大阪府規則第48号)その他の関係法令に基づき災害派遣され、医療等の業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、大阪府災害救助法施行細則第3条及び別表第2に定める日当額に準じ、これを改定するものとする。
3 前2項に規定するほか、災害派遣医療等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当)

- 第37条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、超過勤務を命じられた教職員には、当該超過勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、超過勤務を命じられた時間が労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づく休日勤務(法定休日における勤務を除く。)を命じられた時間を含め、1か月につき60時間を超える場合には、その超える部分について、勤務1時間

当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当又は次条に定める休日手当として支給する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、管理職及び指定職のほか、労基法第41条第2号に規定する機密の事務を取り扱う者に該当する教職員には、超過勤務手当を支給しない。

(休日手当)

第38条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、休日勤務を命じられた教職員には、当該休日勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の160)を休日手当として支給する。

- 2 前条第3項の規定は、休日手当について、これを準用する。

(夜勤手当)

第39条 労働時間規程第7条第1項に基づき、深夜に勤務することを命じられた教職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する(前2条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日手当が支給される場合を除く。)

(宿日直手当)

第40条 労働時間規程第10条に基づき、宿直又は日直を命じられた教職員には、別に定めるところにより、宿日直手当を支給する。

(併給禁止)

第40条の2 第24条の規定により基本給の調整額を受ける教職員(別表第5第5号に係るものに限る。)には、放射線取扱手当は支給しない。

- 2 高所作業手当の支給される日については、爆発物取扱等作業手当は支給しない。ただし、支給されないこととなる爆発物取扱等作業手当の額が高所作業手当の額を超えるときは、爆発物取扱等作業手当を支給し、高所作業手当は支給しない。

第5章 給与の特例等

(休職期間中の給与)

第41条 教職員が業務災害に遭い、療養のため、就業規則第14条第1項第1号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与の全額(労災保険法第14条に規定する休業補償給付(休業特別支給金を含む。))を受けたときは、これを控除した額を支給する。

- 2 前項に規定する場合を除き、教職員が就業規則第14条第1項第1号に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与を支給しない。教職員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第14条第1項第2号の規定に基づく休職に付された場合も、同様とする。
- 3 教職員が就業規則第14条第1項第3号及び第4号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給、基本給の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当(以下「基本給等の月額」という。)、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の70(就業規則第14条第1項第3号に該当する場合であって当該教職員が業務災害に遭ったと認められるときは、100分の100)の範囲内で、給与を支給することができる。
- 4 教職員が就業規則第14条第1項第5号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給等の月額及び期末手当、期末特別手当のそれぞれ100分の100の範囲内で、給与を支給することができる。
- 5 休職期間中の教職員に対しては、他に別段の定めのない限り、第1項、第3項及び前項に規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(派遣期間中の給与)

第41条の2 就業規則第16条の2第1項に規定する派遣については、その期間中、基本給等の月額、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の100の範囲内で、給与を支給することができる。

- 2 派遣期間中の教職員に対しては、他に別段の定めのない限り、前項に規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(特別休暇の期間中における給与の取扱い)

第42条 労働時間規程第22条に規定する特別休暇の期間中における給与の取扱いについては、別に定める。

(給与の減額)

第43条 教職員が勤務しなかった場合には、他に別段の定めのない限り、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しなかった時間数を乗じて得た額を減額して、給与を支給する。

第6章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第44条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
(給与の口座振込の同意に係る経過措置)
- 2 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条の規定により、大学がその身分を承継した教職員(以下「承継職員」という。)のうち、この規程が適用される日(以下「適用日」という。)の前日において、その同意に基づき給与の口座振込を行っていた者については、本規程第5条第3項の規定にかかわらず、その適用日以降に支給される給与についても、口座振込について同意があったものとする。
(調整手当の異動保障廃止に伴う経過措置)
- 3 承継職員のうち、適用日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第11条の7の規定に基づく認定を受けていた者については、本規程第28条の規定にかかわらず、その適用日以降においても、給与法第11条の7の規定により、調整手当を支給する。
(住居手当のうち単身赴任手当受給者の配偶者に係る住居手当廃止に伴う経過措置)
- 4 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第11条の9第1項第3号の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、本規程第29条の規定にかかわらず、給与法第11条の9第1項第3号の規定により、住居手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。
(通勤手当の特別料金廃止に伴う経過措置)
- 5 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第12条第3項の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、本規程第30条の規定にかかわらず、給与法第12条第3項により、通勤手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。
(単身赴任手当の廃止に伴う経過措置)
- 6 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第12条の2の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、単身赴任手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。
(休職期間中の給与に関する経過措置)
- 7 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、休職に付されていた者については、第41条第2項から第4項までの規定にかかわらず、その休職期間中(延長期間を含む。)、従前の例により、給与を支給する。
(派遣期間中等の給与に関する経過措置)
- 8 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和45年法律第117号)により国際機関等に派遣されていた者については、その派遣期間中(更新期間を含む。)、従前の例により、給与を支給する。承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、南極地域観測の業務に従事していた者についても、同様とする。
(経過措置に係る支給日)
- 9 前6項の手当の支給日については、第4条第4項の規定を準用する。
(大学院担当による調整数3の廃止に伴う経過措置)
- 10 承継職員のうち、この規程の適用日において、人事院規則9-6(俸給の調整額)第1条第2項の規定の適用を受けたとした場合に、同規則別表第1第10号(1)の支給要件を満たす者に対する調整額は、第24条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までの間に限り、別表第6に定める当該職務の級に対応した調整基本額を調整額として支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。
(大学院担当による調整数1の支給要件変更に伴う経過措置)
- 11 承継職員のうち、この規程の適用日において、別表第5の支給要件を適用すれば、その要件を満たさない者のうち、平成15年度において大学院学生の指導等に従事していたものについては、その者が平成16年度以降においても引き続き大学院の学生を指導する場合に限り、第24条の規定を準用し、基本給の調整額を支給する。
(平成16年4月1日付け退職者に関する特例)
- 12 承継職員のうち、平成16年4月1日付けで大学を退職した者(他の国立大学法人等に転出した者のほか、就業規則附則第2項の規定により大学の役員に就任した者を含む。)については、第6条及び第15条の規定は適用しないものとする。
(入試手当に関する特例)
- 13 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、入試関係の業務に従事した教員(指定職の適用を受けている者及び管理職手当を支給されている者は除く。)に対しては、その業務内容及び法人化前の大阪大学における類似の業務に係る手当の支給状況等を考慮して、入試手当を支給することができるものとする。
(特別赴任手当に関する特例)
- 14 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、大学が遠隔地に居住する者を教職員として採用した場合において、同人がやむ

を得ず家族と別居せざるを得ないときは、3年間を上限として、特別赴任手当を支給することができるものとする。ただし、附則第6項の適用を受ける者については、特別赴任手当を支給しないものとする。

附 則

この改正は、平成16年6月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年1月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年4月18日から施行し、改正後の附則第14項の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年5月16日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
(職務の級の切替え)
- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き大学に在職する教職員の切替日における職務の級については別に定める。
(号俸の切替え)
- 3 前項の規定により切替日における職務の級を定められる教職員及び切替日の前日から引き続き指定職基本給表の適用を受けている教職員の切替日における号俸については別に定める。
(基本給月額に関する経過措置)
- 4 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける第11条に規定する基本給月額が、同日において受けていた別表第1-Aから第4-Aまでに規定する暫定基本給月額(その額が改定された場合には、当該改定額。以下同じ。)に達しない者については、平成26年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給することができるものとする。ただし、第11項に定める場合のほか、当該差額相当額を基本給として支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。
- 5 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、同項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 6 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、前2項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 7 前3項の規定を適用する場合における当該教職員の基本給月額及び暫定基本給月額には、教育職基本給表(一)に定める加給金額は含まないものとし、第24条第4項の規定の適用については、同項中「基本給月額の100分の25」とあるのは、「基本給月額と暫定基本給月額との差額の合計額の100分の25」とする。
(基本給の調整額に関する経過措置)
- 8 第24条に規定する基本給の調整額の支給を受ける教職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、別表第6に規定する調整基本額が、別表第6-Aに規定する暫定調整基本額に達しないものについては、第10項に掲げる期間、調整基本額のほか、その差額に相当する額に、同項各号に定める乗率及び当該教職員に係る調整数をそれぞれ乗じて得た額を、基本給の調整額として支給することができるものとする。
 - (1) 切替日の前日から引き続き大学に在職する教職員
 - (2) 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員で、雇用の事情等を考慮して、前号の教職員との権衡上これに準じた取扱いをする必要があると認められる教職員
(加給金額に関する経過措置)
- 9 別表第2の教育職基本給表(一)に規定する加給金額の支給を受ける教職員のうち、前項各号のいずれかに該当する者で、その額が、別表第2-Aの教育職基本給表(一)に規定する暫定加給金額に達しないものについては、次項に掲げる期間、加給金額のほか、その差額に相当する額に、同項各号に定める乗率を乗じて得た額を加給金額として支給することができるものとする。
(基本給の調整額及び加給金額に関する経過措置の期間等)
- 10 前2項の経過措置の対象となる期間及びその乗率は、次のとおりとする。
 - (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100

- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25
- (降格又は降給処分を受けた者に関する特例)

11 前7項の規定にかかわらず、切替日の前日におけるその者が属していた職務の級に相当する職務の級より下位の職務の級に降格された者、又は切替日の前日におけるその者が受けていた号俸に相当する号俸より下位の号俸に降給された者については、当該処分が切替日の前日に行われたものとして、第4項から第7項までの規定による基本給を、第8項から第10項までの規定による基本給の調整額又は加給金額を、それぞれ支給することができるものとする。

(平成22年1月1日までの間における昇給に関する特例)

- 12 平成19年1月1日の昇給時期においては、第15条第1項中「1年間」とあるのは「9月間」、同条第2項中「4号俸」とあるのは「2号俸」、「3号俸」とあるのは「1号俸」として、これを適用する。
- 13 平成20年1月1日、平成21年1月1日及び平成22年1月1日の昇給時期においては、第15条第2項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」として、これを適用する。

(地域手当に関する経過措置)

14 第28条の規定にかかわらず、当分の間、国立大学法人大阪大学教職員退職手当規程第5条第5項の適用を受ける機関から大学に採用された者のうち、大学が必要と認めたものについては、所定の支給割合を乗じて得た月額地域手当を支給することができるものとする。

附 則

この改正は、平成18年7月24日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年10月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成19年4月1日から施行する。
(基本給の調整額に関する経過措置)
- 2 基本給月額に加給金額の加算を受ける教職員のうち、改正規程施行日(以下「施行日」という。)の前日において、助手として第24条の規定による基本給の調整額(別表第5第1号に係るものに限る。)を受けていた助教で、加給金額が、従前の例により算出した基本給の調整額に達しない者については、当分の間、その差額を加給金額に加算して支給することができるものとする。
(管理職手当に関する経過措置)
- 3 第25条の規定により管理職手当を支給される教職員のうち、改正後の管理職手当の額が次項に規定する経過措置基準額に達しないこととなる教職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。
 - (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
- 4 経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
 - (1) 施行日の前日に適用されていた基本給表と同一の基本給表の適用を受ける教職員(以下「同一基本給表適用教職員」という。)であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のもののうち、相当区分等教職員(同日において占めていた職責区分(以下「旧職責区分」という。)に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる職責区分に対応する同表に掲げる基本給表及び職務の級を占める教職員) 同日にその者が受けていた管理職手当額
 - (2) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のもののうち、下位区分等相当教職員(旧職責区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる職責区分に対応する同表に掲げる基本給表及び職務の級を占める教職員をいう。以下同じ。) 同日に当該旧職責区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
 - (3) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
 - (4) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分等相当教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する改正後の別表第7

の職責区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額

(5) 施行日以後に基本給表の適用を異にする異動をした教職員(施行日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員を除く。) 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当額

5 第2項から前項までの規定にかかわらず、施行日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員で、雇用の事情等を考慮してその必要があると認められる教職員には、前項までの教職員との均衡上これに準じた取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成19年10月1日から施行する。

(統合に伴う特例措置)

2 平成19年9月30日において統合前の国立大学法人大阪外国語大学(以下「旧外大」という。)に在職しており、統合により大学に身分を承継された教職員であって、第1条にいう「教職員」に該当する者(以下「旧外大教職員」という。)のうち、この附則の施行日の前日において国立大学法人大阪外国語大学職員給与規程(以下「旧外大給与規程」という。)第3条第2項により、本人の同意に基づき給与の口座振込を行っていたものについては、第5条第3項の規定にかかわらず、当該施行日以降に支給される給与についても、口座振込について同意があったものとする。

(統合に伴う経過措置)

3 前項に定めるほか、旧外大教職員のうち、次表に掲げる者については、同表に定めるところにより、所要の経過措置を講ずるものとする。

該当条項	経過措置の対象者	経過措置の内容	経過措置の期間
第3条第3項	施行日の前日において、旧外大給与規程第33条に定める要件を満たし、かつ、同条に規定する管理職員特別勤務手当が支給されていない者	従前の例により、管理職員特別勤務手当を支給する。 なお、支給日については第4条第4項の規定を準用する。	当該手当を支給されるまでの間
第3条第3項及び第24条	施行日の前日において、旧外大給与規程第23条に基づく別表第5の調整数3の支給要件を満たし、施行日においても引き続き当該要件を満たす者	従前の例により、調整数3の俸給の調整額を支給し、加給金は支給しない。ただし、その支給要件を満たさなくなった場合は、この限りでない。 なお、支給日については、第4条第4項の規定を準用する。	平成20年9月30日までの間
第3条第3項及び附則(平成16年4月14日施行)第14項	施行日の前日において、旧外大給与規程第30条に定める要件を満たし、施行日においても引き続き当該要件を満たす者	従前の例により、単身赴任手当を支給し、特別赴任手当は支給しない。ただし、その支給要件を満たさなくなった場合は、この限りではない。 なお、支給日については、第4条第4項の規定を準用する。	平成22年9月30日までの間
第26条	施行日の前日において、旧外大給与規程第25条に定める要件を満たし、施行日においても引き続き当該要件を満たす者	従前の例により、初任給調整手当を支給する。	当該手当の支給要件を喪失するまでの間
第28条及び附則(平成16年4月14日施行)第3項	施行日の前日において、旧外大給与規程第27条第4項に定める要件を満たし、施行日においても引き続き当該要件を満たす者	従前の例により、地域手当を支給する。	当該異動保障期間
第29条	施行日の前日において、旧外大給与規程第28条第3号に基づく認定を受け、施行日においても引き続き当該認定要件を満たす者	従前の例により、住居手当を支給する。ただし、その支給要件を満たさなくなった場合は、この限りでない。	平成22年9月30日までの間
第30条	施行日の前日において、旧外大給与規程第29条第3項に基づく認定を受け、施行日においても引き続き当該認定要件を満たす者	従前の例により、通勤手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りでない。	平成22年9月30日までの間

第 41 条第 1 項、第 2 項、第 3 項又は第 4 項	施行日の前日において、旧外大給与規程第 20 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項又は第 6 項に定める要件を満たし、施行日においても引き続き当該要件を満たす者	従前の例により、給与を支給する。	当該休職期間(延長期間を含む。)
第 41 条の 2	施行日の前日において、旧外大給与規程第 22 条に定める要件を満たし、施行日においても引き続き当該要件を満たす者	従前の例により、給与を支給する。	当該派遣期間(延長期間を含む。)

附 則

(施行期日等)

- この改正は、平成 19 年 12 月 1 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
(平成 19 年 4 月 1 日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 平成 19 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年5月2日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成20年12月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- この改正は、平成22年12月1日から施行する。
(平成23年4月1日における号俸の調整)
- 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成22年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成23年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年3月22日から施行し、平成22年9月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- この改正は、平成23年11月28日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

(災害応急作業等手当)

- 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、大規模な自然災害等に対処するための作業に従事した教職員には、別に定めるところにより、災害応急作業等手当を支給する。
- 第7条第2項の規定にかかわらず、第37条から第39条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、災害応急作業等手当が支給されることとなる作業に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(その額を8で除した額)を同条第1項に定める額に加算した額とする。
(併給禁止)
- 災害応急作業等手当が支給されることとなる日については、第34条第1項各号に規定する外部放射線の実効線量測定対象期間から除くこととする。

附 則

この改正は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- この改正は、平成24年4月1日から施行する。
(平成24年4月1日における号俸の調整)
- 平成24年4月1日において36歳に満たない教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成24年4月1日における号俸を1号俸(ただし、同日において30歳に満たない教職員のうち、大学が必要と認める者については、2号俸)上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

(施行期日)

- この改正は、平成24年7月1日から施行する。
(教職員の基本給等の支給に係る特例)
- 第10条の規定による基本給の支給に当たっては、平成26年3月31日までの間、基本給月額(附則(平成18年4月1日施行)第4項から第6項までの規定による基本給を含む。)から、当該基本給月額(教育職基本給表(一)に定める加給金額は含まない。以下同じ。)に次の表の左欄に掲げる「基本給表」及び同表の中欄に掲げる「職務の級」の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額を減ずる。

基本給表	職務の級	割合
一般職基本給表(一)	1～2級	100分の4.77
	3～6級	100分の7.77
	7～10級	100分の9.77
一般職基本給表(二)	1～3級	100分の4.77
	4～5級	100分の7.77
教育職基本給表(一)	1～2級	100分の4.77
	3～4級	100分の7.77
	5級	100分の9.77
教育職基本給表(二)	1～2級	100分の4.77
	3級	100分の7.77
医療職基本給表(A)	1～2級	100分の4.77
	3～7級	100分の7.77
	8級	100分の9.77
医療職基本給表(B)	1～2級	100分の4.77
	3～6級	100分の7.77
	7級	100分の9.77
指定職基本給表		100分の9.77

- 第25条の規定による管理職手当の支給に当たっては、平成26年3月31日までの間、管理職手当の月額から、当該管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額を減ずる。

- 4 第28条の規定による地域手当の支給に当たっては、平成26年3月31日までの間、当該地域手当の月額(附則(平成18年4月1日施行)第15項の規定による地域手当の月額を含む。)から、次の各号に定める額を減ずる。
- (1) 当該教職員の基本給月額に対する地域手当の月額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額
 - (2) 当該教職員の管理職手当の月額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 5 第37条から第39条まで及び第43条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、平成26年3月31日までの間、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、次の各号に定める額を減じた額とする。
- (1) 基本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額
 - (2) 当該教職員の管理職手当の月額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額に100分の10を乗じて得た額
- 6 第41条の規定による休職期間中の給与の支給に当たっては、同条の規定により支給する給与額から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を減ずる。
- (1) 第41条第1項の規定により給与を支給する場合 第2項から第4項までの規定により減ずることとされる額
 - (2) 第41条第3項又は第4項の規定により給与を支給する場合 第2項及び第4項の規定により減ずることとされる額に第41条第3項又は第4項により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 7 第41条の2の規定による派遣期間中の給与の支給に当たっては、同条の規定により支給する給与額から、第2項及び第4項に定める減ずる額に第41条の2の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額を減ずる。
- 8 前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この改正は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成25年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

この改正は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
(平成26年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成26年4月1日において45歳に満たない教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成26年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成26年12月22日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
(平成26年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成26年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7項の規定は、平成27年1月1日から施行する。
(基本給月額に関する経過措置)
- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き大学に在職する教職員で、その者が受ける第11条に規定する基本給月額が、切替日の前日において受けていた基本給月額(切替日以降に附則(以下「暫定基本給月額」という。)に達しない者については、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給することができるものとする。ただし、第6項に定める場合のほか、当該差額相当額を基本給として支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。
- 3 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、同項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 4 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、前2項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 5 前3項の規定を適用する場合における当該教職員の基本給月額及び暫定基本給月額には、教育職基本給表(一)に定める加給金額は含まないものとする。
(降格又は降給処分を受けた者に関する特例)
- 6 前4項の規定にかかわらず、切替日の前日におけるその者が属していた職務の級に相当する職務の級より下位の職務の級に降格された者、又は切替日の前日におけるその者が受けていた号俸に相当する号俸より下位の号俸に降給された者については、当該処分が切替日の前日に行われたものとして、第2項から第5項までの規定による基本給を支給することができるものとする。
(平成27年1月1日における昇給に関する特例)
- 7 平成27年1月1日の昇給時期においては、第15条第2項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」として、これを適用するものとする。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成28年3月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
(平成27年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成27年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、平成28年4月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成28年12月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
(平成28年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成28年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。

(扶養手当に関する経過措置)

- 2 第27条に規定する扶養手当は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、同条第1項の規定にかかわらず、同項ただし書を適用しない。
- 3 第27条第3項の規定にかかわらず、次の各号に定める期間においては、同項を当該各号に定めるものとそれぞれ読み替えて、これを適用するものとする。
 - (1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については1人につき10,000円、扶養親族たる子については1人につき8,000円(教職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)とする。
 - (2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、扶養親族たる子については1人につき10,000円とする。
 - (3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級以上であるもの、教育職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの及び医療職基本給表(A)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円)、扶養親族たる子については1人につき10,000円とする。

附 則

この改正は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成29年12月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
(平成29年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成29年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
(平成30年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成27年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成30年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成30年12月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
(平成30年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成30年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和元年12月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、第29条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。
(平成31年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成31年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員については、前項本文の規定にかかわらず、当該基本給表の適用日からこの改正の適用を受けるものとする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。
(住居手当に関する経過措置)

3 第1項ただし書に規定する施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日において改正前の第29条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える教職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（別に定める教職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第29条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。以下「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の第29条第1項に該当しないこととなる教職員

(2) 旧手当額から改正後の第29条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる教職員

附 則

この改正は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。

(災害応急作業等手当の廃止)

2 附則(平成23年11月28日施行、平成23年3月11日適用)第2項に規定する「当分の間」の措置は、令和3年3月31日をもって廃止する。

附 則

この改正は、令和3年6月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 一般職基本給表(第11条関係)

ア 一般職基本給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	基本給月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600							
95		295,200	343,100							
96		295,600	343,500							
97		295,800	343,700							
98		296,100	344,100							
99		296,500	344,500							
100		296,900	344,800							
101		297,100	345,100							
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							
105		298,300	346,800							
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							

イ 一般職基本給表(二)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	—	183,600	205,200	251,500	280,000
2	—	185,100	206,400	252,700	281,900
3	—	186,600	207,800	253,800	283,500
4	—	188,000	209,100	254,900	285,200
5	—	189,200	210,400	255,800	287,000
6	—	190,700	211,800	257,000	288,600
7	—	192,100	213,200	258,100	290,200
8	—	193,400	214,600	259,300	291,800
9	—	194,800	215,900	260,400	293,300
10	—	195,800	217,500	261,200	295,100
11	—	197,100	219,100	262,400	296,800
12	—	198,200	220,500	263,600	298,600
13	—	199,400	221,700	264,600	300,000
14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400
37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600
39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600
44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600
45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500
46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100
57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100
61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800
62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500
63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200
64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900
65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500
66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000
67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500
68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000
69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400
70	213,300	253,100	282,500	311,300	
71	213,600	253,500	283,300	311,800	
72	214,000	253,900	284,000	312,300	
73	214,200	254,100	284,800	312,600	
74	214,600	254,500	285,500	313,100	
75	215,100	255,000	286,300	313,600	
76	215,700	255,500	287,100	314,000	
77	215,900	255,800	287,700	314,200	
78	216,600	256,200	288,200	314,500	
79	217,100	256,700	288,700	314,800	
80	217,600	257,200	289,100	315,100	
81	218,300	257,500	289,500	315,400	
82	218,600	257,800	289,900	315,700	
83	219,200	258,100	290,400	316,000	
84	219,900	258,400	290,900	316,300	
85	220,500	258,600	291,300	316,500	
86	220,900	258,800	291,900	316,900	
87	221,300	259,100	292,500	317,200	
88	222,000	259,400	293,100	317,400	
89	222,500	259,600	293,400	317,600	
90	223,000	259,800	293,900	317,900	
91	223,500	260,200	294,400	318,200	
92	223,900	260,400	294,800	318,500	
93	224,300	260,700	295,200	318,700	
94	224,700	261,100	295,700	319,000	
95	225,100	261,400	296,200	319,300	
96	225,400	261,700	296,700	319,500	
97	225,700	261,900	297,000	319,700	
98	226,200	262,200	297,400	320,000	
99	226,700	262,400	297,900	320,300	
100	227,200	262,700	298,400	320,500	
101	227,600	263,000	298,800	320,700	
102	228,100	263,200	299,200		
103	228,700	263,500	299,500		
104	229,300	263,800	299,800		
105	229,700	264,000	300,100		
106	230,200	264,200	300,500		
107	230,500	264,500	300,900		
108	230,900	264,700	301,300		
109	231,100	265,000	301,600		
110	231,500	265,300	302,000		
111	232,000	265,600	302,400		
112	232,400	265,800	302,700		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
113	232,600	266,000	302,900		
114	233,100	266,300	303,200		
115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			

別表第2 教育職基本給表(第11条関係)

ア 教育職基本給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
加給金額	—	10,500	23,800	25,400	30,000
1	173,500	216,400	277,100	324,300	406,000
2	175,600	218,700	280,100	327,200	408,300
3	177,600	220,900	282,900	330,300	410,700
4	179,600	223,100	285,700	333,300	413,200
5	181,500	225,200	288,500	336,500	415,300
6	184,000	227,300	291,000	339,100	417,800
7	186,500	229,500	293,200	341,700	420,000
8	189,000	231,600	295,600	344,400	422,500
9	191,600	233,900	298,200	347,400	424,200
10	194,400	236,300	300,700	350,300	426,700
11	197,100	238,700	303,100	353,400	429,000
12	199,800	241,100	305,700	356,700	431,300
13	202,300	243,200	308,000	359,500	432,700
14	204,200	245,600	310,000	361,400	434,900
15	206,000	248,000	312,100	363,600	437,100
16	208,000	250,400	313,800	366,100	439,400
17	210,000	252,400	316,000	368,300	441,500
18	211,700	255,500	318,100	370,500	443,900
19	213,500	258,600	320,100	372,600	446,200
20	215,200	261,700	322,100	374,500	448,600
21	217,100	264,600	324,100	376,500	450,700
22	219,000	267,600	326,500	378,400	453,000
23	220,900	270,500	329,100	380,400	455,400
24	222,800	273,400	331,900	382,100	457,700
25	224,600	276,200	333,900	383,500	459,700
26	226,700	278,800	335,900	385,300	461,900
27	228,800	281,300	338,000	387,100	464,000
28	230,900	284,000	340,400	389,000	466,200
29	232,700	286,800	342,800	390,900	468,300
30	234,900	289,200	344,900	392,600	470,600
31	237,200	291,400	346,800	394,300	472,800
32	239,500	293,800	348,600	396,000	474,900
33	241,700	296,000	350,600	397,600	476,800
34	243,500	298,200	352,700	399,400	478,900
35	245,200	300,700	354,800	400,900	481,200
36	246,900	302,900	356,800	402,700	483,400
37	248,600	305,400	358,400	403,800	485,500
38	250,200	307,000	360,400	405,400	487,500
39	251,700	308,700	362,500	406,900	489,400
40	253,400	310,400	364,400	408,400	491,300
41	255,200	312,300	366,300	409,300	493,300
42	256,900	312,800	368,200	410,900	495,200
43	258,300	313,700	370,000	412,400	496,900
44	259,900	314,600	371,800	414,000	498,800
45	260,800	315,500	373,600	415,300	500,700
46	262,300	316,500	375,400	416,900	502,500
47	263,900	317,300	376,900	418,300	504,300
48	265,200	318,300	378,700	419,900	506,200
49	266,700	319,200	380,200	421,300	507,900
50	267,400	320,100	381,800	422,600	509,600
51	268,100	320,900	383,400	423,900	511,400
52	269,000	321,700	385,100	425,200	513,300
53	269,800	322,900	386,200	425,900	514,900

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
54	270,500	323,700	387,700	426,900	516,500
55	271,300	324,500	389,100	427,800	518,200
56	272,100	325,300	390,700	428,700	519,800
57	272,700	326,000	392,000	429,600	521,400
58	273,800	327,100	393,400	430,500	522,700
59	274,700	328,200	394,700	431,400	524,000
60	275,700	329,200	396,200	432,300	525,200
61	276,800	330,200	397,500	433,200	526,400
62	277,700	331,200	398,900	434,100	527,400
63	278,500	332,300	400,400	435,100	528,400
64	279,300	333,400	401,900	436,200	529,400
65	280,300	334,100	402,900	437,100	530,000
66	281,000	335,200	404,000	438,100	530,900
67	282,000	335,900	405,000	439,100	531,800
68	282,900	337,000	406,100	440,000	532,700
69	283,700	337,600	407,100	441,000	533,600
70	284,800	338,700	408,000	442,000	534,400
71	285,800	339,600	408,800	442,900	535,100
72	286,900	340,700	409,600	443,900	535,600
73	287,800	341,000	410,400	444,900	536,300
74	288,900	342,000	411,300	445,800	536,800
75	289,900	343,000	412,100	446,700	537,600
76	291,000	344,000	412,900	447,700	538,200
77	291,500	345,000	413,600	448,500	538,700
78	292,500	346,000	414,100	449,000	539,300
79	293,400	346,900	414,500	449,700	539,900
80	294,300	347,800	414,900	450,300	540,500
81	295,200	348,800	415,200	451,100	541,100
82	296,100	349,800	415,600	451,800	
83	297,000	350,800	415,900	452,100	
84	297,800	351,800	416,300	452,700	
85	298,100	352,400	416,600	453,100	
86	298,900	353,000	417,000	453,500	
87	299,700	353,600	417,400	453,900	
88	300,600	354,200	417,800	454,200	
89	301,500	354,800	418,100	454,500	
90	302,100	355,200	418,500	454,800	
91	302,800	355,600	418,900	455,300	
92	303,400	356,100	419,200	455,600	
93	304,000	356,600	419,500	455,900	
94	304,700	357,000	419,900	456,200	
95	305,400	357,500	420,200	456,500	
96	306,100	358,000	420,500	456,800	
97	306,300	358,600	420,800	457,100	
98	306,800	359,100	421,200	457,600	
99	307,300	359,500	421,500	457,900	
100	307,800	360,000	421,800	458,200	
101	308,100	360,400	422,100	458,500	
102	308,500	360,900	422,500		
103	308,800	361,200	422,800		
104	309,400	361,700	423,100		
105	309,800	362,200	423,400		
106	310,200	362,600	423,800		
107	310,500	363,100	424,100		
108	310,900	363,600	424,400		
109	311,100	364,000	424,700		
110	311,500	364,500	425,000		
111	311,900	365,000	425,300		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
112	312,300	365,400	425,600		
113	312,600	365,800	425,900		
114	313,000	366,200	426,200		
115	313,300	366,700	426,500		
116	313,600	367,100	426,800		
117	313,900	367,500	427,000		
118	314,300	367,900			
119	314,700	368,400			
120	315,100	368,800			
121	315,300	369,100			
122	315,500	369,500			
123	315,800	370,000			
124	316,100	370,300			
125	316,400	370,700			
126	316,600	371,200			
127	316,900	371,700			
128	317,300	372,100			
129	317,600	372,500			
130	317,900	373,000			
131	318,300	373,500			
132	318,500	374,000			
133	318,700	374,500			
134	319,000	375,000			
135	319,300	375,500			
136	319,500	376,000			
137	319,800	376,500			
138	320,000	377,000			
139	320,300	377,500			
140	320,600	378,000			
141	320,900	378,500			
142	321,300				
143	321,700				
144	322,100				
145	322,300				
146	322,700				
147	323,000				
148	323,400				
149	323,600				
150	324,000				
151	324,300				
152	324,700				
153	324,900				
154	325,300				
155	325,700				
156	326,100				
157	326,300				

注 2級、3級、4級又は5級のいずれかの級に該当する者(2級該当者は助教の職にあるものに限る。)については、各級の号俸に定める金額に加給金額にある額を加算した額をもって、その基本給月額とする。

イ 教育職基本給表(二)

職務の級 号俸	1級 基本給月額	2級 基本給月額	3級 基本給月額
	円	円	円
1	183,200	217,800	277,100
2	185,700	219,900	280,100
3	188,300	221,900	282,900
4	191,000	224,000	285,700
5	193,700	225,900	288,500
6	196,500	227,900	291,100
7	199,300	230,000	293,400
8	202,200	232,000	295,800
9	205,000	234,200	298,200
10	208,000	236,600	300,800
11	210,900	239,000	303,200
12	213,800	241,400	305,800
13	216,400	243,400	308,000
14	218,100	245,700	310,000
15	219,900	248,000	312,100
16	221,600	250,300	313,800
17	223,300	252,500	316,200
18	225,000	255,600	318,700
19	226,800	258,700	321,100
20	228,400	261,800	323,500
21	230,300	264,600	325,900
22	232,200	267,600	328,700
23	234,200	270,500	331,400
24	236,200	273,400	334,500
25	237,800	276,200	337,200
26	239,700	278,800	339,800
27	241,600	281,300	342,400
28	243,600	284,000	345,200
29	245,300	286,800	348,000
30	247,200	289,000	350,500
31	249,200	291,000	352,800
32	251,200	293,200	355,100
33	253,000	295,000	357,500
34	255,000	297,100	359,500
35	256,900	299,300	361,600
36	258,800	301,200	363,500
37	260,200	303,200	365,500
38	261,800	305,000	367,600
39	263,300	306,700	369,800
40	264,900	308,500	372,000
41	266,500	310,100	374,200
42	267,700	312,200	376,200
43	268,600	314,300	378,300
44	269,700	316,700	380,400
45	270,600	318,700	381,900
46	271,500	320,700	383,900
47	272,200	322,800	385,700
48	272,900	325,100	387,700
49	273,800	327,400	388,600
50	274,400	329,800	390,400
51	275,100	331,900	392,000
52	275,900	333,900	393,800
53	276,800	336,100	394,800
54	277,500	337,800	396,400
55	278,400	339,600	397,900

職務の級	1級	2級	3級
56	279,300	341,200	399,600
57	280,100	342,900	400,900
58	281,300	344,800	402,600
59	282,200	346,500	404,200
60	283,600	348,500	405,800
61	284,600	350,300	407,100
62	286,000	352,100	408,700
63	287,100	354,000	410,200
64	288,200	355,800	411,800
65	289,300	357,500	413,200
66	290,400	359,400	414,200
67	291,600	361,100	415,200
68	292,700	362,900	416,100
69	293,800	364,400	417,100
70	294,700	366,100	418,100
71	295,700	367,800	419,200
72	296,700	369,500	420,100
73	297,800	370,800	420,800
74	298,800	372,400	421,600
75	299,900	373,800	422,600
76	301,000	375,400	423,600
77	301,700	377,000	424,600
78	302,600	378,700	425,600
79	303,400	380,200	426,600
80	304,300	381,900	427,500
81	305,000	383,400	428,200
82	305,900	384,800	429,100
83	306,800	386,400	430,000
84	307,700	388,000	430,800
85	308,100	389,000	431,700
86	308,800	390,300	432,500
87	309,500	391,700	433,300
88	310,400	393,100	434,200
89	311,300	394,400	434,900
90	312,100	395,500	435,400
91	312,900	396,600	436,000
92	313,600	397,800	436,400
93	314,300	398,600	436,900
94	315,000	399,700	437,400
95	315,700	400,800	437,800
96	316,400	401,800	438,200
97	316,800	402,700	438,400
98	317,200	403,700	438,800
99	317,600	404,700	439,100
100	318,000	405,600	439,400
101	318,300	406,400	439,700
102	318,700	407,400	
103	319,000	408,400	
104	319,400	409,400	
105	319,800	410,000	
106	320,300	410,700	
107	320,800	411,400	
108	321,300	412,000	
109	321,700	412,500	
110	322,200	412,900	
111	322,600	413,200	
112	323,100	413,500	
113	323,400	413,700	
114	323,900	414,000	

職務の級	1級	2級	3級
115	324,300	414,300	
116	324,800	414,600	
117	325,100	414,800	
118	325,500	415,100	
119	326,000	415,400	
120	326,500	415,600	
121	326,700	415,800	
122	327,100	416,100	
123	327,600	416,400	
124	327,900	416,600	
125	328,100	416,800	
126	328,400		
127	328,900		
128	329,300		
129	329,500		
130	329,900		
131	330,400		
132	330,800		
133	331,000		
134	331,400		
135	331,900		
136	332,200		
137	332,500		
138	332,900		
139	333,300		
140	333,700		
141	334,100		

別表第3 医療職基本給表(第11条関係)

ア 医療職基本給表(A)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号俸	基本給月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100	437,200
2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800	439,800
3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400	442,300
4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100	444,900
5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500	447,300
6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200	449,800
7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800	452,300
8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500	454,800
9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600	457,200
10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900	459,600
11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100	462,200
12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300	464,600
13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400	467,100
14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400	468,600
15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400	469,900
16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500	471,200
17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300	472,400
18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300	473,700
19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200	475,000
20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300	476,300
21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100	477,500
22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700	478,900
23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300	480,300
24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800	481,500
25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300	482,900
26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600	484,200
27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900	485,600
28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200	487,000
29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500	488,400
30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700	489,500
31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900	490,600
32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900	
39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300	
40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000	
41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500	
42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900	
43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300	
44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	
46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	
50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	
51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	
52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	
53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800	
54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800		
55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400		
57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700		
58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000		
59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300		
60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700		
61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900		
62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200		
63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500		
64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800		
65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000		
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900			
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600			
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200			
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600			
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100			
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600			
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100			
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700			
74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200			
75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800			
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400			
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900			
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400			
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900			
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400			
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700			
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200			
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600			
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000			
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400			
86		289,500	325,400	346,300				
87		289,700	325,600	346,600				
88		289,900	326,000	346,900				
89		290,300	326,400	347,300				
90		290,500	326,800	347,600				
91		290,700	327,200	348,000				
92		290,900	327,600	348,300				
93		291,300	327,900	348,700				
94		291,500	328,100	349,000				
95		291,700	328,500	349,300				
96		292,000	328,800	349,600				
97		292,400	329,000	349,900				
98		292,700	329,300	350,300				
99		292,900	329,600	350,700				
100		293,200	329,900	351,100				
101		293,500	330,100	351,600				
102		293,700	330,400	352,000				
103		293,900	330,800	352,400				
104		294,200	331,000	352,800				
105		294,500	331,200	353,300				
106			331,400					
107			331,800					
108			332,000					
109			332,200					
110			332,600					
111			333,000					
112			333,400					
113			333,600					

イ 医療職基本給表(B)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	基本給月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100	374,100
2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200	376,700
3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200	379,400
4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400	382,000
5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400	384,200
6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500	386,600
7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600	388,900
8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700	391,200
9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200	393,200
10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200	395,300
11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100	397,500
12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100	399,800
13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000	401,700
14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100	403,700
15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200	405,900
16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200	408,100
17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200	410,100
18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200	412,300
19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300	414,500
20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400	416,600
21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100	418,500
22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200	420,400
23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300	422,200
24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300	424,100
25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300	425,800
26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900	427,400
27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800	429,100
28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700	430,700
29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500	432,000
30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200	433,300
31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100	434,900
32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900	436,400
33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600	438,100
34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400	443,600
38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100	444,900
39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900	446,200
40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
94	281,900	315,000	348,400	366,400			
95	282,800	315,700	349,100	366,800			
96	283,800	316,300	349,700	367,100			
97	284,400	317,000	350,100	367,700			
98	285,200	317,300	350,500	368,200			
99	285,800	317,900	351,000	368,700			
100	286,700	318,600	351,400	369,200			
101	287,500	319,000	351,900	369,800			
102	288,300	319,600	352,300	370,300			
103	289,100	320,200	352,800	370,800			
104	289,900	320,800	353,200	371,200			
105	290,600	321,200	353,500	371,800			
106	291,100	321,700	354,000	372,300			
107	291,600	322,200	354,400	372,800			
108	292,100	322,700	354,700	373,300			
109	292,300	323,100	355,200	373,900			
110	292,600	323,500	355,700	374,300			
111	292,800	323,800	356,200	374,800			
112	293,200	324,100	356,700	375,300			

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
113	293,500	324,500	357,200	375,900			
114	293,700	324,900	357,700				
115	294,100	325,300	358,200				
116	294,400	325,600	358,600				
117	294,700	325,800	359,000				
118	295,000	326,100	359,400				
119	295,300	326,500	359,900				
120	295,700	326,700	360,400				
121	296,000	326,900	360,800				
122	296,400	327,200	361,300				
123	296,700	327,500	361,800				
124	297,100	327,800	362,300				
125	297,300	328,000	362,600				
126	297,500	328,300					
127	297,800	328,700					
128	298,200	328,900					
129	298,400	329,100					
130	298,700	329,300					
131	299,100	329,700					
132	299,500	329,900					
133	299,700	330,200					
134	300,000	330,600					
135	300,400	331,000					
136	300,700	331,400					
137	300,900	331,700					
138	301,200	332,100					
139	301,600	332,500					
140	301,900	332,900					
141	302,100	333,200					
142	302,500	333,600					
143	302,900	333,900					
144	303,200	334,300					
145	303,400	334,600					
146	303,600	335,000					
147	303,900	335,400					
148	304,300	335,800					
149	304,500	336,100					
150	304,700	336,500					
151	305,000	336,900					
152	305,300	337,300					
153	305,700	337,600					
154	305,900						
155	306,100						
156	306,400						
157	306,700						
158	307,000						
159	307,300						
160	307,600						
161	308,000						
162	308,300						
163	308,600						
164	308,900						
165	309,300						
166	309,600						
167	309,900						
168	310,200						
169	310,600						

別表第4 指定職基本給表(第11条関係)

号俸	基本給月額
	円
1	706,000
2	761,000
3	818,000
4	895,000
5	965,000
6	1,035,000
7	1,107,000
8	1,175,000

別表第5(第24条関係)適用区分表

勤務箇所	教職員	調整数
1. 大学院の研究科等	(1) 博士の学位を有するか又は博士前期課程(修士課程)修了後5年若しくは大学における6年の課程を修了した後6年の研究歴を有する助手	1
2. 医学部、医学系研究科及び附置研究所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者 (2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする教職員	1
3. 人間科学研究科附属比較行動実験施設及び微生物病研究所	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする教職員	1
4. 医学部附属病院及び歯学部附属病院	(1) 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手	3
	(2) 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。)、看護師及び准看護師 (3) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 (4) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者 (5) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者 (6) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員 (7) 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	2
	(8) 結核病棟、精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長((2)に掲げる者を除く。)並びに集中治療病棟に勤務する看護師及び准看護師 (9) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 (10) 集中治療病棟(脳卒中センター(脳卒中ケアユニット)に限る。)に勤務し、作業療法又は理学療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員又は理学療法技術職員 (11) 手術部(中央手術室)に勤務する看護師長、看護師及び准看護師 (12) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務教職員	1
5. 核物理研究センター	(1) 放射線発生装置(サイクロトロン)若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究(大学が別に定めるものに限る。)の業務に直接従事することを本務とする教職員 (2) 放射線発生装置(高エネルギー加速器等を除く。)を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする教職員	1

別表第6 調整基本額(第24条関係)

ア 一般職基本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,200円
7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,300円
10級	15,900円

イ 一般職基本給表(二)

職務の級	調整基本額
1級	6,000円
2級	7,400円
3級	8,500円
4級	8,700円
5級	9,600円

ウ 教育職基本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	10,500円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円

エ 教育職基本給表(二)

職務の級	調整基本額
2級	11,300円

オ 医療職基本給表(A)

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,700円
5級	10,500円
6級	11,300円
7級	12,200円
8級	13,800円

カ 医療職基本給表(B)

職務の級	調整基本額
1級	8,100円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,400円
6級	11,600円
7級	12,500円

別表第7 管理職手当額(第25条関係)

基本給表	職務の級	職責区分	管理職手当額(円)
一般職基本給表(一)	8	Ⅱ種	94,000
	7	Ⅱ種	88,500
	6	Ⅱ種	83,100
		Ⅲ種	72,700
		Ⅳ種	62,300
	5	Ⅲ種	69,400
Ⅳ種		59,500	
教育職基本給表(一)	5	Ⅱ種	300,000
		Ⅲ種	250,000
		Ⅳ種	80,200
		Ⅴ種	66,800
		Ⅵ種	42,800
	4	Ⅳ種	68,800
		Ⅴ種	57,300
医療職基本給表(A)	8	Ⅳ種	72,600
	7	Ⅳ種	65,700
	6	Ⅳ種	62,300
	5	Ⅳ種	58,900
医療職基本給表(B)	7	Ⅱ種	88,300
		Ⅲ種	77,300
	6	Ⅱ種	86,700
		Ⅲ種	75,800
	5	Ⅱ種	79,000
		Ⅲ種	69,100
		Ⅳ種	59,200
	4	Ⅳ種	53,700

注 一般職基本給表(一)の適用を受ける管理職が総長参与を兼ねる場合は、適用される職務の級におけるⅡ種の職責区分に係る管理職手当額に36,300円を加算した額を支給する。

別表第8 医師等調整手当(第26条関係)

期間の区分	手当の額
	円
1年未満	50,800
1年以上2年未満	50,800
2年以上3年未満	50,800
3年以上4年未満	50,800
4年以上5年未満	50,800
5年以上6年未満	50,800
6年以上7年未満	49,000
7年以上8年未満	47,200
8年以上9年未満	45,400
9年以上10年未満	43,600
10年以上11年未満	41,800
11年以上12年未満	40,000
12年以上13年未満	38,200
13年以上14年未満	36,400
14年以上15年未満	35,000
15年以上16年未満	33,600
16年以上17年未満	32,200
17年以上18年未満	30,800
18年以上19年未満	29,400
19年以上20年未満	28,000
20年以上21年未満	26,600
21年以上22年未満	26,000
22年以上23年未満	25,400
23年以上24年未満	24,400
24年以上25年未満	23,800
25年以上26年未満	23,200
26年以上27年未満	22,600
27年以上28年未満	22,000
28年以上29年未満	21,200
29年以上30年未満	20,900
30年以上31年未満	20,500
31年以上32年未満	19,900
32年以上33年未満	19,000
33年以上34年未満	18,100
34年以上35年未満	17,400
35年以上	0

国立大学法人大阪大学年俸制教職員給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に常時勤務する教職員のうち、国立大学法人大阪大学教職員就業規則(以下「就業規則」という。)の適用を受ける者であつて、基本年俸及び業績変動賞与を給与として支給される教職員(国立大学法人大阪大学新年俸制教職員給与規程の適用を受ける者を除く。以下「年俸制教職員」という。)について、同規則第25条の規定に基づき、その給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 年俸制教職員の給与に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 年俸制教職員の給与は、基本年俸、業績変動賞与及び諸手当として支給する。

2 諸手当は、基本年俸の調整額、管理職手当、医師等調整手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、ドクターヘリ搭乗手当、夜間診療等手当、緊急診療等呼出手当、災害派遣医療等手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当からなるものとする。

(給与の支給日等)

第4条 基本年俸は、その12分の1の額を月額基本給(以下「基本給」という。)として、毎月17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日(15日が休日に当たるときは、18日)に、土曜日に当たるときは16日に、休日(月曜日に限る。)に当たるときは18日にこれを支給する。

2 基本給は毎月末を締切日とし、各月の末日までに、欠勤等の事由により、前項の規定に基づき支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に過不足が生じた場合には、原則として、翌月の基本給において、これを清算する。ただし、やむを得ない事由がある場合には、その清算時期を遅らせることがある。

3 業績変動賞与は、第12条第2項及び第3項に規定する場合を除き、毎年6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日に、土曜日に当たるときは支給日の前日に支給する。

4 基本年俸の調整額は、その12分の1の額を月額調整額(以下「調整額」という。)として、基本給の支給日に支給する。

5 管理職手当及び医師等調整手当は、基本給の支給日に支給する。

6 放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、ドクターヘリ搭乗手当、夜間診療等手当、緊急診療等呼出手当、災害派遣医療等手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の基本給の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、翌々に支給することがある。

7 第1項、第4項、第5項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため、請求があつた場合には、既往の勤務に対する基本給及び諸手当を速やかに支給する。年俸制教職員が退職し若しくは解雇されたとき、又は大学が特に必要と認めたとときも、同様とする。

(1) 年俸制教職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡したため、費用を必要とするとき。

(2) 年俸制教職員又はその収入によって生計を維持している者がやむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷するとき。

(給与の支給原則等)

第5条 給与は、年俸制教職員に直接、その全額を通貨で支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。

(1) 源泉所得税

(2) 住民税

(3) 共済組合保険料

(4) 雇用保険料

(5) 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの

3 第1項の規定にかかわらず、年俸制教職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

(日割計算等)

第6条 月の途中で、年俸制教職員となった者又は退職し、若しくは解雇された者の基本給は、日割計算に基づき、これを支給する。

2 前項の日割計算は、その期間の総日数から国立大学法人大阪大学教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「労

働時間規程」という。)第8条に規定する所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として、これを行う。

- 3 第1項の規定にかかわらず、年俸制教職員が死亡したときは、その月の末日まで勤務したもものとして、基本給を支給する。
- 4 前3項の規定は、調整額、管理職手当及び医師等調整手当の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第17条から第19条まで及び第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給、調整額、管理職手当及び医師等調整手当の月額合計額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第17条から第19条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当又は災害派遣医療等手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を8で除した額、1月単位で支給されるものにあつては、その額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除した額)を前項に定める額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条 第17条から第19条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日手当又は夜勤手当の額及び第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 基本年俸

(基本年俸の支給等)

第10条 基本年俸は、次に掲げる基本年俸表に定める号数に基づき、これを支給する。

- (1) 教職員基本年俸表(一)(別表第1)
- (2) 教職員基本年俸表(二)(別表第2)
- 2 基本年俸は、原則として前項第1号で定める教職員基本年俸表(一)を適用する。ただし、大学が特に必要と認めた場合に限り、前項第2号で定める教職員基本年俸表(二)を適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、大学が特に必要と認めた者について、これとは別に基本年俸の額を決定し、支給することがある。
- 4 前3項の基本年俸表等に定める基本年俸の額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。

(年俸額等の決定)

第11条 年俸制教職員の基本年俸は、その者の職務内容、学歴、免許、資格及び教育研究その他の職務に係る経験等を考慮して、これに適用すべき号数及び基本年俸の額を決定する。

- 2 前項の号数及び基本年俸の額は、昇任等によるほか、評価結果に基づき、これを変更することがある。
- 3 前項の規定にかかわらず、大学が特に認めた場合は、これと異なる定めをすることがある。

第3章 業績変動賞与

(業績変動賞与の支給等)

第12条 業績変動賞与は、毎年6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)に大学に在籍する年俸制教職員に対して支給する。基準日の前日から起算してそれ以前の1か月間に死亡した年俸制教職員についても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する年俸制教職員に対しては、業績変動賞与を支給しない。
 - (1) 就業規則第14条第1項の規定に基づく休職期間中の年俸制教職員のうち、給与の支給を受けていない者
 - (2) 就業規則第37条第2項第3号の規定に基づく停職期間中の者
 - (3) 基準日から支給日までの間に、就業規則第21条第2項各号に規定する理由に基づき解雇され、又は同規則第37条第2項第5号の規定に基づき懲戒解雇された者
 - (4) その他前各号の規定に準ずる者
- 3 前項に規定する場合のほか、財務状況の悪化その他やむを得ない事由が存在する場合(当該年俸制教職員について前項第3号に規定する解雇又は懲戒解雇の事由が明白に存在する場合を含む。)には、業績変動賞与を支給せず、又はその支給日を遅らせることがある。
- 4 業績変動賞与は、大学の財務状況等を勘案しつつ、基準日から起算してそれ以前の6か月間(在職期間が6か月に満たない者については、その在職期間。以下「算定基礎期間」という。)における勤務を対象として、その者の職責及び勤務成績に応じて、これを支給する。
- 5 前項の勤務成績の評価は、算定基礎期間における勤務を対象として、これを行う。

6 業績変動賞与の額は、その期ごとに決定する。

第4章 諸手当

(基本年俸の調整額)

第12条の2 教職員基本年俸表(一)の適用を受ける者のうち、職務の複雑さ、困難さ、責任の程度、労働の強度、勤務時間、就労環境その他の労働条件が、同じ職務の区分に属する他の年俸制教職員と比べて著しく特殊な年俸制教職員については、その職務の特殊性に基づき、基本年俸の調整額を支給することができる。

- 2 前項の規定により基本年俸の調整額を支給する職は、別表第3に掲げる勤務箇所に勤務する同表の年俸制教職員欄に掲げる年俸制教職員の占める職とする。
- 3 前項の調整額は、当該年俸制教職員に適用される職務の区分に応じて、別表第4に掲げる調整基本額に別表第3の調整数を乗じて得た額とする。

(管理職手当)

第13条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある年俸制教職員(以下「管理職」という。)に対して、これを支給する。

- 2 前項の管理職の範囲については、別に定める。
- 3 管理職手当の月額、当該年俸制教職員に適用される職責区分に応じて、別表第5に掲げる支給額とする。
- 4 管理職手当には、第19条に規定する夜勤手当が含まれるものとする。
- 5 管理職が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第7条第1項第1号に規定する業務災害(以下「業務災害」という。)に遭い、療養のため勤務しないことを大学が特に認めた場合を除く。)には、その月の管理職手当は支給しない。
- 6 前5項に規定するほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(医師等調整手当)

第13条の2 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、大学が別に定める職に新たに採用され又は当該職に異動した年俸制教職員(教職員基本年俸表(一)の適用を受ける年俸制教職員であって、医師免許証(医師法(昭和23年法律第201号)に規定するものに限る。以下同じ。)又は歯科医師免許証(歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定するものに限る。以下同じ。)を有する者に限る。)に対しては、月額50,800円を超えない範囲内の額を採用又は異動(以下「採用等」という。)の日から35年以内の期間、医師等調整手当として支給する。

- 2 前項の手当の額は、採用等の日から1年を経過するごとにその額を減じるものとし、その月額は、採用等の日以後の期間の区分に応じ、別表第6に掲げる額とする。
- 3 前2項に規定するほか、医師等調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(放射線取扱手当)

第14条 放射線取扱手当は、大阪大学放射線障害予防通則第2条に定める施設の管理区域内において、放射線業務を行う年俸制教職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められた場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

(異常圧力内作業手当)

第15条 異常圧力内作業手当は、年俸制教職員が高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、次の表に掲げる気圧の区分に応じ、作業に従事した時間1時間につき、同表に定める額とする。

気圧の区分	手当額
0.2メガパスカルまで	210円
0.3メガパスカルまで	560円
0.3メガパスカルを超えるとき	1,000円

(ドクターヘリ搭乗手当)

第16条 ドクターヘリ搭乗手当は、医師免許証を有する年俸制教職員が、救急現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うためにドクターヘリ(救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターをいう。)に搭乗し、救急医療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、その業務1回につき1,900円とする。

(夜間診療等手当)

第16条の2 夜間診療等手当は、医師免許証又は歯科医師免許証を有する年俸制教職員のうち医学部附属病院長又は歯学部附属

病院長が指定するものが、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌日午前5時までの間(以下「深夜」という。)に行われる診療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次表に定める額とする。

勤務の区分	手当額
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	15,000円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	7,300円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	6,400円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	4,400円

(緊急診療等呼出手当)

第16条の3 緊急診療等呼出手当は、年俸制教職員(宿日直の業務に従事している者を除く。)のうち、医師免許証又は歯科医師免許証を有する者が緊急の呼出し(医学部附属病院院長又は歯学部附属病院院長が定めるものに限る。)を受け、所定の勤務時間以外の時間帯又は所定休日において診療等の業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、その呼出し1回につき5,000円とする。

(災害派遣医療等手当)

第16条の4 災害派遣医療等手当は、年俸制教職員が、災害救助法(昭和22年法律第118号)及び大阪府災害救助法施行細則(昭和44年大阪府規則第48号)その他の関係法令に基づき災害派遣され、医療等の業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、大阪府災害救助法施行細則第3条及び別表第2に定める日当額に準じ、これを改定するものとする。
3 前2項に規定するほか、災害派遣医療等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当)

第17条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、超過勤務を命じられた年俸制教職員には、当該超過勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、超過勤務を命じられた時間(労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づく休日勤務(法定休日における勤務を除く。))を命じられた時間を含む。)が1か月につき60時間を超える場合には、その超える部分について、勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当として支給する。
3 前2項の規定にかかわらず、管理職のほか、労基法第41条第2号に規定する機密の事務を取り扱う者に該当する年俸制教職員には、超過勤務手当を支給しない。

(休日手当)

第18条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、休日勤務を命じられた年俸制教職員には、当該休日勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の160)を休日手当として支給する。

- 2 前条第3項の規定は、休日手当について、これを準用する。

(夜勤手当)

第19条 労働時間規程第7条第1項に基づき、深夜に勤務することを命じられた年俸制教職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する(前2条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日手当が支給される場合を除く。)

(宿日直手当)

第20条 労働時間規程第10条に基づき、宿直又は日直を命じられた年俸制教職員には、別に定めるところにより、宿日直手当を支給する。

第5章 給与の特例等

(休職期間中の給与)

第21条 年俸制教職員が業務災害に遭い、療養のため、就業規則第14条第1項第1号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与の全額(労災保険法第14条に規定する休業補償給付(休業特別支給金を含む。))を受けたときは、これを控除した額を支給する。

- 2 前項に規定する場合を除き、年俸制教職員が就業規則第14条第1項第1号に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与を支給しない。年俸制教職員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第14条第1項第2号の規定に基づく休職に付された場合も、同様とする。
3 年俸制教職員が就業規則第14条第1項第3号及び第4号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給及

び調整額(以下「基本給等の月額」という。)のそれぞれ100分の70(就業規則第14条第1項第3号に該当する場合であつて当該年俸制教職員が業務災害に遭つたと認められるときは、100分の100)の範囲内で、給与を支給することができる。

- 4 年俸制教職員が就業規則第14条第1項第5号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給等の月額の100分の100の範囲内で、給与を支給することができる。
- 5 休職期間中の年俸制教職員に対しては、他に別段の定めのない限り、第1項、第3項及び前項に規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(派遣期間中の給与)

第22条 就業規則第16条の2第1項に規定する派遣については、その期間中、基本給等の月額の100分の100の範囲内で、給与を支給することができる。

- 2 派遣期間中の年俸制適用教職員に対しては、他に別段の定めのない限り、前項に規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(特別休暇の期間中における給与の取扱い)

第23条 労働時間規程第22条に規定する特別休暇の期間中における給与の取扱いについては、別に定める。

(給与の減額)

第24条 年俸制教職員が勤務しなかった場合には、他に別段の定めのない限り、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しなかった時間数を乗じて得た額を減額して、給与を支給する。

第6章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第25条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年1月1日から施行する。

(入試手当に関する特例)

- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、当分の間、入試関係の業務に従事した年俸制教職員(管理職を除く。)に対しては、その業務内容及び法人化前の大阪大学における類似の業務に係る手当の支給状況等を考慮して、入試手当を支給することができるものとする。

(災害応急作業等手当)

- 3 第3条第2項の規定にかかわらず、当分の間、大規模な自然災害等に対処するための作業に従事した年俸制教職員には、別に定めるところにより、災害応急作業等手当を支給する。
- 4 第7条第2項の規定にかかわらず、第17条から第19条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、災害応急作業等手当が支給されることとなる作業に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(その額を8で除した額)を同条第1項に定める額に加算した額とする。
- 5 災害応急作業等手当が支給されることとなる日については、第14条第1項各号に規定する外部放射線の実効線量測定対象期間から除くこととする。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月20日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成28年3月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
(平成27年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本年俸表の適用を受けること

となった年俸制教職員の特例措置)

- 2 平成27年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本年俸表の適用を受けることとなった年俸制教職員の前項の規定は、当該基本年俸表の適用日(以下「適用日」という。)以降とする。この場合において、当該年俸制教職員の適用日以降における基本年俸は、適用日から施行日の前日までの間においてその者が受けていた基本年俸表の号数とし、改正後の基本年俸表に定める額とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成28年12月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
(平成28年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本年俸表の適用を受けることとなった年俸制教職員の特例措置)
- 2 平成28年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本年俸表の適用を受けることとなった年俸制教職員の前項の規定は、当該基本年俸表の適用日(以下「適用日」という。)以降とする。この場合において、当該年俸制教職員の適用日以降における基本年俸は、適用日から施行日の前日までの間においてその者が受けていた基本年俸表の号数とし、改正後の基本年俸表に定める額とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成29年12月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
(平成29年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本年俸表の適用を受けることとなった年俸制教職員の特例措置)
- 2 平成29年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本年俸表の適用を受けることとなった年俸制教職員の前項の規定は、当該基本年俸表の適用日(以下「適用日」という。)以降とする。この場合において、当該年俸制教職員の適用日以降における基本年俸は、適用日から施行日の前日までの間においてその者が受けていた基本年俸表の号数とし、改正後の基本年俸表に定める額とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成30年12月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
(平成30年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本年俸表の適用を受けることとなった年俸制教職員の特例措置)
- 2 平成30年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本年俸表の適用を受けることとなった年俸制教職員の前項の規定は、当該基本年俸表の適用日(以下「適用日」という。)以降とする。この場合において、当該年俸制教職員の適用日以降における基本年俸は、適用日から施行日の前日までの間においてその者が受けていた基本年俸表の号数とし、改正後の基本年俸表に定める額とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和元年12月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
(平成31年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本年俸表の適用を受けることとなった年俸制教職員の特例措置)
- 2 平成31年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本年俸表の適用を受けることとなった年俸制教職員については、前項の規定にかかわらず、当該基本年俸表の適用日からこの改正の適用を受けるものとする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
(災害応急作業等手当の廃止)
- 2 附則(平成26年1月1日施行)第3項に規定する「当分の間」の措置は、令和3年3月31日をもって廃止する。

附 則

この改正は、令和3年6月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 教職員基本年俸表(一)(第10条関係)

職務の区分	A	B	C	D
号数	基本年俸額(円)	基本年俸額(円)	基本年俸額(円)	基本年俸額(円)
1	6,112,500	6,881,100	7,302,900	8,411,400
2	6,060,900	6,819,600	7,221,300	8,350,500
3	6,010,200	6,759,000	7,140,000	8,289,300
4	5,959,500	6,697,800	7,058,700	8,228,700
5	5,908,800	6,636,900	6,976,800	8,167,500
6	5,806,500	6,575,700	6,895,800	8,106,600
7	5,704,500	6,514,200	6,819,900	7,984,200
8	5,602,500	6,453,000	6,738,600	7,862,400
9	5,505,900	6,392,100	6,657,300	7,740,000
10	5,417,400	6,331,200	6,576,000	7,617,900
11	5,319,600	6,178,500	6,413,100	7,495,800
12	5,235,000	6,030,600	6,271,500	7,380,300
13	5,153,400	5,893,200	6,107,700	7,258,200
14	5,067,600	5,744,100	5,970,000	7,085,100
15	4,972,200	5,511,600	5,763,600	6,912,000
16	4,727,100	5,276,700	5,555,700	6,738,600
17	4,488,900	5,047,500	5,240,100	6,588,600
18	4,229,400	4,807,200		6,414,900
19	3,982,500	4,557,000		
20	3,724,200			

別表第2 教職員基本年俸表(二)(第10条関係)

号数	基本年俸額(円)
1	18,761,400
2	18,071,100
3	17,380,500
4	16,689,000
5	16,082,100
6	15,436,200
7	14,789,400
8	14,143,800
9	13,569,900
10	12,968,700
11	12,367,200
12	11,765,100
13	10,838,700
14	10,503,900
15	10,168,800
16	9,833,700
17	9,610,800
18	9,330,600
19	9,051,900
20	8,771,400
21	8,575,200
22	8,338,200
23	8,101,800
24	7,864,200
25	7,680,900
26	7,472,400
27	7,263,900
28	7,054,500
29	6,927,900
30	6,760,200
31	6,593,400
32	6,425,700
33	6,201,900
34	6,033,900
35	5,867,100
36	5,699,100
37	5,603,700
38	5,463,600
39	5,324,400
40	5,183,700
41	5,111,700
42	5,007,300
43	4,903,500
44	4,799,100
45	4,691,700
46	4,587,300
47	4,483,200
48	4,378,800
49	4,314,600
50	4,231,200
51	4,147,500
52	4,063,200

別表第3(第12条の2関係)適用区分表

勤務箇所	年俸制教職員	調整数
1. 医学部、医学系研究科及び附置研究所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを職務内容とする年俸制教職員	1
2. 人間科学研究科附属比較行動実験施設及び微生物病研究所	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする年俸制教職員	1
3. 医学部附属病院及び歯学部附属病院	(1) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師	2
	(2) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	1
4. 核物理研究センター	(1) 放射線発生装置(サイクロトロン)若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究(大学が別に定めるものに限る。)の業務に直接従事することを本務とする年俸制教職員 (2) 放射線発生装置(高エネルギー加速器等を除く。)を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする年俸制教職員	1

別表第4 調整基本額(第12条の2関係)

教職員基本年俸表(一)

職務の区分	調整基本額(円)
A	126,000
B	142,800
C	152,400
D	180,000

別表第5 管理職手当額(第13条関係)

職名	職責区分	管理職手当額(円)
教授	Ⅱ種	300,000
	Ⅲ種	250,000
	Ⅳ種	80,200
	Ⅴ種	66,800
	Ⅵ種	42,800
准教授	Ⅳ種	68,800
	Ⅴ種	57,300

別表第6 医師等調整手当(第13条の2関係)

期間の区分	手当の額
	円
1年未満	50,800
1年以上2年未満	50,800
2年以上3年未満	50,800
3年以上4年未満	50,800
4年以上5年未満	50,800
5年以上6年未満	50,800
6年以上7年未満	49,000
7年以上8年未満	47,200
8年以上9年未満	45,400
9年以上10年未満	43,600
10年以上11年未満	41,800
11年以上12年未満	40,000
12年以上13年未満	38,200
13年以上14年未満	36,400
14年以上15年未満	35,000
15年以上16年未満	33,600
16年以上17年未満	32,200
17年以上18年未満	30,800
18年以上19年未満	29,400
19年以上20年未満	28,000
20年以上21年未満	26,600
21年以上22年未満	26,000
22年以上23年未満	25,400
23年以上24年未満	24,400
24年以上25年未満	23,800
25年以上26年未満	23,200
26年以上27年未満	22,600
27年以上28年未満	22,000
28年以上29年未満	21,200
29年以上30年未満	20,900
30年以上31年未満	20,500
31年以上32年未満	19,900
32年以上33年未満	19,000
33年以上34年未満	18,100
34年以上35年未満	17,400
35年以上	0

国立大学法人大阪大学新年俸制教職員給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に常時勤務する教職員のうち、国立大学法人大阪大学教職員就業規則(以下「就業規則」という。)の適用を受ける者(国立大学法人大阪大学教職員給与規程又は国立大学法人大阪大学年俸制教職員給与規程の適用を受ける者を除く。以下「教職員」という。)について、同規則第25条の規定に基づき、その給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 教職員の給与に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 教職員の給与は、基本年俸、業績変動賞与及び諸手当として支給する。

2 諸手当は、基本年俸の調整額、管理職手当、医師等調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、ドクターヘリ搭乗手当、夜間診療等手当、緊急診療等呼出手当、災害派遣医療等手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当からなるものとする。

(給与の支給日等)

第4条 基本年俸は、その12分の1の額を月額基本給として毎月17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日(15日が休日に当たるときは、18日)に、土曜日に当たるときは16日に、休日(月曜日に限る。)に当たるときは18日にこれを支給する。

2 月額基本給は毎月末を締切日とし、各月の末日までに、欠勤等の事由により、前項の規定に基づき支給した月額基本給と本来支給すべき月額基本給との間に過不足が生じた場合には、原則として、翌月の月額基本給において、これを清算する。ただし、やむを得ない事由がある場合には、その清算時期を遅らせることがある。

3 業績変動賞与は、第20条第2項及び第3項に規定する場合を除き、毎年6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日に、土曜日に当たるときは支給日の前日に支給する。

4 基本年俸の調整額は、その12分の1の額を月額調整額として、月額基本給の支給日に支給する。

5 管理職手当、医師等調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び通勤手当は、月額基本給の支給日に支給する。

6 放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、ドクターヘリ搭乗手当、夜間診療等手当、緊急診療等呼出手当、災害派遣医療等手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の月額基本給の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、翌々月に支給することがある。

7 第1項、第4項、第5項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため、請求があった場合には、既往の勤務に対する月額基本給及び諸手当を速やかに支給する。教職員が退職し若しくは解雇されたとき、又は大学が特に必要と認めるときも、同様とする。

(1) 教職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡したため、費用を必要とするとき。

(2) 教職員又はその収入によって生計を維持している者がやむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷するとき。

(給与の支給原則等)

第5条 給与は、教職員に直接、その全額を通貨で支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。

(1) 源泉所得税

(2) 住民税

(3) 共済組合保険料

(4) 雇用保険料

(5) 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの

3 第1項の規定にかかわらず、教職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

(日割計算等)

第6条 月の途中で、教職員となった者、昇格、昇給等により基本年俸の額に変動を生じた者及び退職し、又は解雇された者の月額基本給は、日割計算に基づき、これを支給する。

2 前項の日割計算は、その期間の総日数から国立大学法人大阪大学教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「労

働時間規程」という。)第8条に規定する所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として、これを行う。

- 3 第1項の規定にかかわらず、教職員が死亡したときは、その月の末日まで勤務したものとして、月額基本給を支給する。
- 4 前3項の規定は、基本年俸の調整額、管理職手当、医師等調整手当及び地域手当の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第32条から第34条まで及び第40条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本年俸及び基本年俸の調整額並びにこれらの給与に対する地域手当、管理職手当及び医師等調整手当の月額合計額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第32条から第34条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当又は災害派遣医療等手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を8で除した額、1月単位で支給されるものにあつては、その額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除した額)を前項に定める額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条 第32条から第34条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日手当又は夜勤手当の額及び第40条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 基本年俸

(基本年俸の支給)

第10条 基本年俸は、次条の基本年俸表に定める区分及び号数に基づき、これを支給する。

(基本年俸表の種類等)

第11条 基本年俸表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教職員基本新年俸表(一)(別表第1)
- (2) 教職員基本新年俸表(二)(別表第2)
- 2 前項の規定にかかわらず、大学が特に必要と認められた者について、これとは別に基本年俸の額を決定し、支給することがある。
- 3 前2項の基本年俸表に定める基本年俸の額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。

(初任給)

第12条 新たに教職員として採用した者の初任給は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等のほか、他の教職員との均衡を考慮して、その区分及び号数を決定する。

(昇格)

第13条 就業規則第12条の規定により昇任した教職員については、その者が従事する職務に応じた上位の区分に、これを昇格させることができる。

- 2 勤務成績が優秀な教職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な評価に基づき、1区分上位の区分にこれを昇格させることができる。

(基本年俸表を異にする異動等における区分の格付け)

第14条 教職員を基本年俸表の適用を異にして他の職務に異動させる場合、又は基本年俸表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合には、その異動後の職種に応じ、区分の格付けを行う。

(昇給)

第15条 教職員の昇給は、次条で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。ただし、勤務成績が良好でない者については、昇給を行わないことがある。

- 2 前項の規定により昇給を行う場合における昇給の号数数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号数数を4号数(教職員基本新年俸表(一)の適用を受ける教職員でその職務の区分がD区分であるものにあつては、3号数)とすることを標準として、これを決定するものとする。
- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、55歳を超える教職員については、昇給を行わない。ただし、大学が特に必要と認められた者については、この限りでない。

- 4 前3項の規定にかかわらず、教職員の昇給は、その属する職務の区分における最高の号数を超えて行うことができないものとする。
- 5 本条の規定にかかわらず、財務状況の悪化その他やむを得ない事由がある場合には、昇給の時期を延期し、又は昇給を行わないことがある。

(昇給の時期)

第16条 前条第1項の規定による昇給の時期は、原則として1月1日とする。

(特別の場合の昇給)

第17条 教職員が就業規則第36条の規定により表彰をされた場合その他特に必要と認められる場合には、前2条の規定にかかわらず、昇給させることがある。

(上位資格を取得した場合における号数の決定)

第18条 教職員が現に受けている区分及び号数より上位の区分又は号数を初任給として受けるべき資格を取得した場合(昇格の規定の適用を受ける場合を除く。)には、上位の号数をその者の号数として決定することができる。

(降格及び降給)

第19条 就業規則第21条第1項各号のいずれかに該当する教職員については、その者が従事する職務に応じた下位の区分にこれを降格し、又は1号数以上下位の号数に降給させることがある。

第3章 業績変動賞与

(業績変動賞与の支給)

- 第20条 業績変動賞与は、毎年6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)に大学に在籍する教職員に対して支給する。基準日の前日から起算してそれ以前の1か月間に死亡した教職員についても、同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する教職員に対しては、業績変動賞与を支給しない。
 - (1) 就業規則第14条第1項の規定に基づく休職期間中の教職員のうち、給与の支給を受けていない者
 - (2) 就業規則第37条第2項第3号の規定に基づく停職期間中の者
 - (3) 基準日から支給日までの間に、就業規則第21条第2項各号に規定する理由に基づき解雇され、又は同規則第37条第2項第5号の規定に基づき懲戒解雇された者
 - (4) その他前各号の規定に準ずる者
 - 3 前項に規定する場合のほか、財務状況の悪化その他やむを得ない事由が存在する場合(当該教職員について前項第3号に規定する解雇又は懲戒解雇の事由が明白に存在する場合を含む。)には、業績変動賞与を支給せず、又はその支給日を遅らせることがある。
 - 4 業績変動賞与は、大学の財務状況等を勘案しつつ、基準日から起算してそれ以前の6か月間(在職期間が6か月に満たない者については、その在職期間。以下「算定基礎期間」という。)における勤務を対象として、その者の職責及び勤務成績に応じて、これを支給する。
 - 5 前項の勤務成績の評価は、算定基礎期間における勤務を対象として、これを行う。
 - 6 業績変動賞与の額は、その期ごとに決定する。

第4章 諸手当

(基本年俸の調整額)

- 第21条 職務の複雑さ、困難さ、責任の程度、労働の強度、勤務時間、就労環境その他の労働条件が、同じ職務の区分に属する他の教職員と比べて著しく特殊な教職員については、その職務の特殊性に基づき、基本年俸の調整額を支給することができる。
- 2 前項の規定により基本年俸の調整額を支給する職は、別表第3に掲げる勤務箇所勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。
 - 3 前項の調整額は、当該教職員に適用される職務の区分に応じて、別表第4に掲げる調整基本額に別表第3の調整数を乗じて得た額とする。

(管理職手当)

- 第22条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教職員(以下「管理職」という。)に対して、これを支給する。
- 2 前項の管理職の範囲については、別に定める。
 - 3 管理職手当の月額額は、当該教職員に適用される基本年俸表、職務の区分及び職責区分に応じて、別表第5に掲げる支給額とする。
 - 4 管理職手当には、第34条に規定する夜勤手当が含まれるものとする。

- 5 管理職が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。))第7条第1項第1号に規定する業務災害(以下この規程の第37条において「業務災害」という。)に遭い、療養のため勤務しないことを大学が特に認めた場合を除く。)には、その月の管理職手当は支給しない。
- 6 前5項に規定するほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(医師等調整手当)

- 第23条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、大学が別に定める職に新たに採用され又は当該職に異動した教職員(教職員基本新年俸表(一)の適用を受ける教職員であって、医師免許証(医師法(昭和23年法律第201号))に規定するものに限る。以下同じ。)又は歯科医師免許証(歯科医師法(昭和23年法律第202号))に規定するものに限る。以下同じ。)を有する者に限る。)に対しては、月額50,800円を超えない範囲内の額を採用又は異動(以下「採用等」という。)の日から35年以内の期間、医師等調整手当として支給する。
- 2 前項の手当の額は、採用等の日から1年を経過するごとにその額を減じるものとし、その月額は、採用等の日以後の期間の区分に応じ、別表第6に掲げる額とする。
 - 3 前2項に規定するほか、医師等調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(扶養手当)

- 第24条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して、これを支給する。
- 2 前項の扶養親族は、次の各号のいずれかに該当する者であって、他に生計の途がなく、主としてその教職員の扶養を受けているものとする。
 - (1) 配偶者(教職員と内縁関係にある者を含む。以下同じ。)
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障がい者
 - 3 扶養手当の月額を、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(教職員基本新年俸表(一)の適用を受ける教職員でその職務の区分がD区分であるものにあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。
 - 4 前項の規定にかかわらず、扶養親族たる子の中に、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合、その扶養手当の月額は、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を、前項の規定による額に加算した額とする。
 - 5 前4項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(地域手当)

- 第25条 地域手当は、次項の表の支給地域欄に掲げる地域に所在する大学の施設を勤務地とする教職員に対して、これを支給する。
- 2 地域手当の月額は、基本年俸、基本年俸の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

都道府県	支給地域	支給割合
茨城県	那珂郡東海村	100分の12
大阪府	大阪市、吹田市、豊中市、茨木市、枚方市、箕面市	100分の12

(住居手当)

- 第26条 住居手当は、自ら居住するために住居(貸間を含む。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている教職員(国立大学法人、その他の独立行政法人等及び国の機関から貸与された宿舎に居住している者を除く。)に対して、これを支給する。
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。
 - (1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員
家賃の月額から16,000円を控除した額
 - (2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員
家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額
 - 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第27条 通勤手当は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める金額を支給する。

- (1) 通勤のため電車等の公共交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用する教職員にあっては、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。
 - (2) 通勤のため自動車等の交通手段を使用することを常例とする教職員にあっては、次に掲げる教職員の区分に応じて、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。
 - ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である教職員 2,000円
 - イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員 4,200円
 - ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 7,100円
 - エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 10,000円
 - オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員 12,900円
 - カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員 15,800円
 - キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員 18,700円
 - ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員 21,600円
 - ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員 24,400円
 - コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員 26,200円
 - サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員 28,000円
 - シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員 29,800円
 - ス 使用距離が片道60キロメートル以上である教職員 31,600円
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員にあっては、第1号及び第2号に掲げる額の合計額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち、最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である教職員に支給する通勤手当の月額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に定める額に満たないときは、前号に定める額とする。
 - (4) 前3号に規定する通勤手当は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。)が片道2キロメートル未満である者には支給しない。
- 2 通勤手当は、支給単位期間(大学が別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間)に係る最初の月の第4条に定める日に支給する。
- 3 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 4 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月)をいう。
- 5 前項までに規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(放射線取扱手当)

- 第28条 放射線取扱手当は、大阪大学放射線障害予防通則第2条に定める施設の管理区域内において、放射線業務を行う教職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められた場合に、これを支給する。
- 2 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

(異常圧力内作業手当)

- 第29条 異常圧力内作業手当は、教職員が高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事した場合に、これを支給する。
- 2 前項の手当の額は、次の表に掲げる気圧の区分に応じ、作業に従事した時間1時間につき、同表に定める額とする。

気圧の区分	手当額
0.2メガパスカルまで	210円
0.3メガパスカルまで	560円
0.3メガパスカルを超えるとき	1,000円

(ドクターヘリ搭乗手当)

- 第30条 ドクターヘリ搭乗手当は、教職員基本新年俸表(一)の適用者であって医師免許証を有する者が、救急現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うためにドクターヘリ(救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターをいう。)

に搭乗し、救急医療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、その業務1回につき1,900円とする。

(夜間診療等手当)

第31条 夜間診療等手当は、教職員基本新年俸表(一)の適用を受け、医師免許証又は歯科医師免許証を有する教職員のうち医学部附属病院院長又は歯学部附属病院院長が指定するものが、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜に行われる診療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、次表に定める勤務の区分に応じ、その勤務1回につき、同表に定める額とする。

勤務の区分	手当額
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	15,000円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	7,300円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	6,400円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	4,400円

(緊急診療等呼出手当)

第31条の2 緊急診療等呼出手当は、教職員(宿日直の業務に従事している者を除く。)のうち、医師免許証又は歯科医師免許証を有する者が緊急の呼出し(医学部附属病院院長又は歯学部附属病院院長が定めるものに限る。)を受け、所定の勤務時間以外の時間帯又は所定休日において診療等の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、その呼出し1回につき5,000円とする。

(災害派遣医療等手当)

第31条の3 災害派遣医療等手当は、教職員が、災害救助法(昭和22年法律第118号)及び大阪府災害救助法施行細則(昭和44年大阪府規則第48号)その他の関係法令に基づき災害派遣され、医療等の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、大阪府災害救助法施行細則第3条及び別表第2に定める日当額に準じ、これを改定するものとする。

3 前2項に規定するほか、災害派遣医療等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当)

第32条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、超過勤務を命じられた教職員には、当該超過勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、超過勤務を命じられた時間が労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づく休日勤務(法定休日における勤務を除く。)を命じられた時間を含め、1か月につき60時間を超える場合には、その超える部分について、勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当又は次条に定める休日手当として支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、管理職のほか、労基法第41条第2号に規定する機密の事務を取り扱う者に該当する教職員には、超過勤務手当を支給しない。

(休日手当)

第33条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、休日勤務を命じられた教職員には、当該休日勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の160)を休日手当として支給する。

2 前条第3項の規定は、休日手当について、これを準用する。

(夜勤手当)

第34条 労働時間規程第7条第1項に基づき、深夜に勤務することを命じられた教職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する(前2条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日手当が支給される場合を除く。)

(宿日直手当)

第35条 労働時間規程第10条に基づき、宿直又は日直を命じられた教職員には、別に定めるところにより、宿日直手当を支給する。

(併給禁止)

第36条 第21条の規定により基本年俸の調整額を受ける教職員(別表第3第4号に係るものに限る。)には、放射線取扱手当は支給しない。

第5章 給与の特例等

(休職期間中の給与)

第37条 教職員が業務災害に遭い、療養のため、就業規則第14条第1項第1号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与の全額(労災保険法第14条に規定する休業補償給付(休業特別支給金を含む。))を受けたときは、これを控除した額を支給する。

- 2 前項に規定する場合を除き、教職員が就業規則第14条第1項第1号に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与を支給しない。教職員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第14条第1項第2号の規定に基づく休職に付された場合も、同様とする。
- 3 教職員が就業規則第14条第1項第3号又は第4号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、月額基本給、月額調整額、扶養手当、地域手当及び住居手当(以下「基本年俸等の月額」という。)のそれぞれ100分の70(就業規則第14条第1項第3号に該当する場合であって当該教職員が業務災害に遭ったと認められるときは、100分の100)の範囲内で、給与を支給することができる。
- 4 教職員が就業規則第14条第1項第5号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本年俸等の月額のそれぞれ100分の100の範囲内で、給与を支給することができる。
- 5 休職期間中の教職員に対しては、他に別段の定めのない限り、第1項、第3項及び前項に規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(派遣期間中の給与)

第38条 就業規則第16条の2第1項に規定する派遣については、その期間中、基本年俸等の月額のそれぞれ100分の100の範囲内で、給与を支給することができる。

- 2 派遣期間中の教職員に対しては、他に別段の定めのない限り、前項に規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(特別休暇の期間中における給与の取扱い)

第39条 労働時間規程第22条に規定する特別休暇の期間中における給与の取扱いについては、別に定める。

(給与の減額)

第40条 教職員が勤務しなかった場合には、他に別段の定めのない限り、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しなかった時間数を乗じて得た額を減額して、給与を支給する。

第6章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第41条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(入試手当に関する特例)

- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、当分の間、入試関係の業務に従事した教員(管理職手当を支給されている者は除く。)に対しては、その業務内容及び法人化前の大阪大学における類似の業務に係る手当の支給状況等を考慮して、入試手当を支給することができるものとする。

(特別赴任手当に関する特例)

- 3 第3条第2項の規定にかかわらず、当分の間、大学が遠隔地に居住する者を教職員として採用した場合において、同人がやむを得ず家族と別居せざるを得ないときは、3年間を上限として、特別赴任手当を支給することができるものとする。

(災害応急作業等手当に関する特例)

- 4 第3条第2項の規定にかかわらず、当分の間、大規模な自然災害等に対処するための作業に従事した教職員には、別に定めるところにより、災害応急作業等手当を支給する。

- 5 第7条第2項の規定にかかわらず、第32条から第34条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、災害応急作業等手当が支給されることとなる作業に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(その額を8で除した額)を同条第1項に定める額に加算した額とする。

(併給禁止)

- 6 災害応急作業等手当が支給されることとなる日については、第28条第1項に規定する外部放射線の実効線量測定対象期間から除くこととする。

(地域手当に関する経過措置)

- 7 第25条の規定にかかわらず、当分の間、国立大学法人大阪大学教職員退職手当規程第5条第5項の適用を受ける機関から大

学採用された者のうち、大学が必要と認めたものについては、所定の支給割合を乗じて得た月額地域手当を支給することができるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
(災害応急作業等手当の廃止)
- 2 附則(令和3年4月1日施行)第4項に規定する「当分の間」の措置は廃止する。

附 則

この改正は、令和3年6月17日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年6月16日から施行する。

別表第1 教職員基本新年俸表(一)(第11条関係)

職務の区分	A	B	C	D
号数	基本年俸額 (円)	基本年俸額 (円)	基本年俸額 (円)	基本年俸額 (円)
1	2,722,800	3,610,800	4,196,400	5,232,000
2	2,750,400	3,646,800	4,231,200	5,259,600
3	2,776,800	3,680,400	4,268,400	5,288,400
4	2,803,200	3,714,000	4,304,400	5,318,400
5	2,828,400	3,747,600	4,342,800	5,343,600
6	2,853,600	3,777,600	4,374,000	5,373,600
7	2,880,000	3,804,000	4,405,200	5,400,000
8	2,905,200	3,832,800	4,437,600	5,430,000
9	2,932,800	3,864,000	4,473,600	5,450,400
10	2,961,600	3,894,000	4,508,400	5,480,400
11	2,990,400	3,922,800	4,545,600	5,508,000
12	3,019,200	3,954,000	4,585,200	5,535,600
13	3,044,400	3,981,600	4,618,800	5,552,400
14	3,073,200	4,005,600	4,641,600	5,578,800
15	3,102,000	4,030,800	4,668,000	5,605,200
16	3,130,800	4,051,200	4,698,000	5,632,800
17	3,154,800	4,077,600	4,724,400	5,658,000
18	3,192,000	4,102,800	4,750,800	5,686,800
19	3,229,200	4,126,800	4,776,000	5,714,400
20	3,266,400	4,150,800	4,798,800	5,743,200
21	3,301,200	4,174,800	4,822,800	5,768,400
22	3,337,200	4,203,600	4,845,600	5,796,000
23	3,372,000	4,234,800	4,869,600	5,824,800
24	3,406,800	4,268,400	4,890,000	5,852,400
25	3,440,400	4,292,400	4,906,800	5,876,400
26	3,471,600	4,316,400	4,928,400	5,902,800
27	3,501,600	4,341,600	4,950,000	5,928,000
28	3,534,000	4,370,400	4,972,800	5,954,400
29	3,567,600	4,399,200	4,995,600	5,979,600
30	3,596,400	4,424,400	5,016,000	6,007,200
31	3,622,800	4,447,200	5,036,400	6,033,600
32	3,651,600	4,468,800	5,056,800	6,058,800
33	3,678,000	4,492,800	5,076,000	6,081,600
34	3,704,400	4,518,000	5,097,600	6,106,800
35	3,734,400	4,543,200	5,115,600	6,134,400
36	3,760,800	4,567,200	5,137,200	6,160,800
37	3,790,800	4,586,400	5,150,400	6,186,000
38	3,810,000	4,610,400	5,169,600	6,210,000
39	3,830,400	4,635,600	5,187,600	6,232,800
40	3,850,800	4,658,400	5,205,600	6,255,600
41	3,873,600	4,681,200	5,216,400	6,279,600
42	3,879,600	4,704,000	5,235,600	6,302,400
43	3,890,400	4,725,600	5,253,600	6,322,800
44	3,901,200	4,747,200	5,272,800	6,345,600
45	3,912,000	4,768,800	5,288,400	6,368,400
46	3,924,000	4,790,400	5,307,600	6,390,000

職務の区分	A	B	C	D
47	3,933,600	4,808,400	5,324,400	6,411,600
48	3,945,600	4,830,000	5,343,600	6,434,400
49	3,956,400	4,848,000	5,360,400	6,454,800
50	3,967,200	4,867,200	5,376,000	6,475,200
51	3,976,800	4,886,400	5,391,600	6,496,800
52	3,986,400	4,906,800	5,407,200	6,519,600
53	4,000,800	4,920,000	5,415,600	6,538,800
54	4,010,400	4,938,000	5,427,600	6,558,000
55	4,020,000	4,954,800	5,438,400	6,578,400
56	4,029,600	4,974,000	5,449,200	6,597,600
57	4,038,000	4,989,600	5,460,000	6,616,800
58	4,051,200	5,006,400	5,470,800	6,632,400
59	4,064,400	5,022,000	5,481,600	6,648,000
60	4,076,400	5,040,000	5,492,400	6,662,400
61	4,088,400	5,055,600	5,503,200	6,676,800
62	4,100,400	5,072,400	5,514,000	6,688,800
63	4,113,600	5,090,400	5,526,000	6,700,800
64	4,126,800	5,108,400	5,539,200	6,712,800
65	4,135,200	5,120,400	5,550,000	6,720,000
66	4,148,400	5,133,600	5,562,000	6,730,800
67	4,156,800	5,145,600	5,574,000	6,741,600
68	4,170,000	5,158,800	5,584,800	6,752,400
69	4,177,200	5,170,800	5,596,800	6,763,200
70	4,190,400	5,181,600	5,608,800	6,772,800
71	4,201,200	5,191,200	5,619,600	6,781,200
72	4,214,400	5,200,800	5,631,600	6,787,200
73	4,218,000	5,210,400	5,643,600	6,795,600
74	4,230,000	5,221,200	5,654,400	6,801,600
75	4,242,000	5,230,800	5,665,200	6,811,200
76	4,254,000	5,240,400	5,677,200	6,818,400
77	4,266,000	5,248,800	5,686,800	6,824,400
78	4,278,000	5,254,800	5,692,800	6,831,600
79	4,288,800	5,259,600	5,701,200	6,838,800
80	4,299,600	5,264,400	5,708,400	6,846,000
81	4,311,600	5,268,000	5,718,000	6,853,200
82	4,323,600	5,272,800	5,726,400	
83	4,335,600	5,276,400	5,730,000	
84	4,347,600	5,281,200	5,737,200	
85	4,354,800	5,284,800	5,742,000	
86	4,362,000	5,289,600	5,746,800	
87	4,369,200	5,294,400	5,751,600	
88	4,376,400	5,299,200	5,755,200	
89	4,383,600	5,302,800	5,758,800	
90	4,388,400	5,307,600	5,762,400	
91	4,393,200	5,312,400	5,768,400	
92	4,399,200	5,316,000	5,772,000	
93	4,405,200	5,319,600	5,775,600	
94	4,410,000	5,324,400	5,779,200	

職務の区分	A	B	C	D
95	4,416,000	5,328,000	5,782,800	
96	4,422,000	5,331,600	5,786,400	
97	4,429,200	5,335,200	5,790,000	
98	4,435,200	5,340,000	5,796,000	
99	4,440,000	5,343,600	5,799,600	
100	4,446,000	5,347,200	5,803,200	
101	4,450,800	5,350,800	5,806,800	
102	4,456,800	5,355,600		
103	4,460,400	5,359,200		
104	4,466,400	5,362,800		
105	4,472,400	5,366,400		
106	4,477,200	5,371,200		
107	4,483,200	5,374,800		
108	4,489,200	5,378,400		
109	4,494,000	5,382,000		
110	4,500,000	5,385,600		
111	4,506,000	5,389,200		
112	4,510,800	5,392,800		
113	4,515,600	5,396,400		
114	4,520,400	5,400,000		
115	4,526,400	5,403,600		
116	4,531,200	5,407,200		
117	4,536,000	5,409,600		
118	4,540,800			
119	4,546,800			
120	4,551,600			
121	4,555,200			
122	4,560,000			
123	4,566,000			
124	4,569,600			
125	4,574,400			
126	4,580,400			
127	4,586,400			
128	4,591,200			
129	4,596,000			
130	4,602,000			
131	4,608,000			
132	4,614,000			
133	4,620,000			
134	4,626,000			
135	4,632,000			
136	4,638,000			
137	4,644,000			
138	4,650,000			
139	4,656,000			
140	4,662,000			
141	4,668,000			

別表第2 教職員基本新年俸表(二)(第11条関係)

職務の区分	A	B	C
号数	基本年俸額 (円)	基本年俸額 (円)	基本年俸額 (円)
	円	円	円
1	2,198,400	2,613,600	3,325,200
2	2,228,400	2,638,800	3,361,200
3	2,259,600	2,662,800	3,394,800
4	2,292,000	2,688,000	3,428,400
5	2,324,400	2,710,800	3,462,000
6	2,358,000	2,734,800	3,493,200
7	2,391,600	2,760,000	3,520,800
8	2,426,400	2,784,000	3,549,600
9	2,460,000	2,810,400	3,578,400
10	2,496,000	2,839,200	3,609,600
11	2,530,800	2,868,000	3,638,400
12	2,565,600	2,896,800	3,669,600
13	2,596,800	2,920,800	3,696,000
14	2,617,200	2,948,400	3,720,000
15	2,638,800	2,976,000	3,745,200
16	2,659,200	3,003,600	3,765,600
17	2,679,600	3,030,000	3,794,400
18	2,700,000	3,067,200	3,824,400
19	2,721,600	3,104,400	3,853,200
20	2,740,800	3,141,600	3,882,000
21	2,763,600	3,175,200	3,910,800
22	2,786,400	3,211,200	3,944,400
23	2,810,400	3,246,000	3,976,800
24	2,834,400	3,280,800	4,014,000
25	2,853,600	3,314,400	4,046,400
26	2,876,400	3,345,600	4,077,600
27	2,899,200	3,375,600	4,108,800
28	2,923,200	3,408,000	4,142,400
29	2,943,600	3,441,600	4,176,000
30	2,966,400	3,468,000	4,206,000
31	2,990,400	3,492,000	4,233,600
32	3,014,400	3,518,400	4,261,200
33	3,036,000	3,540,000	4,290,000
34	3,060,000	3,565,200	4,314,000
35	3,082,800	3,591,600	4,339,200
36	3,105,600	3,614,400	4,362,000
37	3,122,400	3,638,400	4,386,000
38	3,141,600	3,660,000	4,411,200
39	3,159,600	3,680,400	4,437,600
40	3,178,800	3,702,000	4,464,000
41	3,198,000	3,721,200	4,490,400
42	3,212,400	3,746,400	4,514,400
43	3,223,200	3,771,600	4,539,600
44	3,236,400	3,800,400	4,564,800
45	3,247,200	3,824,400	4,582,800
46	3,258,000	3,848,400	4,606,800

職務の区分	A	B	C
47	3,266,400	3,873,600	4,628,400
48	3,274,800	3,901,200	4,652,400
49	3,285,600	3,928,800	4,663,200
50	3,292,800	3,957,600	4,684,800
51	3,301,200	3,982,800	4,704,000
52	3,310,800	4,006,800	4,725,600
53	3,321,600	4,033,200	4,737,600
54	3,330,000	4,053,600	4,756,800
55	3,340,800	4,075,200	4,774,800
56	3,351,600	4,094,400	4,795,200
57	3,361,200	4,114,800	4,810,800
58	3,375,600	4,137,600	4,831,200
59	3,386,400	4,158,000	4,850,400
60	3,403,200	4,182,000	4,869,600
61	3,415,200	4,203,600	4,885,200
62	3,432,000	4,225,200	4,904,400
63	3,445,200	4,248,000	4,922,400
64	3,458,400	4,269,600	4,941,600
65	3,471,600	4,290,000	4,958,400
66	3,484,800	4,312,800	4,970,400
67	3,499,200	4,333,200	4,982,400
68	3,512,400	4,354,800	4,993,200
69	3,525,600	4,372,800	5,005,200
70	3,536,400	4,393,200	5,017,200
71	3,548,400	4,413,600	5,030,400
72	3,560,400	4,434,000	5,041,200
73	3,573,600	4,449,600	5,049,600
74	3,585,600	4,468,800	5,059,200
75	3,598,800	4,485,600	5,071,200
76	3,612,000	4,504,800	5,083,200
77	3,620,400	4,524,000	5,095,200
78	3,631,200	4,544,400	5,107,200
79	3,640,800	4,562,400	5,119,200
80	3,651,600	4,582,800	5,130,000
81	3,660,000	4,600,800	5,138,400
82	3,670,800	4,617,600	5,149,200
83	3,681,600	4,636,800	5,160,000
84	3,692,400	4,656,000	5,169,600
85	3,697,200	4,668,000	5,180,400
86	3,705,600	4,683,600	5,190,000
87	3,714,000	4,700,400	5,199,600
88	3,724,800	4,717,200	5,210,400
89	3,735,600	4,732,800	5,218,800
90	3,745,200	4,746,000	5,224,800
91	3,754,800	4,759,200	5,232,000
92	3,763,200	4,773,600	5,236,800
93	3,771,600	4,783,200	5,242,800
94	3,780,000	4,796,400	5,248,800
95	3,788,400	4,809,600	5,253,600

職務の区分	A	B	C
96	3,796,800	4,821,600	5,258,400
97	3,801,600	4,832,400	5,260,800
98	3,806,400	4,844,400	5,265,600
99	3,811,200	4,856,400	5,269,200
100	3,816,000	4,867,200	5,272,800
101	3,819,600	4,876,800	5,276,400
102	3,824,400	4,888,800	
103	3,828,000	4,900,800	
104	3,832,800	4,912,800	
105	3,837,600	4,920,000	
106	3,843,600	4,928,400	
107	3,849,600	4,936,800	
108	3,855,600	4,944,000	
109	3,860,400	4,950,000	
110	3,866,400	4,954,800	
111	3,871,200	4,958,400	
112	3,877,200	4,962,000	
113	3,880,800	4,964,400	
114	3,886,800	4,968,000	
115	3,891,600	4,971,600	
116	3,897,600	4,975,200	
117	3,901,200	4,977,600	
118	3,906,000	4,981,200	
119	3,912,000	4,984,800	
120	3,918,000	4,987,200	
121	3,920,400	4,989,600	
122	3,925,200	4,993,200	
123	3,931,200	4,996,800	
124	3,934,800	4,999,200	
125	3,937,200	5,001,600	
126	3,940,800		
127	3,946,800		
128	3,951,600		
129	3,954,000		
130	3,958,800		
131	3,964,800		
132	3,969,600		
133	3,972,000		
134	3,976,800		
135	3,982,800		
136	3,986,400		
137	3,990,000		
138	3,994,800		
139	3,999,600		
140	4,004,400		
141	4,009,200		

別表第3 適用区分表(第21条関係)

勤務箇所	教職員	調整数
1. 医学部、医学系研究科及び附置研究所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを職務内容とする教職員	1
2. 人間科学研究科附属比較行動実験施設及び微生物病研究所	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする教職員	1
3. 医学部附属病院及び歯学部附属病院	(1) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師	2
	(2) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	1
4. 核物理研究センター	(1) 放射線発生装置(サイクロロン)若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究(大学が別に定めるものに限る。)の業務に直接従事することを本務とする教職員 (2) 放射線発生装置(高エネルギー加速器等を除く。)を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする教職員	1

別表第4 調整基本額(第21条関係)

教職員基本新年俸表(一)

職務の区分	調整基本額(円)
A	126,000
B	142,800
C	152,400
D	180,000

教職員基本新年俸表(二)

職務の区分	調整基本額(円)
B	135,600

別表第5 管理職手当額(第22条関係)

職名	職責区分	支給額(円)
教授	Ⅱ種	300,000
	Ⅲ種	250,000
	Ⅳ種	80,200
	Ⅴ種	66,800
	Ⅵ種	42,800
准教授	Ⅳ種	68,800
	Ⅴ種	57,300

別表第6 医師等調整手当(第23条関係)

期間の区分	手当の額
	円
1年未満	50,800
1年以上2年未満	50,800
2年以上3年未満	50,800
3年以上4年未満	50,800
4年以上5年未満	50,800
5年以上6年未満	50,800
6年以上7年未満	49,000
7年以上8年未満	47,200
8年以上9年未満	45,400
9年以上10年未満	43,600
10年以上11年未満	41,800
11年以上12年未満	40,000
12年以上13年未満	38,200
13年以上14年未満	36,400
14年以上15年未満	35,000
15年以上16年未満	33,600
16年以上17年未満	32,200
17年以上18年未満	30,800
18年以上19年未満	29,400
19年以上20年未満	28,000
20年以上21年未満	26,600
21年以上22年未満	26,000
22年以上23年未満	25,400
23年以上24年未満	24,400
24年以上25年未満	23,800
25年以上26年未満	23,200
26年以上27年未満	22,600
27年以上28年未満	22,000
28年以上29年未満	21,200
29年以上30年未満	20,900
30年以上31年未満	20,500
31年以上32年未満	19,900
32年以上33年未満	19,000
33年以上34年未満	18,100
34年以上35年未満	17,400
35年以上	0

国立大学法人大阪大学任期付教職員育児・介護休業等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に常時勤務する教職員のうち、国立大学法人大阪大学任期付教職員就業規則の適用を受ける者(以下「教職員」という。)について、国立大学法人大阪大学任期付教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「労働時間規程」という。)第23条及び第24条の規定に基づき、育児休業及び介護休業等に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 育児休業

(育児休業の対象者)

第2条 満3歳に達するまでの子を養育する教職員は、この規程に定めるところにより、育児休業を取得することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、育児休業(第5条の2第1項に規定する出生時育児休業を除く。以下この条から第5条まで、第5条の5及び第9条において同じ。)を取得することができない。

- (1) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第6条第1項ただし書に基づく労使協定により育児休業を取得できないものとされた者
- (2) 当該子が1歳6か月に達するまでの間に労働契約の期間が満了する者(労働契約の更新を予定している者を除く。)

(育児休業の申出の手続等)

第3条 育児休業を取得することを希望する教職員は、原則として育児休業を開始しようとする日(以下「育児休業開始予定日」という。)の1か月(1歳に達した日以降の子に係る育児休業については2週間)前までに、育児休業申出書によりその旨を所属長に申し出なければならない。

- 2 育児休業の申出は、特別の事情がない限り、1子(双子以上の場合、これを1子とみなす。)につき2回限りとする。
- 3 第1項の場合において、所属長が証明書等の提出を求めたときは、教職員は速やかにこれを提出しなければならない。
- 4 教職員は、申出の日以後に申出に係る子が出生したときは、その旨を出生後2週間以内に所属長に届け出なければならない。

(育児休業の申出の撤回等)

第4条 教職員は、育児休業開始予定日の前日までは、育児休業の申出を撤回することができる。

- 2 育児休業の申出を撤回した者は、前条第2項の規定の適用については、当該申出に係る育児休業をしたものとみなす。
- 3 育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により教職員が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、遅滞なくその旨を所属長に通知しなければならない。
- 4 前項の場合、当該育児休業の申出はなかったものとみなす。

(育児休業の期間等)

第5条 育児休業の期間は、原則として子が3歳に達するまでの期間を限度として育児休業申出書に記載された期間とする。

- 2 育児休業の申出が育児休業開始予定日から起算して1か月(1歳に達した日以降の子に係る育児休業については2週間)前より後になされた場合、所属長は、前項の規定によることなく、育児・介護休業法の定めるところにより、育児休業開始予定日を指定することができるものとする。その場合、育児休業開始予定日は、育児休業の申出の日の翌日から1か月(1歳に達した日以降の子に係る育児休業については2週間)以内の範囲で、これを指定するものとする。
- 3 教職員は、出産予定日より早く子が出生した場合、又は特別の事情がある場合には、育児休業開始予定日の1週間前までに所属長に申し出ることによって、育児休業開始予定日を繰り上げることができる。
- 4 教職員は、特別の事情がある場合には、育児休業を終了しようとする日(以下「育児休業終了予定日」という。)の1か月(1歳に達した日以降の子に係る育児休業については2週間)前までに所属長に申し出ることにより、第1項の範囲内で、育児休業終了予定日を繰り下げることができる。ただし、子が1歳に達するまでの間は、特別な事情がない場合においても、繰下げができるものとする。
- 5 次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に定める日とする。
 - (1) 子の死亡等育児休業に係る子を養育しないこととなった場合 当該事由が発生した日
 - (2) 育児休業に係る子が3歳に達した場合 子が3歳に達した日
 - (3) 教職員が、労働時間細則第9条第1項第7号及び第8号に規定する特別休暇、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業を取得した場合 当該休業等の開始日の前日
- 6 前項第1号の事由が生じた場合には、教職員は遅滞なくその旨を所属長に通知しなければならない。
- 7 教職員が育児休業終了予定日の繰り上げを所属長に申し出、所属長がこれを認めたときには、教職員は育児休業終了予定日を繰り上げることができるものとする。

(出生時育児休業の対象者)

第5条の2 子を養育する教職員は、この規程に定めるところにより、出生時育児休業(育児休業のうち、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。)の期間内に4週間以内の期間を定めてする休業をいう。以下同じ。)を取得することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、出生時育児休業を取得することができない。

- (1) 育児・介護休業法第9条の3第2項において準用する同法第6条第1項ただし書に基づく労使協定により出生時育児休業を取得できないものとされた者
- (2) 当該子の出生の日(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日)から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過するまでの間に労働契約の期間が満了する者(労働契約の更新を予定している者を除く。)

(出生時育児休業の申出の手続等)

第5条の3 出生時育児休業を取得することを希望する教職員は、原則として育児休業を開始しようとする日(以下「出生時育児休業開始予定日」という。)の2週間前までに、出生時育児休業申出書によりその旨を所属長に申し出なければならない。

- 2 出生時育児休業の申出は、1子(双子以上の場合、これを1子とみなす。)につき2回限りとする。ただし、2回に分割して出生時育児休業を取得することを希望する教職員は、前項の規定による1回目の申出の際に、2回目に係る申出も併せて行わなければならない。
- 3 出生時育児休業をする日数(出生時育児休業を開始する日から出生時育児休業を終了する日までの日数をいう。第5条の5第5項第3号において同じ。)が28日に達している者は、同一の子について、第1項の規定による申出をすることができない。
- 4 第1項の場合において、所属長が証明書等の提出を求めたときは、教職員は速やかにこれを提出しなければならない。
- 5 教職員は、申出の日以後に申出に係る子が出生したときは、その旨を出生後2週間以内に所属長に届け出なければならない。

(出生時育児休業の申出の撤回等)

第5条の4 教職員は、出生時育児休業開始予定日の前日までは、出生時育児休業の申出を撤回することができる。

- 2 出生時育児休業の申出を撤回した者は、前条第2項及び第3項の適用については、当該申出に係る出生時育児休業をしたものとみなす。
- 3 出生時育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により教職員が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、遅滞なくその旨を所属長に通知しなければならない。
- 4 前項の場合、当該出生時育児休業の申出はなかったものとみなす。

(出生時育児休業の期間等)

第5条の5 出生時育児休業の期間は、第5条の2第1項に定める期間を限度として出生時育児休業申出書に記載された期間とする。

- 2 出生時育児休業の申出が出生時育児休業開始予定日から起算して2週間前より後になされた場合、所属長は、前項の規定によることなく、育児・介護休業法の定めるところにより、出生時育児休業開始予定日を指定することができるものとする。その場合、出生時育児休業開始予定日は、出生時育児休業の申出の日の翌日から2週間以内の範囲で、これを指定するものとする。
- 3 教職員は、出産予定日より早く子が出生した場合、又は特別の事情がある場合には、出生時育児休業開始予定日の1週間前までに所属長に申し出ることによって、出生時育児休業開始予定日を1回に限り繰り上げることができる。
- 4 教職員は、出生時育児休業を終了しようとする日(以下「出生時育児休業終了予定日」という。)の2週間前までに所属長に申し出ることにより、第5条の2第1項に定める期間の範囲内で、出生時育児休業終了予定日を1回に限り繰り下げることができる。
- 5 次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、出生時育児休業は終了するものとし、当該出生時育児休業の終了日は当該各号に定める日とする。
 - (1) 子の死亡等出生時育児休業に係る子を養育しないこととなった場合 当該事由が発生した日
 - (2) 出生時育児休業に係る子の出生の日の翌日(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日の翌日)から起算して8週間を経過した場合 当該8週間を経過した日
 - (3) 出生時育児休業に係る子の出生の日(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日)以後に出生時育児休業をする日数が28日に達した場合 当該28日に達した日
 - (4) 教職員が、労働時間細則第9条第1項第7号及び第8号に規定する特別休暇、育児休業、介護休業又は新たな出生時育児休業を取得した場合 当該休業等の開始日の前日
- 6 前項第1号の事由が生じた場合には、教職員は遅滞なくその旨を所属長に通知しなければならない。
- 7 教職員が出生時育児休業終了予定日の繰上げを所属長に申し出、所属長がこれを認めたときには、教職員は出生時育児休業終了予定日を繰り上げることができるものとする。

(介護休業の対象者)

第6条 要介護状態にある家族を介護する教職員は、この規程の定めるところにより介護休業を取得することができる。

2 前項の要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がいにより、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者（以下「対象家族」という。）をいう。

- (1) 配偶者
- (2) 父母
- (3) 子
- (4) 配偶者の父母
- (5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫
- (6) 上記以外の家族で大学の認めた者

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、介護休業を取得することができない。

- (1) 育児・介護休業法第12条第2項において準用する同法第6条第1項ただし書に基づく労使協定により介護休業を取得できないものとされた者
- (2) 介護休業を開始しようとする日(以下「介護休業開始予定日」という。)から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに労働契約の期間が満了する者(労働契約の更新を予定している者を除く。)

(介護休業の申出の手続等)

第7条 介護休業を取得することを希望する教職員は、原則として介護休業開始予定日の2週間（やむを得ない事情がある場合は、1週間）前までに、介護休業申出書により、その旨を所属長に申し出なければならない。

2 介護休業の申出は、特別の事情がない限り、対象家族1人につき、一の要介護状態ごとに3回を上限とする。

3 第1項の場合において、所属長が証明書等の提出を求めたときは、教職員は速やかにこれを提出しなければならない。

(介護休業の申出の撤回等)

第8条 教職員は、介護休業開始予定日の前日までは、介護休業の申出を撤回することができる。

2 介護休業の申出を撤回した者について、再度の申出を行うことができる回数は原則として1回とする。

3 介護休業開始予定日の前日までに、申出に係る対象家族の死亡等により教職員が対象家族を介護しないこととなった場合には、遅滞なくその旨を所属長に通知しなければならない。

4 前項の場合、通知の有無にかかわらず、介護休業の申出はなかったものとみなす。

(介護休業の期間等)

第9条 介護休業の期間は、介護を必要とする者1人につき、通算して186日までの範囲内で、介護休業申出書に記載された期間とする。

2 介護休業の申出が介護休業開始予定日から起算して2週間前より後になされた場合、所属長は、前項の規定によることなく、育児・介護休業法の定めるところにより、介護休業開始予定日を指定することができる。その場合、介護休業開始予定日は、介護休業の申出の日の翌日から2週間以内の範囲で、これを指定するものとする。

3 教職員は、介護休業を終了しようとする日（以下「介護休業終了予定日」という。）の2週間前までに申し出ることにより、第1項の範囲内で、介護休業終了予定日を繰り下げることができる。

4 次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業の終了日は当該各号に定める日とする。

(1) 対象家族の死亡等介護休業に係る対象家族を介護しないこととなった場合 当該事由が発生した日

(2) 教職員が、労働時間細則第9条第1項第7号及び第8号に規定する特別休暇、育児休業、出生時育児休業又は新たな介護休業を取得した場合 当該休業等の開始日の前日

5 前項第1号の事由が生じた場合には、教職員は遅滞なくその旨を所属長に通知しなければならない。

6 教職員が介護休業終了予定日の繰上げを所属長に申し出、所属長がこれを認めたときには、教職員は介護休業終了予定日を繰り上げることができるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規程の適用日の前日において法人化前の大阪大学の教職員であった者が、当該適用日の前日までに育児休業又は介護休業の承認を受けていたときは、新たにこの規程による申出があったものとみなす。

3 第2条第2項第1号及び第6条第3項第1号の「継続勤務期間」には、法人化前の大阪大学における継続勤務期間(ただし、勤務期間と勤務期間との間に1か月以上の期間がある場合には、それ以前の期間を通算しない。)を含むものとする。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年5月23日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年11月29日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年6月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項の施行日の前日以前に育児休業（当該育児休業に係る子の出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（出産予定日前に子が出生した場合は、当該出生の日を始期とし、出産予定日の翌日から8週間を経過する日を終期とする期間、出産予定日後に子が出生した場合は、出産予定日を始期とし、当該出生の日の翌日から8週間を経過する日を終期とする期間とする。以下「出産後8週間経過期間」という。）内に、当該教職員が当該子を養育するために取得した育児休業であって、出産後8週間経過期間内にその終期を迎えるものに限る。）を開始した教職員にあっては、第3条第2項並びに第5条の3第2項及び第3項の適用については、当該育児休業を第5条の2第1項に定める出生時育児休業とみなす。

国立大学法人大阪大学任期付教職員給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に常時勤務する教職員のうち、国立大学法人大阪大学任期付教職員就業規則(以下「就業規則」という。)の適用を受ける者(国立大学法人大阪大学任期付年俸制教職員給与規程、国立大学法人大阪大学任期付新年俸制教職員給与規程又は国立大学法人大阪大学任期付年俸制教職員(特任等教職員)給与規程の適用を受ける者を除く。以下「教職員」という。)について、同規則第21条の規定に基づき、その給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 教職員の給与に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 教職員の給与は、基本給、賞与及び諸手当として支給する。

- 賞与は、期末手当及び業績手当からなるものとする。ただし、第11条第1項第4号に規定する指定職基本給表の適用を受ける教職員(以下「指定職」という。)の賞与は、期末特別手当としてこれを支給する。
- 諸手当は、基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間看護等手当、ドクターヘリ搭乗手当、夜間診療等手当、緊急診療等呼出手当、災害派遣医療等手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当からなるものとする。

(給与の支給日等)

- 第4条 基本給は、毎月17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日(15日が休日に当たるときは、18日)に、土曜日に当たるときは16日に、休日(月曜日に限る。)に当たるときは18日にこれを支給する。
- 基本給は毎月末を締切日とし、各月の末日までに、欠勤等の事由により、前項の規定に基づき支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に過不足が生じた場合には、原則として、翌月の基本給において、これを清算する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、その清算時期を遅らせることがある。
 - 賞与は、第19条第2項及び第3項に規定する場合を除き、毎年6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日に、土曜日に当たるときは支給日の前日に支給する。
 - 基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び通勤手当は、基本給の支給日に支給する。
 - 高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間看護等手当、ドクターヘリ搭乗手当、夜間診療等手当、緊急診療等呼出手当、災害派遣医療等手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の基本給の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、翌々月に支給することがある。
 - 第1項、第4項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため、請求があった場合には、既往の勤務に対する基本給及び諸手当を速やかに支給する。教職員が退職し若しくは解雇されたとき、又は大学が特に必要と認めたとときも、同様とする。
 - 教職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡したため、費用を必要とするとき。
 - 教職員又はその収入によって生計を維持している者がやむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷するとき。

(給与の支給原則等)

第5条 給与は、教職員に直接、その全額を通貨で支給する。

- 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。
 - 源泉所得税
 - 住民税
 - 共済組合保険料
 - 雇用保険料
 - 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの
- 第1項の規定にかかわらず、教職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

(日割計算等)

第6条 月の途中で、教職員となった者、昇格、昇給等により基本給の額に変動を生じた者及び退職し、又は解雇された者の基本給は、日割計算に基づき、これを支給する。

2 前項の日割計算は、その期間の総日数から国立大学法人大阪大学任期付教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「労働時間規程」という。)第8条に規定する所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として、これを行う。

3 第1項の規定にかかわらず、教職員が死亡したときは、その月の末日まで勤務したもものとして、基本給を支給する。

4 前3項の規定は、基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当及び地域手当の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第36条から第38条まで及び第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給及び基本給の調整額並びにこれらの給与に対する地域手当、管理職手当及び医師等調整手当の月額合計額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第36条から第38条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当又は災害派遣医療等手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を8で除した額、1月単位で支給されるものにあつては、その額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除した額)を前項に定める額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条 第36条から第38条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日手当又は夜勤手当の額及び第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 基本給

(基本給の支給)

第10条 基本給は、次条の基本給表に定める級及び号俸に基づき、これを支給する。

(基本給表の種類等)

第11条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般職基本給表(別表第1)

ア 一般職基本給表(一)

イ 一般職基本給表(二)

(2) 教育職基本給表(別表第2)

ア 教育職基本給表(一)

イ 教育職基本給表(二)

(3) 医療職基本給表(別表第3)

ア 医療職基本給表(A)

イ 医療職基本給表(B)

(4) 指定職基本給表(別表第4)

2 前項の基本給表に定める基本給の額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。

(初任給)

第12条 新たに教職員として採用した者の初任給は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等のほか、他の教職員との均衡を考慮して、その級及び号俸を決定する。

(昇格)

第13条 勤務成績が優秀な教職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な評価に基づき、1級上位の級にこれを昇格させることができる。

(昇給)

第14条 教職員(指定職を除く。)の昇給は、次条で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。ただし、勤務成績が良好でない者については、昇給を行わないことがある。

- 2 前項の規定により昇給を行う場合における昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号俸数を4号俸(一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各基本給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして大学が認めた教職員にあっては、3号俸)とすることを標準として、これを決定するものとする。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、55歳(技能、労務の職務に従事する職員にあっては57歳)を超える教職員については、昇給を行わない。ただし、大学が特に必要と認めた者については、この限りでない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができないものとする。
- 5 本条の規定にかかわらず、財務状況の悪化その他やむを得ない事由がある場合には、昇給の時期を延期し、又は昇給を行わないことがある。

(昇給の時期)

第15条 前条第1項の規定による昇給の時期は、原則として1月1日とする。

(特別の場合の昇給)

第16条 教職員が就業規則第32条の規定により表彰をされた場合その他特に必要と認められる場合には、前2条の規定にかかわらず、昇給させることがある。

(上位資格を取得した場合における号俸の決定)

第17条 教職員が現に受けている号俸より上位の号俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合(昇格の規定の適用を受ける場合を除く。)には、上位の号俸をその者の号俸として決定することができる。

(降格及び降給)

第18条 就業規則第17条第1項各号のいずれかに該当する教職員については、その者の従事する職務に応じた下位の級にこれを降格し、又は1号俸以上下位の号俸に降給させることがある。

第3章 賞与

(賞与の支給)

- 第19条 賞与は、毎年6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)に大学に在籍する教職員に対して、次条以下の規定に基づき、これを支給する。基準日の前日から起算してそれ以前の1か月間に死亡した教職員(指定職にあっては、その死亡時において指定職であった者)についても、同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する教職員に対しては、賞与を支給しない。
 - (1) 就業規則第12条第1項の規定に基づく休職期間中の教職員のうち、給与の支給を受けていない者
 - (2) 就業規則第33条第2項第3号の規定に基づく停職期間中の者
 - (3) 基準日から支給日までの間に、就業規則第17条第2項各号に規定する理由に基づき解雇され、又は同規則第33条第2項第5号の規定に基づき懲戒解雇された者
 - (4) その他前各号の規定に準ずる者
 - 3 前項に規定する場合のほか、財務状況の悪化その他やむを得ない事由が存在する場合(当該教職員について前項第3号に規定する解雇又は懲戒解雇の事由が明白に存在する場合を含む。)には、賞与を支給せず、又はその支給日を遅らせることがある。

(期末手当)

- 第20条 期末手当は、指定職以外の教職員に対し、基準日から起算してそれ以前の6か月間(在職期間が6か月に満たない者については、その在職期間。次条において「算定基礎期間」という。)における勤務日数を勘案して、その者の職責に応じてこれを支給する。
- 2 期末手当の額は、その期ごとに決定する。

(業績手当)

- 第21条 業績手当は、大学の財務状況等を勘案しつつ、指定職以外の教職員に対し、その者の職責及び勤務成績に応じて、これを支給する。
- 2 前項の勤務成績の評価は、算定基礎期間における勤務を対象として、これを行う。
 - 3 業績手当の額は、その期ごとに決定する。

(期末特別手当)

- 第22条 期末特別手当は、指定職に対して、これを支給する。
- 2 期末特別手当の額は、その期ごとに決定する。

第4章 諸手当

(基本給の調整額)

- 第23条 職務の複雑さ、困難さ、責任の程度、労働の強度、勤務時間、就労環境その他の労働条件が、同じ職務の級に属する他の教職員と比べて著しく特殊な教職員については、その職務の特殊性に基づき、基本給の調整を行うことができる。
- 前項の規定による基本給の調整を行う職は、別表第5に掲げる勤務箇所に勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。
 - 前項の調整額は、当該教職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて、別表第6に掲げる調整基本額(その額が基本給月額100分の4.5を超えるときは、基本給月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、教育職基本給表(一)適用者を除く。)に別表第5の調整数を乗じて得た額とする。
 - 前項の規定にかかわらず、基本給の調整額が基本給月額の100分の25を超えるときは、基本給月額の100分の25に相当する額とする。ただし、教育職基本給表(一)適用者については、この限りでない。

(管理職手当)

- 第24条 管理職手当は、指定職を除く管理又は監督の地位にある教職員(以下「管理職」という。)に対して、これを支給する。
- 前項の管理職の範囲については、別に定める。
 - 管理職手当の月額を、当該教職員に適用される基本給表、職務の級及び職責区分に応じて、別表第7に掲げる支給額とする。
 - 管理職手当及び第11条第4号に規定する指定職基本給表に定める指定職の基本給には、第38条に規定する夜勤手当が含まれるものとする。
 - 管理職が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第7条第1項第1号に規定する業務災害(以下この規程の第40条において「業務災害」という。)に遭い、療養のため勤務しないことを大学が特に認めた場合を除く。)には、その月の管理職手当は支給しない。
 - 前5項に規定するほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(医師等調整手当)

- 第25条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、大学が別に定める職に新たに採用され又は当該職に異動した教職員(教育職基本給表(一)の適用を受ける教職員であって、医師免許証(医師法(昭和23年法律第201号)に規定するものに限る。以下同じ。)又は歯科医師免許証(歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定するものに限る。以下同じ。)を有する者に限る。)に対しては、月額50,800円を超えない範囲内の額を採用又は異動(以下「採用等」という。)の日から35年以内の期間、医師等調整手当として支給する。
- 前項の手当の額は、採用等の日から1年を経過するごとにその額を減じるものとし、その月額は、採用等の日以後の期間の区分に応じ、別表第8に掲げる額とする。
 - 前2項に規定するほか、医師等調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(扶養手当)

- 第26条 扶養手当は、指定職を除く扶養親族のある教職員に対して、これを支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が9級以上であるものに対しては、これを支給しない。
- 前項の扶養親族は、次の各号のいずれかに該当する者であって、他に生計の途がなく、主としてその教職員の扶養を受けているものとする。
 - 配偶者(教職員と内縁関係にある者を含む。以下同じ。)
 - 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - 満60歳以上の父母及び祖父母
 - 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - 重度心身障がい者
 - 扶養手当の月額を、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの、教育職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの及び医療職基本給表(A)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。
 - 前項の規定にかかわらず、扶養親族たる子の中に、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合、その扶養手当の月額は、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を、前項の規定による額に加算した額とする。
 - 前4項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(地域手当)

第27条 地域手当は、次項の表の支給地域欄に掲げる地域に所在する大学の施設を勤務地とする教職員に対して、これを支給する。

2 地域手当の月額、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

都道府県	支給地域	支給割合
茨城県	那珂郡東海村	100分の12
大阪府	大阪市、吹田市、豊中市、茨木市、枚方市、箕面市	100分の12

(住居手当)

第28条 住居手当は、自ら居住するために住居(貸間を含む。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている教職員(指定職並びに国立大学法人、その他の独立行政法人等及び国の機関から貸与された宿舎に居住している者を除く。)に対して、これを支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。

(1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員

家賃の月額から16,000円を控除した額

(2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員

家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第29条 通勤手当は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める金額を支給する。

(1) 通勤のため電車等の公共交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用する教職員にあっては、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。

(2) 通勤のため自動車等の交通手段を使用することを常例とする教職員にあっては、次に掲げる教職員の区分に応じて、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である教職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である教職員 31,600円

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員にあっては、第1号及び第2号に掲げる額の合計額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち、最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である教職員に支給する通勤手当の月額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に定める額に満たないときは、前号に定める額とする。

(4) 前3号に規定する通勤手当は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。)が片道2キロメートル未満である者には支給しない。

2 通勤手当は、支給単位期間(大学が別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間)に係る最初の月の第4条に定める日に支給する。

3 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこ

これらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

- この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月)をいう。
- 前4項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(高所作業手当)

第30条 高所作業手当は、大学の施設部に所属する教職員が地上15メートル以上の足場の不安定な場所で、営繕工事の監督に従事した場合に、これを支給する。

- 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、200円(当該作業が地上30メートル以上の場所で行われたときは、300円)とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、その額に100分の60を乗じて得た額とする。

(爆発物取扱等作業手当)

第31条 爆発物取扱等作業手当は、教職員のうち一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員が高压ガスを製造し、又は充填する作業に直接従事した場合に、これを支給する。

- 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき300円とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、180円とする。

(死体処理手当)

第32条 死体処理手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その手当の額は作業に従事した日1日につき、当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において第1号及び第2号の作業の双方に従事した場合には、第2号の作業に係る手当を支給しない。

- 医学部又は医学系研究科に所属する教職員のうち一般職基本給表の適用を受ける教職員が、所属部局における死体の処理作業に従事したとき。 3,200円
- 一般職基本給表の適用を受ける教職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引き取り又は搬送の作業に従事したとき。 1,000円

(放射線取扱手当)

第33条 放射線取扱手当は、次に掲げる業務に従事した場合に、これを支給する。

- 診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命じられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事して、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。
- 前号に規定する場合のほか、大阪大学放射線障害予防通則第2条に定める施設の管理区域内において、放射線業務を行う教職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。

- 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

(異常圧力内作業手当)

第34条 異常圧力内作業手当は、教職員が高気圧治療室内において高压の下で診療又は臨床実験の作業に従事した場合に、これを支給する。

- 前項の手当の額は、次の表に掲げる気圧の区分に応じ、作業に従事した時間1時間につき同表に定める額とする。

気圧の区分	手当額
0.2メガバスカルまで	210円
0.3メガバスカルまで	560円
0.3メガバスカルを超えるとき	1,000円

(夜間看護等手当)

第35条 夜間看護等手当は、助産師、看護師又は准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌午前5時までの間(以下「深夜」という。)に行われる看護等の業務に従事した場合に、これを支給する。

- 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に定める額とする。

勤務の区分	
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	9,000円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	4,400円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	3,800円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	2,600円

- 3 助産師、看護師又は准看護師(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である教職員及び第29条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受けている教職員を除く。)が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合における第1項の業務に係る手当額については、前項の規定にかかわらず、教職員の区分に応じて、次の表に定める額を加算した額とする。

教職員の区分	手当額
通勤距離(通勤手当の認定にかかる総通勤距離をいう。以下同じ。)が片道5キロメートル未満の教職員	380円
通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の教職員	760円
通勤距離が片道10キロメートル以上の教職員	1,140円

(ドクターヘリ搭乗手当)

第35条の2 ドクターヘリ搭乗手当は、教育職基本給表(一)の適用者であって医師免許証を有する者、及び医療職基本給表(B)の適用者が、救急現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うためにドクターヘリ(救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターをいう。)に搭乗し、救急医療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、その業務1回につき1,900円とする。

(夜間診療等手当)

第35条の3 夜間診療等手当は、次項の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける教職員(教育職基本給表(一)の適用者にあつては、医師免許証又は歯科医師免許証を有するものに限る。)のうち医学部附属病院長又は歯学部附属病院長が指定するものが、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜に行われる診療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、次表に定める勤務の区分及び当該教職員に適用される基本給表に応じ、その勤務1回につき、同表に定める額とする。

勤務の区分	基本給表	手当額
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	教育職基本給表(一)	15,000円
	医療職基本給表(A)	4,500円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	教育職基本給表(一)	7,300円
	医療職基本給表(A)	2,200円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	教育職基本給表(一)	6,400円
	医療職基本給表(A)	1,900円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	教育職基本給表(一)	4,400円
	医療職基本給表(A)	1,300円

(緊急診療等呼出手当)

第35条の4 緊急診療等呼出手当は、教職員(宿日直の業務に従事している者を除く。)のうち、教育職基本給表(一)の適用者であつて医師免許証若しくは歯科医師免許証を有する者又は医療職基本給表(A)若しくは医療職基本給表(B)の適用者が緊急の呼出し(医学部附属病院長又は歯学部附属病院長が定めるものに限る。)を受け、所定の勤務時間以外の時間帯又は所定休日において診療等の業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、その呼出し1回につき5,000円とする。

(災害派遣医療等手当)

第35条の5 災害派遣医療等手当は、教職員が、災害救助法(昭和22年法律第118号)及び大阪府災害救助法施行細則(昭和44年大阪府規則第48号)その他の関係法令に基づき災害派遣され、医療等の業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、大阪府災害救助法施行細則第3条及び別表第2に定める日当額に準じ、これを改定するものとする。
3 前2項に規定するほか、災害派遣医療等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当)

第36条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、超過勤務を命じられた教職員には、当該超過勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、超過勤務を命じられた時間が労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づく休日勤務(法定休日における勤務を除く。)を命じられた時間を含め、1か月につき60時間を超える場合には、その超える部分について、勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当又は次条に定める休日手当として支給する。
3 前2項の規定にかかわらず、管理職及び指定職のほか、労基法第41条第2号に規定する機密の事務を取り扱う者に該当する教職員には、超過勤務手当を支給しない。

(休日手当)

第37条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、休日勤務を命じられた教職員には、当該休日勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の160)を休日手当として支給する。

2 前条第3項の規定は、休日手当について、これを準用する。

(夜勤手当)

第38条 労働時間規程第7条第1項に基づき、深夜に勤務することを命じられた教職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する(前2条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日手当が支給される場合を除く。)

(宿日直手当)

第39条 労働時間規程第10条に基づき、宿直又は日直を命じられた教職員には、別に定めるところにより、宿日直手当を支給する。

(併給禁止)

第39条の2 第23条の規定により基本給の調整額を受ける教職員(別表第5第5号に係るものに限る。)には、放射線取扱手当は支給しない。

2 高所作業手当の支給される日については、爆発物取扱等作業手当は支給しない。ただし、支給されないこととなる爆発物取扱等作業手当の額が高所作業手当の額を超えるときは、爆発物取扱等作業手当を支給し、高所作業手当は支給しない。

第5章 給与の特例等

(休職期間中の給与)

第40条 教職員が業務災害に遭い、療養のため、就業規則第12条第1項第1号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与の全額(労災保険法第14条に規定する休業補償給付(休業特別支給金を含む。))を受けたときは、これを控除した額を支給する。

2 前項に規定する場合を除き、教職員が就業規則第12条第1項第1号に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与を支給しない。教職員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第12条第1項第2号の規定に基づく休職に付された場合も、同様とする。

3 教職員が就業規則第12条第1項第3号及び第4号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給、基本給の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当(以下「基本給等の月額」という。)、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の70(就業規則第12条第1項第3号に該当する場合であって当該教職員が業務災害に遭ったと認められるときは、100分の100)の範囲内で、給与を支給することができる。

4 教職員が就業規則第12条第1項第5号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給等の月額及び期末手当、期末特別手当のそれぞれ100分の100の範囲内で、給与を支給することができる。

5 休職期間中の教職員に対しては、他に別段の定めのない限り、第1項、第3項及び前項に規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(特別休暇の期間中における給与の取扱い)

第41条 労働時間規程第22条に規定する特別休暇の期間中における給与の取扱いについては、別に定める。

(給与の減額)

第42条 教職員が勤務しなかった場合には、他に別段の定めのない限り、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しなかった時間数を乗じて得た額を減額して、給与を支給する。

第6章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第43条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

(給与の口座振込の同意に係る経過措置)

2 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条の規定により、大学がその身分を承継した教職員(以下「承継職員」という。)

のうち、この規程が適用される日(以下「適用日」という。)の前日において、その同意に基づき給与の口座振込を行っていた者については、本規程第5条第3項の規定にかかわらず、その適用日以降に支給される給与についても、口座振込について同意があったものとする。

(調整手当の異動保障廃止に伴う経過措置)

- 3 承継職員のうち、適用日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第11条の7の規定に基づく認定を受けていた者については、本規程第27条の規定にかかわらず、その適用日以降においても、給与法第11条の7の規定により、調整手当を支給する。

(住居手当のうち単身赴任手当受給者の配偶者に係る住居手当廃止に伴う経過措置)

- 4 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第11条の9第1項第3号の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、本規程第28条の規定にかかわらず、給与法第11条の9第1項第3号の規定により、住居手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。

(通勤手当の特別料金廃止に伴う経過措置)

- 5 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第12条第3項の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、本規程第29条の規定にかかわらず、給与法第12条第3項により、通勤手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。

(単身赴任手当の廃止に伴う経過措置)

- 6 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第12条の2の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、単身赴任手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。

(休職期間中の給与に関する経過措置)

- 7 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、休職に付されていた者については、第40条第2項から第4項までの規定にかかわらず、その休職期間中(延長期間を含む。)、従前の例により、給与を支給する。

(経過措置に係る支給日)

- 8 前5項の手当の支給日については、第4条第4項の規定を準用する。

(大学院担当による調整数3の廃止に伴う経過措置)

- 9 承継職員のうち、この規程の適用日において、人事院規則9-6(俸給の調整額)第1条第2項の規定の適用を受けたとした場合に、同規則別表第1第10号(1)の支給要件を満たす者に対する調整額は、第23条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までの間に限り、別表第6に定める当該職務の級に対応した調整基本額を調整額として支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。

(大学院担当による調整数1の支給要件変更に伴う経過措置)

- 10 承継職員のうち、この規程の適用日において、別表第5の支給要件を適用すれば、その要件を満たさない者のうち、平成15年度において大学院学生の指導等に従事していたものについては、その者が平成16年度以降においても引き続き大学院の学生を指導する場合に限り、第23条の規定を準用し、基本給の調整額を支給する。

(平成16年4月1日付け退職者に関する特例)

- 11 承継職員のうち、平成16年4月1日付けで大学を退職した者(他の国立大学法人等に転出した者を含む。)については、第6条及び第14条第1項の規定は適用しないものとする。

(入試手当に関する特例)

- 12 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、入試関係の業務に従事した教員(指定職の適用を受けている者及び管理職手当を支給されている者は除く。)に対しては、その業務内容及び法人化前の大阪大学における類似の業務に係る手当の支給状況等を考慮して、入試手当を支給することができるものとする。

(特別赴任手当に関する特例)

- 13 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、大学が遠隔地に居住する者を教職員として採用した場合において、同人がやむを得ず家族と別居せざるを得ないときは、3年間を上限として、特別赴任手当を支給することができるものとする。ただし、附則第6項の適用を受ける者については、特別赴任手当を支給しないものとする。

附 則

この改正は、平成16年6月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年1月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年4月18日から施行し、改正後の附則第13項の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年5月16日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
(職務の級の切替え)
- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き大学に在職する教職員の切替日における職務の級については別に定める。
(号俸の切替え)
- 3 前項の規定により切替日における職務の級を定められる教職員及び切替日の前日から引き続き指定職基本給表の適用を受けている教職員の切替日における号俸については別に定める。
(基本給月額に関する経過措置)
- 4 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける第11条に規定する基本給月額が、同日において受けていた別表第1-Aから第4-Aまでに規定する暫定基本給月額(その額が改定された場合には、当該改定額。以下同じ。)に達しない者については、平成26年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給することができるものとする。ただし、第11項に定める場合のほか、当該差額相当額を基本給として支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。
- 5 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、同項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 6 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、前2項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 7 前3項の規定を適用する場合における当該教職員の基本給月額及び暫定基本給月額には、教育職基本給表(一)に定める加給金額は含まないものとし、第23条第4項の規定の適用については、同項中「基本給月額の100分の25」とあるのは、「基本給月額と暫定基本給月額との差額の合計額の100分の25」とする。
(基本給の調整額に関する経過措置)
- 8 第23条に規定する基本給の調整額の支給を受ける教職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、別表第6に規定する調整基本額が、別表第6-Aに規定する暫定調整基本額に達しないものについては、第10項に掲げる期間、調整基本額のほか、その差額に相当する額に、同項各号に定める乗率及び当該教職員に係る調整数をそれぞれ乗じて得た額を、基本給の調整額として支給することができるものとする。
 - (1) 切替日の前日から引き続き大学に在職する教職員
 - (2) 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員で、雇用の事情等を考慮して、前号の教職員との権衡上これに準じた取扱いをする必要があると認められる教職員
(加給金額に関する経過措置)
- 9 別表第2の教育職基本給表(一)に規定する加給金額の支給を受ける教職員のうち、前項各号のいずれかに該当する者で、その額が、別表第2-Aの教育職基本給表(一)に規定する暫定加給金額に達しないものについては、次項に掲げる期間、加給金額のほか、その差額に相当する額に、同項各号に定める乗率を乗じて得た額を加給金額として支給することができるものとする。
(基本給の調整額及び加給金額に関する経過措置の期間等)
- 10 前2項の経過措置の対象となる期間及びその乗率は、次のとおりとする。
 - (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25
(降格又は降給処分を受けた者に関する特例)
- 11 前7項の規定にかかわらず、切替日の前日におけるその者が属していた職務の級に相当する職務の級より下位の職務の級に降格された者、又は切替日の前日におけるその者が受けていた号俸に相当する号俸より下位の号俸に降給された者については、当該処分が切替日の前日に行われたものとして、第4項から第7項までの規定による基本給を、第8項から第10項までの規定による基本給の調整額又は加給金額を、それぞれ支給することができるものとする。
(平成22年1月1日までの間における昇給に関する特例)
- 12 平成19年1月1日の昇給時期においては、第14条第1項中「1年間」とあるのは「9月間」、同条第2項中「4号俸」とあるのは「2号俸」、「3号俸」とあるのは「1号俸」として、これを適用する。
- 13 平成20年1月1日、平成21年1月1日及び平成22年1月1日の昇給時期においては、第14条第2項中「4号俸」とあるのは「3号

俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」として、これを適用する。

(地域手当に関する経過措置)

- 14 第27条の規定にかかわらず、当分の間、国立大学法人大阪大学任期付教職員退職手当規程第5条第5項の適用を受ける機関から大学に採用された者のうち、大学が必要と認めたものについては、所定の支給割合を乗じて得た月額地域手当を支給することができるものとする。

附 則

この改正は、平成18年10月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成19年4月1日から施行する。

(基本給の調整額に関する経過措置)

- 2 基本給月額に加給金額の加算を受ける教職員のうち、改正規程施行日(以下「施行日」という。)の前日において、助手として第23条の規定による基本給の調整額(別表第5第1号に係るものに限る。)を受けていた助教で、加給金額が、従前の例により算出した基本給の調整額に達しない者については、当分の間、その差額を加給金額に加算して支給することができるものとする。

(管理職手当に関する経過措置)

- 3 第24条の規定により管理職手当を支給される教職員のうち、改正後の管理職手当の額が次項に規定する経過措置基準額に達しないこととなる教職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

- 4 経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 施行日の前日に適用されていた基本給表と同一の基本給表の適用を受ける教職員(以下「同一基本給表適用教職員」という。)であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のもののうち、相当区分等教職員(同日において占めていた職責区分(以下「旧職責区分」という。))に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる職責区分に対応する同表に掲げる基本給表及び職務の級を占める教職員) 同日にその者が受けていた管理職手当額
- (2) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のもののうち、下位区分等相当教職員(旧職責区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる職責区分に対応する同表に掲げる基本給表及び職務の級を占める教職員をいう。以下同じ。) 同日に当該旧職責区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
- (3) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
- (4) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分等相当教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
- (5) 施行日以後に基本給表の適用を異にする異動をした教職員(施行日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員を除く。) 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当額

- 5 第2項から前項までの規定にかかわらず、施行日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員で、雇用の事情等を考慮してその必要があると認められる教職員には、前項までの教職員との均衡上これに準じた取扱いをすることができる。

附 則

この改正は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成19年12月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(平成19年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)

2 平成19年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年5月2日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成20年12月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成22年12月1日から施行する。

(平成23年4月1日における号俸の調整)

2 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成22年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成23年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年3月22日から施行し、平成22年9月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この改正は、平成23年11月28日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

(災害応急作業等手当)

2 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、大規模な自然災害等に対処するための作業に従事した教職員には、別に定めるところにより、災害応急作業等手当を支給する。

3 第7条第2項の規定にかかわらず、第36条から第38条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、災害応急作業等手当が支給されることとなる作業に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(その額を8で除した額)を同条第1項に定める額に加算した額とする。

(併給禁止)

4 災害応急作業等手当が支給されることとなる日については、第33条第1項各号に規定する外部放射線の実効線量測定対象期間から除くこととする。

附 則

この改正は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
(平成24年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成24年4月1日において36歳に満たない教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成24年4月1日における号俸を1号俸(ただし、同日において30歳に満たない教職員のうち、大学が必要と認める者にあつては、2号俸)上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成24年7月1日から施行する。
(教職員の基本給等に係る特例)
- 2 第10条の規定による基本給の支給に当たっては、平成26年3月31日までの間、基本給月額(附則(平成18年4月1日施行)第4項から第6項までの規定による基本給を含む。)から、当該基本給月額(教育職基本給表(一)に定める加給金額は含まない。以下同じ。)に次の表の左欄に掲げる「基本給表」及び同表の中欄に掲げる「職務の級」の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額を減ずる。

基本給表	職務の級	割合
一般職基本給表(一)	1～2級	100分の4.77
	3～6級	100分の7.77
	7～10級	100分の9.77
一般職基本給表(二)	1～3級	100分の4.77
	4～5級	100分の7.77
教育職基本給表(一)	1～2級	100分の4.77
	3～4級	100分の7.77
	5級	100分の9.77
教育職基本給表(二)	1～2級	100分の4.77
	3級	100分の7.77
医療職基本給表(A)	1～2級	100分の4.77
	3～7級	100分の7.77
	8級	100分の9.77
医療職基本給表(B)	1～2級	100分の4.77
	3～6級	100分の7.77
	7級	100分の9.77
指定職基本給表		100分の9.77

- 3 第24条の規定による管理職手当の支給に当たっては、平成26年3月31日までの間、管理職手当の月額から、当該管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額を減ずる。
- 4 第27条の規定による地域手当の支給に当たっては、平成26年3月31日までの間、当該地域手当の月額(附則(平成18年4月1日施行)第15項の規定による地域手当の月額を含む。)から、次の各号に定める額を減ずる。
 - (1) 当該教職員の基本給月額に対する地域手当の月額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額
 - (2) 当該教職員の管理職手当の月額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 5 第36条から第38条まで及び第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、平成26年3月31日までの間、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、次の各号に定める額を減じた額とする。
 - (1) 基本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額
 - (2) 当該教職員の管理職手当の月額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額に100分の10を乗じて得た額
- 6 第40条の規定による休職期間中の給与の支給に当たっては、同条の規定により支給する給与額から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を減ずる。
 - (1) 第40条第1項の規定により給与を支給する場合 第2項から第4項までの規定により減ずることとされる額
 - (2) 第40条第3項又は第4項の規定により給与を支給する場合 第2項及び第4項の規定により減ずることとされる額に第40条第3項又は第4項により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 7 前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるも

のとする。

附 則

この改正は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成25年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

この改正は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
(平成26年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成26年4月1日において45歳に満たない教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成26年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成26年12月22日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
(平成26年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成26年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7項の規定は、平成27年1月1日から施行する。
(基本給月額に関する経過措置)
- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き大学に在職する教職員で、その者が受ける第11条に規定する基本給月額が、切替日の前日において受けていた基本給月額(以下「暫定基本給月額」という。)に達しない者については、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給することができるものとする。ただし、第6項に定める場合のほか、当該差額相当額を基本給として支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。
- 3 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、同項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 4 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、前2項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 5 前3項の規定を適用する場合における当該教職員の基本給月額及び暫定基本給月額には、教育職基本給表(一)に定める加給金額は含まないものとする。
(降格又は降給処分を受けた者に関する特例)

6 前4項の規定にかかわらず、切替日の前日におけるその者が属していた職務の級に相当する職務の級より下位の職務の級に降格された者、又は切替日の前日におけるその者が受けていた号俸に相当する号俸より下位の号俸に降給された者については、当該処分が切替日の前日に行われたものとして、第2項から第5項までの規定による基本給を支給することができるものとする。

(平成27年1月1日における昇給に関する特例)

7 平成27年1月1日の昇給時期においては、第14条第2項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」として、これを適用するものとする。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成28年3月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
(平成27年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。))の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成27年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、平成28年4月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成28年12月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
(平成28年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。))の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成28年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
(扶養手当に関する経過措置)
- 2 第26条に規定する扶養手当は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、同条第1項の規定にかかわらず、同項ただし書を適用しない。
- 3 第26条第3項の規定にかかわらず、次の各号に定める期間においては、同項を当該各号に定めるものとそれぞれ読み替えて、これを適用するものとする。
 - (1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))については1人につき10,000円、扶養親族たる子については1人につき8,000円(教職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)とする。
 - (2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、扶養親族たる子については1人につき10,000円とする。
 - (3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円

(一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級以上であるもの、教育職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの及び医療職基本給表(A)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの)にあっては、3,500円)、扶養親族たる子については1人につき10,000円とする。

附 則

この改正は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成29年12月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
(平成29年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成29年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
(平成30年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成27年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成30年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成30年12月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
(平成30年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成30年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和元年12月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、第28条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。
(平成31年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成31年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員については、前項本文の規定にかかわらず、当該基本給表の適用日からこの改正の適用を受けるものとする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。
(住居手当に関する経過措置)
- 3 第1項ただし書に規定する施行の日(以下「一部施行日」という。)の前日において改正前の第28条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える教職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(別に定める教職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第28条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。以下「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
 - (1) 改正後の第28条第1項に該当しないこととなる教職員
 - (2) 旧手当額から改正後の第28条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる教職員

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
(災害応急作業等手当の廃止)
- 2 附則(平成23年11月28日施行、平成23年3月11日適用)第2項に規定する「当分の間」の措置は、令和3年3月31日をもって廃止する。

附 則

この改正は、令和3年6月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 一般職基本給表(第11条関係)

ア 一般職基本給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	基本給月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600							
95		295,200	343,100							
96		295,600	343,500							
97		295,800	343,700							
98		296,100	344,100							
99		296,500	344,500							
100		296,900	344,800							
101		297,100	345,100							
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							
105		298,300	346,800							
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							

イ 一般職基本給表(二)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	—	183,600	205,200	251,500	280,000
2	—	185,100	206,400	252,700	281,900
3	—	186,600	207,800	253,800	283,500
4	—	188,000	209,100	254,900	285,200
5	—	189,200	210,400	255,800	287,000
6	—	190,700	211,800	257,000	288,600
7	—	192,100	213,200	258,100	290,200
8	—	193,400	214,600	259,300	291,800
9	—	194,800	215,900	260,400	293,300
10	—	195,800	217,500	261,200	295,100
11	—	197,100	219,100	262,400	296,800
12	—	198,200	220,500	263,600	298,600
13	—	199,400	221,700	264,600	300,000
14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400
37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600
39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600
44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600
45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500
46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100
57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100
61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800
62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500
63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200
64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900
65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500
66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000
67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500
68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000
69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400
70	213,300	253,100	282,500	311,300	
71	213,600	253,500	283,300	311,800	
72	214,000	253,900	284,000	312,300	
73	214,200	254,100	284,800	312,600	
74	214,600	254,500	285,500	313,100	
75	215,100	255,000	286,300	313,600	
76	215,700	255,500	287,100	314,000	
77	215,900	255,800	287,700	314,200	
78	216,600	256,200	288,200	314,500	
79	217,100	256,700	288,700	314,800	
80	217,600	257,200	289,100	315,100	
81	218,300	257,500	289,500	315,400	
82	218,600	257,800	289,900	315,700	
83	219,200	258,100	290,400	316,000	
84	219,900	258,400	290,900	316,300	
85	220,500	258,600	291,300	316,500	
86	220,900	258,800	291,900	316,900	
87	221,300	259,100	292,500	317,200	
88	222,000	259,400	293,100	317,400	
89	222,500	259,600	293,400	317,600	
90	223,000	259,800	293,900	317,900	
91	223,500	260,200	294,400	318,200	
92	223,900	260,400	294,800	318,500	
93	224,300	260,700	295,200	318,700	
94	224,700	261,100	295,700	319,000	
95	225,100	261,400	296,200	319,300	
96	225,400	261,700	296,700	319,500	
97	225,700	261,900	297,000	319,700	
98	226,200	262,200	297,400	320,000	
99	226,700	262,400	297,900	320,300	
100	227,200	262,700	298,400	320,500	
101	227,600	263,000	298,800	320,700	
102	228,100	263,200	299,200		
103	228,700	263,500	299,500		
104	229,300	263,800	299,800		
105	229,700	264,000	300,100		
106	230,200	264,200	300,500		
107	230,500	264,500	300,900		
108	230,900	264,700	301,300		
109	231,100	265,000	301,600		
110	231,500	265,300	302,000		
111	232,000	265,600	302,400		
112	232,400	265,800	302,700		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
113	232,600	266,000	302,900		
114	233,100	266,300	303,200		
115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			

別表第2 教育職基本給表(第11条関係)

ア 教育職基本給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
加給金額	—	10,500	23,800	25,400	30,000
1	173,500	216,400	277,100	324,300	406,000
2	175,600	218,700	280,100	327,200	408,300
3	177,600	220,900	282,900	330,300	410,700
4	179,600	223,100	285,700	333,300	413,200
5	181,500	225,200	288,500	336,500	415,300
6	184,000	227,300	291,000	339,100	417,800
7	186,500	229,500	293,200	341,700	420,000
8	189,000	231,600	295,600	344,400	422,500
9	191,600	233,900	298,200	347,400	424,200
10	194,400	236,300	300,700	350,300	426,700
11	197,100	238,700	303,100	353,400	429,000
12	199,800	241,100	305,700	356,700	431,300
13	202,300	243,200	308,000	359,500	432,700
14	204,200	245,600	310,000	361,400	434,900
15	206,000	248,000	312,100	363,600	437,100
16	208,000	250,400	313,800	366,100	439,400
17	210,000	252,400	316,000	368,300	441,500
18	211,700	255,500	318,100	370,500	443,900
19	213,500	258,600	320,100	372,600	446,200
20	215,200	261,700	322,100	374,500	448,600
21	217,100	264,600	324,100	376,500	450,700
22	219,000	267,600	326,500	378,400	453,000
23	220,900	270,500	329,100	380,400	455,400
24	222,800	273,400	331,900	382,100	457,700
25	224,600	276,200	333,900	383,500	459,700
26	226,700	278,800	335,900	385,300	461,900
27	228,800	281,300	338,000	387,100	464,000
28	230,900	284,000	340,400	389,000	466,200
29	232,700	286,800	342,800	390,900	468,300
30	234,900	289,200	344,900	392,600	470,600
31	237,200	291,400	346,800	394,300	472,800
32	239,500	293,800	348,600	396,000	474,900
33	241,700	296,000	350,600	397,600	476,800
34	243,500	298,200	352,700	399,400	478,900
35	245,200	300,700	354,800	400,900	481,200
36	246,900	302,900	356,800	402,700	483,400
37	248,600	305,400	358,400	403,800	485,500
38	250,200	307,000	360,400	405,400	487,500
39	251,700	308,700	362,500	406,900	489,400
40	253,400	310,400	364,400	408,400	491,300
41	255,200	312,300	366,300	409,300	493,300
42	256,900	312,800	368,200	410,900	495,200
43	258,300	313,700	370,000	412,400	496,900
44	259,900	314,600	371,800	414,000	498,800
45	260,800	315,500	373,600	415,300	500,700
46	262,300	316,500	375,400	416,900	502,500
47	263,900	317,300	376,900	418,300	504,300
48	265,200	318,300	378,700	419,900	506,200
49	266,700	319,200	380,200	421,300	507,900
50	267,400	320,100	381,800	422,600	509,600
51	268,100	320,900	383,400	423,900	511,400
52	269,000	321,700	385,100	425,200	513,300
53	269,800	322,900	386,200	425,900	514,900

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
54	270,500	323,700	387,700	426,900	516,500
55	271,300	324,500	389,100	427,800	518,200
56	272,100	325,300	390,700	428,700	519,800
57	272,700	326,000	392,000	429,600	521,400
58	273,800	327,100	393,400	430,500	522,700
59	274,700	328,200	394,700	431,400	524,000
60	275,700	329,200	396,200	432,300	525,200
61	276,800	330,200	397,500	433,200	526,400
62	277,700	331,200	398,900	434,100	527,400
63	278,500	332,300	400,400	435,100	528,400
64	279,300	333,400	401,900	436,200	529,400
65	280,300	334,100	402,900	437,100	530,000
66	281,000	335,200	404,000	438,100	530,900
67	282,000	335,900	405,000	439,100	531,800
68	282,900	337,000	406,100	440,000	532,700
69	283,700	337,600	407,100	441,000	533,600
70	284,800	338,700	408,000	442,000	534,400
71	285,800	339,600	408,800	442,900	535,100
72	286,900	340,700	409,600	443,900	535,600
73	287,800	341,000	410,400	444,900	536,300
74	288,900	342,000	411,300	445,800	536,800
75	289,900	343,000	412,100	446,700	537,600
76	291,000	344,000	412,900	447,700	538,200
77	291,500	345,000	413,600	448,500	538,700
78	292,500	346,000	414,100	449,000	539,300
79	293,400	346,900	414,500	449,700	539,900
80	294,300	347,800	414,900	450,300	540,500
81	295,200	348,800	415,200	451,100	541,100
82	296,100	349,800	415,600	451,800	
83	297,000	350,800	415,900	452,100	
84	297,800	351,800	416,300	452,700	
85	298,100	352,400	416,600	453,100	
86	298,900	353,000	417,000	453,500	
87	299,700	353,600	417,400	453,900	
88	300,600	354,200	417,800	454,200	
89	301,500	354,800	418,100	454,500	
90	302,100	355,200	418,500	454,800	
91	302,800	355,600	418,900	455,300	
92	303,400	356,100	419,200	455,600	
93	304,000	356,600	419,500	455,900	
94	304,700	357,000	419,900	456,200	
95	305,400	357,500	420,200	456,500	
96	306,100	358,000	420,500	456,800	
97	306,300	358,600	420,800	457,100	
98	306,800	359,100	421,200	457,600	
99	307,300	359,500	421,500	457,900	
100	307,800	360,000	421,800	458,200	
101	308,100	360,400	422,100	458,500	
102	308,500	360,900	422,500		
103	308,800	361,200	422,800		
104	309,400	361,700	423,100		
105	309,800	362,200	423,400		
106	310,200	362,600	423,800		
107	310,500	363,100	424,100		
108	310,900	363,600	424,400		
109	311,100	364,000	424,700		
110	311,500	364,500	425,000		
111	311,900	365,000	425,300		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
112	312,300	365,400	425,600		
113	312,600	365,800	425,900		
114	313,000	366,200	426,200		
115	313,300	366,700	426,500		
116	313,600	367,100	426,800		
117	313,900	367,500	427,000		
118	314,300	367,900			
119	314,700	368,400			
120	315,100	368,800			
121	315,300	369,100			
122	315,500	369,500			
123	315,800	370,000			
124	316,100	370,300			
125	316,400	370,700			
126	316,600	371,200			
127	316,900	371,700			
128	317,300	372,100			
129	317,600	372,500			
130	317,900	373,000			
131	318,300	373,500			
132	318,500	374,000			
133	318,700	374,500			
134	319,000	375,000			
135	319,300	375,500			
136	319,500	376,000			
137	319,800	376,500			
138	320,000	377,000			
139	320,300	377,500			
140	320,600	378,000			
141	320,900	378,500			
142	321,300				
143	321,700				
144	322,100				
145	322,300				
146	322,700				
147	323,000				
148	323,400				
149	323,600				
150	324,000				
151	324,300				
152	324,700				
153	324,900				
154	325,300				
155	325,700				
156	326,100				
157	326,300				

注 2級、3級、4級又は5級のいずれかの級に該当する者(2級該当者は助教の職にあるものに限る。)については、各級の号俸に定める金額に加給金額にある額を加算した額をもって、その基本給月額とする。

イ 教育職基本給表(二)

職務の級	1級	2級	3級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円
1	183,200	217,800	277,100
2	185,700	219,900	280,100
3	188,300	221,900	282,900
4	191,000	224,000	285,700
5	193,700	225,900	288,500
6	196,500	227,900	291,100
7	199,300	230,000	293,400
8	202,200	232,000	295,800
9	205,000	234,200	298,200
10	208,000	236,600	300,800
11	210,900	239,000	303,200
12	213,800	241,400	305,800
13	216,400	243,400	308,000
14	218,100	245,700	310,000
15	219,900	248,000	312,100
16	221,600	250,300	313,800
17	223,300	252,500	316,200
18	225,000	255,600	318,700
19	226,800	258,700	321,100
20	228,400	261,800	323,500
21	230,300	264,600	325,900
22	232,200	267,600	328,700
23	234,200	270,500	331,400
24	236,200	273,400	334,500
25	237,800	276,200	337,200
26	239,700	278,800	339,800
27	241,600	281,300	342,400
28	243,600	284,000	345,200
29	245,300	286,800	348,000
30	247,200	289,000	350,500
31	249,200	291,000	352,800
32	251,200	293,200	355,100
33	253,000	295,000	357,500
34	255,000	297,100	359,500
35	256,900	299,300	361,600
36	258,800	301,200	363,500
37	260,200	303,200	365,500
38	261,800	305,000	367,600
39	263,300	306,700	369,800
40	264,900	308,500	372,000
41	266,500	310,100	374,200
42	267,700	312,200	376,200
43	268,600	314,300	378,300
44	269,700	316,700	380,400
45	270,600	318,700	381,900
46	271,500	320,700	383,900
47	272,200	322,800	385,700
48	272,900	325,100	387,700
49	273,800	327,400	388,600
50	274,400	329,800	390,400
51	275,100	331,900	392,000
52	275,900	333,900	393,800
53	276,800	336,100	394,800
54	277,500	337,800	396,400

職務の級	1級	2級	3級
55	278,400	339,600	397,900
56	279,300	341,200	399,600
57	280,100	342,900	400,900
58	281,300	344,800	402,600
59	282,200	346,500	404,200
60	283,600	348,500	405,800
61	284,600	350,300	407,100
62	286,000	352,100	408,700
63	287,100	354,000	410,200
64	288,200	355,800	411,800
65	289,300	357,500	413,200
66	290,400	359,400	414,200
67	291,600	361,100	415,200
68	292,700	362,900	416,100
69	293,800	364,400	417,100
70	294,700	366,100	418,100
71	295,700	367,800	419,200
72	296,700	369,500	420,100
73	297,800	370,800	420,800
74	298,800	372,400	421,600
75	299,900	373,800	422,600
76	301,000	375,400	423,600
77	301,700	377,000	424,600
78	302,600	378,700	425,600
79	303,400	380,200	426,600
80	304,300	381,900	427,500
81	305,000	383,400	428,200
82	305,900	384,800	429,100
83	306,800	386,400	430,000
84	307,700	388,000	430,800
85	308,100	389,000	431,700
86	308,800	390,300	432,500
87	309,500	391,700	433,300
88	310,400	393,100	434,200
89	311,300	394,400	434,900
90	312,100	395,500	435,400
91	312,900	396,600	436,000
92	313,600	397,800	436,400
93	314,300	398,600	436,900
94	315,000	399,700	437,400
95	315,700	400,800	437,800
96	316,400	401,800	438,200
97	316,800	402,700	438,400
98	317,200	403,700	438,800
99	317,600	404,700	439,100
100	318,000	405,600	439,400
101	318,300	406,400	439,700
102	318,700	407,400	
103	319,000	408,400	
104	319,400	409,400	
105	319,800	410,000	
106	320,300	410,700	
107	320,800	411,400	
108	321,300	412,000	
109	321,700	412,500	
110	322,200	412,900	
111	322,600	413,200	

職務の級	1級	2級	3級
112	323,100	413,500	
113	323,400	413,700	
114	323,900	414,000	
115	324,300	414,300	
116	324,800	414,600	
117	325,100	414,800	
118	325,500	415,100	
119	326,000	415,400	
120	326,500	415,600	
121	326,700	415,800	
122	327,100	416,100	
123	327,600	416,400	
124	327,900	416,600	
125	328,100	416,800	
126	328,400		
127	328,900		
128	329,300		
129	329,500		
130	329,900		
131	330,400		
132	330,800		
133	331,000		
134	331,400		
135	331,900		
136	332,200		
137	332,500		
138	332,900		
139	333,300		
140	333,700		
141	334,100		

別表第3 医療職基本給表(第11条関係)

ア 医療職基本給表(A)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号俸	基本給月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100	437,200
2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800	439,800
3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400	442,300
4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100	444,900
5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500	447,300
6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200	449,800
7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800	452,300
8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500	454,800
9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600	457,200
10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900	459,600
11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100	462,200
12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300	464,600
13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400	467,100
14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400	468,600
15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400	469,900
16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500	471,200
17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300	472,400
18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300	473,700
19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200	475,000
20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300	476,300
21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100	477,500
22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700	478,900
23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300	480,300
24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800	481,500
25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300	482,900
26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600	484,200
27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900	485,600
28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200	487,000
29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500	488,400
30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700	489,500
31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900	490,600
32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900	
39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300	
40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000	
41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500	
42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900	
43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300	
44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	
46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	
50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	
51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	
52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	
53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800	
54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800		
55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400		
57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700		
58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000		
59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300		
60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700		
61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900		
62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200		
63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500		
64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800		
65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000		
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900			
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600			
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200			
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600			
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100			
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600			
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100			
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700			
74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200			
75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800			
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400			
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900			
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400			
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900			
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400			
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700			
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200			
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600			
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000			
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400			
86		289,500	325,400	346,300				
87		289,700	325,600	346,600				
88		289,900	326,000	346,900				
89		290,300	326,400	347,300				
90		290,500	326,800	347,600				
91		290,700	327,200	348,000				
92		290,900	327,600	348,300				
93		291,300	327,900	348,700				
94		291,500	328,100	349,000				
95		291,700	328,500	349,300				
96		292,000	328,800	349,600				
97		292,400	329,000	349,900				
98		292,700	329,300	350,300				
99		292,900	329,600	350,700				
100		293,200	329,900	351,100				
101		293,500	330,100	351,600				
102		293,700	330,400	352,000				
103		293,900	330,800	352,400				
104		294,200	331,000	352,800				
105		294,500	331,200	353,300				
106			331,400					
107			331,800					
108			332,000					
109			332,200					
110			332,600					
111			333,000					
112			333,400					
113			333,600					

イ 医療職基本給表(B)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	基本給月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100	374,100
2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200	376,700
3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200	379,400
4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400	382,000
5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400	384,200
6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500	386,600
7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600	388,900
8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700	391,200
9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200	393,200
10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200	395,300
11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100	397,500
12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100	399,800
13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000	401,700
14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100	403,700
15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200	405,900
16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200	408,100
17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200	410,100
18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200	412,300
19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300	414,500
20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400	416,600
21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100	418,500
22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200	420,400
23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300	422,200
24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300	424,100
25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300	425,800
26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900	427,400
27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800	429,100
28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700	430,700
29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500	432,000
30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200	433,300
31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100	434,900
32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900	436,400
33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600	438,100
34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400	443,600
38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100	444,900
39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900	446,200
40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
94	281,900	315,000	348,400	366,400			
95	282,800	315,700	349,100	366,800			
96	283,800	316,300	349,700	367,100			
97	284,400	317,000	350,100	367,700			
98	285,200	317,300	350,500	368,200			
99	285,800	317,900	351,000	368,700			
100	286,700	318,600	351,400	369,200			
101	287,500	319,000	351,900	369,800			
102	288,300	319,600	352,300	370,300			
103	289,100	320,200	352,800	370,800			
104	289,900	320,800	353,200	371,200			
105	290,600	321,200	353,500	371,800			
106	291,100	321,700	354,000	372,300			
107	291,600	322,200	354,400	372,800			
108	292,100	322,700	354,700	373,300			
109	292,300	323,100	355,200	373,900			
110	292,600	323,500	355,700	374,300			
111	292,800	323,800	356,200	374,800			
112	293,200	324,100	356,700	375,300			

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
113	293,500	324,500	357,200	375,900			
114	293,700	324,900	357,700				
115	294,100	325,300	358,200				
116	294,400	325,600	358,600				
117	294,700	325,800	359,000				
118	295,000	326,100	359,400				
119	295,300	326,500	359,900				
120	295,700	326,700	360,400				
121	296,000	326,900	360,800				
122	296,400	327,200	361,300				
123	296,700	327,500	361,800				
124	297,100	327,800	362,300				
125	297,300	328,000	362,600				
126	297,500	328,300					
127	297,800	328,700					
128	298,200	328,900					
129	298,400	329,100					
130	298,700	329,300					
131	299,100	329,700					
132	299,500	329,900					
133	299,700	330,200					
134	300,000	330,600					
135	300,400	331,000					
136	300,700	331,400					
137	300,900	331,700					
138	301,200	332,100					
139	301,600	332,500					
140	301,900	332,900					
141	302,100	333,200					
142	302,500	333,600					
143	302,900	333,900					
144	303,200	334,300					
145	303,400	334,600					
146	303,600	335,000					
147	303,900	335,400					
148	304,300	335,800					
149	304,500	336,100					
150	304,700	336,500					
151	305,000	336,900					
152	305,300	337,300					
153	305,700	337,600					
154	305,900						
155	306,100						
156	306,400						
157	306,700						
158	307,000						
159	307,300						
160	307,600						
161	308,000						
162	308,300						
163	308,600						
164	308,900						
165	309,300						
166	309,600						
167	309,900						
168	310,200						
169	310,600						

別表第4 指定職基本給表(第11条関係)

号俸	基本給月額
	円
1	706,000
2	761,000
3	818,000
4	895,000
5	965,000
6	1,035,000
7	1,107,000
8	1,175,000

別表第5(第23条関係)適用区分表

勤務箇所	教職員	調整数
1. 大学院の研究科等	(1) 博士の学位を有するか又は博士前期課程(修士課程)修了後5年若しくは大学における6年の課程を修了した後6年の研究歴を有する助手	1
2. 医学部、医学系研究科及び附置研究所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者 (2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする教職員	1
3. 人間科学研究科附属比較行動実験施設及び微生物病研究所	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする教職員	1
4. 医学部附属病院及び歯学部附属病院	(1) 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手	3
	(2) 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。)、看護師及び准看護師 (3) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 (4) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者 (5) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者 (6) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員 (7) 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	2
	(8) 結核病棟、精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長((2)に掲げる者を除く。)並びに集中治療病棟に勤務する看護師及び准看護師 (9) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 (10) 集中治療病棟(脳卒中センター(脳卒中ケアユニット)に限る。)に勤務し、作業療法又は理学療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員又は理学療法技術職員 (11) 手術部(中央手術室)に勤務する看護師長、看護師及び准看護師 (12) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務教職員	1
5. 核物理研究センター	(1) 放射線発生装置(サイクロトロン)若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究(大学が別に定めるものに限る。)の業務に直接従事することを本務とする教職員 (2) 放射線発生装置(高エネルギー加速器等を除く。)を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする教職員	1

別表第6 調整基本額(第23条関係)

ア 一般職基本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,200円
7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,300円
10級	15,900円

イ 一般職基本給表(二)

職務の級	調整基本額
1級	6,000円
2級	7,400円
3級	8,500円
4級	8,700円
5級	9,600円

ウ 教育職基本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	10,500円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円

エ 教育職基本給表(二)

職務の級	調整基本額
2級	11,300円

オ 医療職基本給表(A)

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,700円
5級	10,500円
6級	11,300円
7級	12,200円
8級	13,800円

カ 医療職基本給表(B)

職務の級	調整基本額
1級	8,100円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,400円
6級	11,600円
7級	12,500円

別表第7 管理職手当額(第24条関係)

基本給表	職務の級	職責区分	管理職手当額(円)
一般職基本給表(一)	8	Ⅱ種	94,000
	7	Ⅱ種	88,500
	6	Ⅱ種	83,100
		Ⅲ種	72,700
		Ⅳ種	62,300
	5	Ⅲ種	69,400
Ⅳ種		59,500	
教育職基本給表(一)	5	Ⅱ種	300,000
		Ⅲ種	250,000
		Ⅳ種	80,200
		Ⅴ種	66,800
		Ⅵ種	42,800
	4	Ⅳ種	68,800
		Ⅴ種	57,300
医療職基本給表(A)	8	Ⅳ種	72,600
	7	Ⅳ種	65,700
	6	Ⅳ種	62,300
	5	Ⅳ種	58,900
医療職基本給表(B)	7	Ⅱ種	88,300
		Ⅲ種	77,300
	6	Ⅱ種	86,700
		Ⅲ種	75,800
	5	Ⅱ種	79,000
		Ⅲ種	69,100
		Ⅳ種	59,200
	4	Ⅳ種	53,700

別表第8 医師等調整手当(第25条関係)

期間の区分	手当の額
	円
1年未満	50,800
1年以上2年未満	50,800
2年以上3年未満	50,800
3年以上4年未満	50,800
4年以上5年未満	50,800
5年以上6年未満	50,800
6年以上7年未満	49,000
7年以上8年未満	47,200
8年以上9年未満	45,400
9年以上10年未満	43,600
10年以上11年未満	41,800
11年以上12年未満	40,000
12年以上13年未満	38,200
13年以上14年未満	36,400
14年以上15年未満	35,000
15年以上16年未満	33,600
16年以上17年未満	32,200
17年以上18年未満	30,800
18年以上19年未満	29,400
19年以上20年未満	28,000
20年以上21年未満	26,600
21年以上22年未満	26,000
22年以上23年未満	25,400
23年以上24年未満	24,400
24年以上25年未満	23,800
25年以上26年未満	23,200
26年以上27年未満	22,600
27年以上28年未満	22,000
28年以上29年未満	21,200
29年以上30年未満	20,900
30年以上31年未満	20,500
31年以上32年未満	19,900
32年以上33年未満	19,000
33年以上34年未満	18,100
34年以上35年未満	17,400
35年以上	0

国立大学法人大阪大学任期付年俸制教職員給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に常時勤務する教職員のうち、国立大学法人大阪大学任期付教職員就業規則(以下「就業規則」という。)の適用を受ける者であつて、基本年俸及び業績変動賞与を給与として支給される教職員(国立大学法人大阪大学任期付新年俸制教職員給与規程の適用を受ける者を除く。以下「年俸制教職員」という。)について、同規則第21条の規定に基づき、その給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 年俸制教職員の給与に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 年俸制教職員の給与は、基本年俸、業績変動賞与及び諸手当として支給する。

2 諸手当は、基本年俸の調整額、管理職手当、医師等調整手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、ドクターヘリ搭乗手当、夜間診療等手当、緊急診療等呼出手当、災害派遣医療等手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当からなるものとする。

(給与の支給日等)

第4条 基本年俸は、その12分の1の額を月額基本給(以下「基本給」という。)として、毎月17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日(15日が休日に当たるときは、18日)に、土曜日に当たるときは16日に、休日(月曜日に限る。)に当たるときは18日にこれを支給する。

2 基本給は毎月末を締切日とし、各月の末日までに、欠勤等の事由により、前項の規定に基づき支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に過不足が生じた場合には、原則として、翌月の基本給において、これを清算する。ただし、やむを得ない事由がある場合には、その清算時期を遅らせることがある。

3 業績変動賞与は、第12条第2項及び第3項に規定する場合を除き、毎年6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日に、土曜日に当たるときは支給日の前日に支給する。

4 基本年俸の調整額は、その12分の1の額を月額調整額(以下「調整額」という。)として、基本給の支給日に支給する。

5 管理職手当及び医師等調整手当は、基本給の支給日に支給する。

6 放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、ドクターヘリ搭乗手当、夜間診療等手当、緊急診療等呼出手当、災害派遣医療等手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の基本給の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、翌々月に支給することがある。

7 第1項、第4項、第5項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため、請求があつた場合には、既往の勤務に対する基本給及び諸手当を速やかに支給する。年俸制教職員が退職し若しくは解雇されたとき、又は大学が特に必要と認めたとときも、同様とする。

(1) 年俸制教職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡したため、費用を必要とするとき。

(2) 年俸制教職員又はその収入によって生計を維持している者がやむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷するとき。

(給与の支給原則等)

第5条 給与は、年俸制教職員に直接、その全額を通貨で支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。

(1) 源泉所得税

(2) 住民税

(3) 共済組合保険料

(4) 雇用保険料

(5) 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの

3 第1項の規定にかかわらず、年俸制教職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

(日割計算等)

第6条 月の途中で、年俸制教職員となった者又は退職し、若しくは解雇された者の基本給は、日割計算に基づき、これを支給する。

2 前項の日割計算は、その期間の総日数から国立大学法人大阪大学任期付教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以

- 下「労働時間規程」という。)第8条に規定する所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として、これを行う。
- 3 第1項の規定にかかわらず、年俸制教職員が死亡したときは、その月の末日まで勤務したもものとして、基本給を支給する。
 - 4 前3項の規定は、調整額、管理職手当及び医師等調整手当の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

- 第7条 第19条から第21条まで及び第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給、調整額、管理職手当及び医師等調整手当の月額合計額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第19条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当又は災害派遣医療等手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を8で除した額、1月単位で支給されるものにあつては、その額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除した額)を前項に定める額に加算した額とする。

(端数計算)

- 第8条 第19条から第21条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日手当又は夜勤手当の額及び第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

- 第9条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 基本年俸

(基本年俸の支給等)

- 第10条 基本年俸は、教職員基本年俸表(一)(別表第1)に定める号数に基づき、これを支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、大学が特に必要と認めた者について、これとは別に基本年俸の額を決定し、支給することがある。
 - 3 前2項の基本年俸表等に定める基本年俸の額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。

(年俸額等の決定)

- 第11条 年俸制教職員の基本年俸は、その者の職務内容、学歴、免許、資格及び教育研究その他の職務に係る経験等を考慮して、これに適用すべき号数及び基本年俸の額を決定する。
- 2 前項の号数及び基本年俸の額は、評価結果に基づき、これを変更することがある。
 - 3 前項の規定にかかわらず、大学が特に認めた場合は、これと異なる定めをすることがある。

第3章 業績変動賞与

(業績変動賞与の支給等)

- 第12条 業績変動賞与は、毎年6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)に大学に在籍する年俸制教職員に対して支給する。基準日の前日から起算してそれ以前の1か月間に死亡した年俸制教職員についても、同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する年俸制教職員に対しては、業績変動賞与を支給しない。
 - (1) 就業規則第12条第1項の規定に基づく休職期間中の年俸制教職員のうち、給与の支給を受けていない者
 - (2) 就業規則第33条第2項第3号の規定に基づく停職期間中の者
 - (3) 基準日から支給日までの間に、就業規則第17条第2項各号に規定する理由に基づき解雇され、又は同規則第33条第2項第5号の規定に基づき懲戒解雇された者
 - (4) その他前各号の規定に準ずる者
 - 3 前項に規定する場合のほか、財務状況の悪化その他やむを得ない事由が存在する場合(当該年俸制教職員について前項第3号に規定する解雇又は懲戒解雇の事由が明白に存在する場合を含む。)には、業績変動賞与を支給せず、又はその支給日を遅らせることがある。
 - 4 業績変動賞与は、大学の財務状況等を勘案しつつ、基準日から起算してそれ以前の6か月間(在職期間が6か月に満たない者については、その在職期間。以下「算定基礎期間」という。)における勤務を対象として、その者の職責及び勤務成績に応じて、これを支給する。
 - 5 前項の勤務成績の評価は、算定基礎期間における勤務を対象として、これを行う。
 - 6 業績変動賞与の額は、その期ごとに決定する。

第4章 諸手当

(基本年俸の調整額)

第13条 職務の複雑さ、困難さ、責任の程度、労働の強度、勤務時間、就労環境その他の労働条件が、同じ職務の区分に属する他の年俸制教職員と比べて著しく特殊な年俸制教職員については、その職務の特殊性に基づき、基本年俸の調整額を支給することができる。

- 2 前項の規定により基本年俸の調整額を支給する職は、別表第2に掲げる勤務箇所勤務する同表の年俸制教職員欄に掲げる年俸制教職員の占める職とする。
- 3 前項の調整額は、当該年俸制教職員に適用される職務の区分に応じて、別表第3に掲げる調整基本額に別表第2の調整数を乗じて得た額とする。

(管理職手当)

第14条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある年俸制教職員(以下「管理職」という。)に対して、これを支給する。

- 2 前項の管理職の範囲については、別に定める。
- 3 管理職手当の月額額は、当該年俸制教職員に適用される職責区分に応じて、別表第4に掲げる支給額とする。
- 4 管理職手当には、第21条に規定する夜勤手当が含まれるものとする。
- 5 管理職が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第7条第1項第1号に規定する業務災害(以下「業務災害」という。)に遭い、療養のため勤務しないことを大学が特に認めた場合を除く。)には、その月の管理職手当は支給しない。
- 6 前5項に規定するほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(医師等調整手当)

第15条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、大学が別に定める職に新たに採用され又は当該職に異動した年俸制教職員(医師免許証(医師法(昭和23年法律第201号)に規定するものに限る。以下同じ。)又は歯科医師免許証(歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定するものに限る。以下同じ。)を有する者に限る。)に対しては、月額50,800円を超えない範囲内の額を採用又は異動(以下「採用等」という。)の日から35年以内の期間、医師等調整手当として支給する。

- 2 前項の手当の額は、採用等の日から1年を経過するごとにその額を減じるものとし、その月額は、採用等の日以後の期間の区分に応じ、別表第5に掲げる額とする。
- 3 前2項に規定するほか、医師等調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(放射線取扱手当)

第16条 放射線取扱手当は、大阪大学放射線障害予防通則第2条に定める施設の管理区域内において、放射線業務を行う年俸制教職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められた場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

(異常圧力内作業手当)

第17条 異常圧力内作業手当は、年俸制教職員が高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、次の表に掲げる気圧の区分に応じ、作業に従事した時間1時間につき、同表に定める額とする。

気圧の区分	手当額
0.2メガパスカルまで	210円
0.3メガパスカルまで	560円
0.3メガパスカルを超えるとき	1,000円

(ドクターヘリ搭乗手当)

第18条 ドクターヘリ搭乗手当は、医師免許証を有する年俸制教職員が、救急現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うためにドクターヘリ(救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターをいう。)に搭乗し、救急医療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、その業務1回につき1,900円とする。

(夜間診療等手当)

第18条の2 夜間診療等手当は、医師免許証又は歯科医師免許証を有する年俸制教職員のうち医学部附属病院院長又は歯学部附属病院院長が指定するものが、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌日午前5時までの間(以下「深夜」という。)に行われる診療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次表に定める額とする。

勤務の区分	手当額
-------	-----

勤務時間が深夜の全部を含む勤務	15,000円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	7,300円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	6,400円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	4,400円

(緊急診療等呼出手当)

第18条の3 緊急診療等呼出手当は、年俸制教職員(宿日直の業務に従事している者を除く。)のうち、医師免許証又は歯科医師免許証を有する者が緊急の呼出し(医学部附属病院長又は歯学部附属病院長が定めるものに限る。)を受け、所定の勤務時間以外の時間帯又は所定休日において診療等の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、その呼出し1回につき5,000円とする。

(災害派遣医療等手当)

第18条の4 災害派遣医療等手当は、年俸制教職員が、災害救助法(昭和22年法律第118号)及び大阪府災害救助法施行細則(昭和44年大阪府規則第48号)その他の関係法令に基づき災害派遣され、医療等の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、大阪府災害救助法施行細則第3条及び別表第2に定める日当額に準じ、これを改定するものとする。

3 前2項に規定するほか、災害派遣医療等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当)

第19条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、超過勤務を命じられた年俸制教職員には、当該超過勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、超過勤務を命じられた時間(労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づく休日勤務(法定休日における勤務を除く。))を命じられた時間を含む。)が1か月につき60時間を超える場合には、その超える部分について、勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当として支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、管理職のほか、労基法第41条第2号に規定する機密の事務を取り扱う者に該当する年俸制教職員には、超過勤務手当を支給しない。

(休日手当)

第20条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、休日勤務を命じられた年俸制教職員には、当該休日勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の160)を休日手当として支給する。

2 前条第3項の規定は、休日手当について、これを準用する。

(夜勤手当)

第21条 労働時間規程第7条第1項に基づき、深夜に勤務することを命じられた年俸制教職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する(前2条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日手当が支給される場合を除く。)

(宿日直手当)

第22条 労働時間規程第10条に基づき、宿直又は日直を命じられた年俸制教職員には、別に定めるところにより、宿日直手当を支給する。

第5章 給与の特例等

(休職期間中の給与)

第23条 年俸制教職員が業務災害に遭い、療養のため、就業規則第12条第1項第1号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与の全額(労災保険法第14条に規定する休業補償給付(休業特別支給金を含む。))を受けたときは、これを控除した額を支給する。

2 前項に規定する場合を除き、年俸制教職員が就業規則第12条第1項第1号に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与を支給しない。年俸制教職員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第12条第1項第2号の規定に基づく休職に付された場合も、同様とする。

3 年俸制教職員が就業規則第12条第1項第3号及び第4号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給及び調整額(以下「基本給等の月額」という。)のそれぞれ100分の70(就業規則第12条第1項第3号に該当する場合であって当該年俸制教職員が業務災害に遭ったと認められるときは、100分の100)の範囲内で、給与を支給することができる。

4 年俸制教職員が就業規則第12条第1項第5号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給等の月額の100分の100の範囲内で、給与を支給することができる。

- 5 休職期間中の年俸制教職員に対しては、他に別段の定めのない限り、第1項、第3項及び前項に規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(特別休暇の期間中における給与の取扱い)

第24条 労働時間規程第22条に規定する特別休暇の期間中における給与の取扱いについては、別に定める。

(給与の減額)

第25条 年俸制教職員が勤務しなかった場合には、他に別段の定めのない限り、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しなかった時間数を乗じて得た額を減額して、給与を支給する。

第6章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第26条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(入試手当に関する特例)

2 第3条第2項の規定にかかわらず、当分の間、入試関係の業務に従事した年俸制教職員(管理職を除く。)に対しては、その業務内容及び法人化前の大阪大学における類似の業務に係る手当の支給状況等を考慮して、入試手当を支給することができるものとする。

(災害応急作業等手当)

3 第3条第2項の規定にかかわらず、当分の間、大規模な自然災害等に対処するための作業に従事した年俸制教職員には、別に定めるところにより、災害応急作業等手当を支給する。

4 第7条第2項の規定にかかわらず、第19条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、災害応急作業等手当が支給されることとなる作業に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(その額を8で除した額)を同条第1項に定める額に加算した額とする。

5 災害応急作業等手当が支給されることとなる日については、第16条第1項各号に規定する外部放射線の実効線量測定対象期間から除くこととする。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月20日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この改正は、平成28年3月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(平成27年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。))の前日までの間に新たに基本年俸表の適用を受けることとなった年俸制教職員の特例措置)

2 平成27年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本年俸表の適用を受けることとなった年俸制教職員の前項の規定は、当該基本年俸表の適用日(以下「適用日」という。)以降とする。この場合において、当該年俸制教職員の適用日以降における基本年俸は、適用日から施行日の前日までの間においてその者が受けていた基本年俸表の号数とし、改正後の基本年俸表に定める額とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この改正は、平成28年12月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(平成28年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。))の前日までの間に新たに基本年俸表の適用を受けることとなった年俸制教職員の特例措置)

2 平成28年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本年俸表の適用を受けることとなった年俸制教職員の前項の規定は、当該基本年俸表の適用日(以下「適用日」という。)以降とする。この場合において、当該年俸制教職員の適用日以降における

基本年俸は、適用日から施行日の前日までの間においてその者が受けていた基本年俸表の号数とし、改正後の基本年俸表に定める額とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成29年12月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
(平成29年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本年俸表の適用を受けることとなった年俸制教職員の特例措置)
- 2 平成29年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本年俸表の適用を受けることとなった年俸制教職員の前項の規定は、当該基本年俸表の適用日(以下「適用日」という。)以降とする。この場合において、当該年俸制教職員の適用日以降における基本年俸は、適用日から施行日の前日までの間においてその者が受けていた基本年俸表の号数とし、改正後の基本年俸表に定める額とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成30年12月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
(平成30年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本年俸表の適用を受けることとなった年俸制教職員の特例措置)
- 2 平成30年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本年俸表の適用を受けることとなった年俸制教職員の前項の規定は、当該基本年俸表の適用日(以下「適用日」という。)以降とする。この場合において、当該年俸制教職員の適用日以降における基本年俸は、適用日から施行日の前日までの間においてその者が受けていた基本年俸表の号数とし、改正後の基本年俸表に定める額とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和元年12月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
(平成31年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本年俸表の適用を受けることとなった年俸制教職員の特例措置)
- 2 平成31年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本年俸表の適用を受けることとなった年俸制教職員については、前項の規定にかかわらず、当該基本年俸表の適用日からこの改正の適用を受けるものとする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
(災害応急作業等手当の廃止)
- 2 附則(平成27年4月1日施行)第3項に規定する「当分の間」の措置は、令和3年3月31日をもって廃止する。

附 則

この改正は、令和3年6月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 教職員基本年俸表(一)(第10条関係)

職務の区分	A	B	C	D
号数	基本年俸額(円)	基本年俸額(円)	基本年俸額(円)	基本年俸額(円)
1	6,112,500	6,881,100	7,302,900	8,411,400
2	6,060,900	6,819,600	7,221,300	8,350,500
3	6,010,200	6,759,000	7,140,000	8,289,300
4	5,959,500	6,697,800	7,058,700	8,228,700
5	5,908,800	6,636,900	6,976,800	8,167,500
6	5,806,500	6,575,700	6,895,800	8,106,600
7	5,704,500	6,514,200	6,819,900	7,984,200
8	5,602,500	6,453,000	6,738,600	7,862,400
9	5,505,900	6,392,100	6,657,300	7,740,000
10	5,417,400	6,331,200	6,576,000	7,617,900
11	5,319,600	6,178,500	6,413,100	7,495,800
12	5,235,000	6,030,600	6,271,500	7,380,300
13	5,153,400	5,893,200	6,107,700	7,258,200
14	5,067,600	5,744,100	5,970,000	7,085,100
15	4,972,200	5,511,600	5,763,600	6,912,000
16	4,727,100	5,276,700	5,555,700	6,738,600
17	4,488,900	5,047,500	5,240,100	6,588,600
18	4,229,400	4,807,200		6,414,900
19	3,982,500	4,557,000		
20	3,724,200			

別表第2(第13条関係)適用区分表

勤務箇所	年俸制教職員	調整数
1. 医学部、医学系研究科及び附置研究所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを職務内容とする年俸制教職員	1
2. 人間科学研究科附属比較行動実験施設及び微生物病研究所	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする年俸制教職員	1
3. 医学部附属病院及び歯学部附属病院	(1) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師	2
	(2) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	1
4. 核物理研究センター	(1) 放射線発生装置(サイクロトロン)若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究(大学が別に定めるものに限る。)の業務に直接従事することを本務とする年俸制教職員	1
	(2) 放射線発生装置(高エネルギー加速器等を除く。)を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする年俸制教職員	

別表第3 調整基本額（第13条関係）

教職員基本年俸表(一)

職務の区分	調整基本額(円)
A	126,000
B	142,800
C	152,400
D	180,000

別表第4 管理職手当額(第14条関係)

職名	職責区分	管理職手当額(円)
教授	Ⅱ種	300,000
	Ⅲ種	250,000
	Ⅳ種	80,200
	Ⅴ種	66,800
	Ⅵ種	42,800
准教授	Ⅳ種	68,800
	Ⅴ種	57,300

別表第5 医師等調整手当(第15条関係)

期間の区分	手当の額
	円
1年未満	50,800
1年以上2年未満	50,800
2年以上3年未満	50,800
3年以上4年未満	50,800
4年以上5年未満	50,800
5年以上6年未満	50,800
6年以上7年未満	49,000
7年以上8年未満	47,200
8年以上9年未満	45,400
9年以上10年未満	43,600
10年以上11年未満	41,800
11年以上12年未満	40,000
12年以上13年未満	38,200
13年以上14年未満	36,400
14年以上15年未満	35,000
15年以上16年未満	33,600
16年以上17年未満	32,200
17年以上18年未満	30,800
18年以上19年未満	29,400
19年以上20年未満	28,000
20年以上21年未満	26,600
21年以上22年未満	26,000
22年以上23年未満	25,400
23年以上24年未満	24,400
24年以上25年未満	23,800
25年以上26年未満	23,200
26年以上27年未満	22,600
27年以上28年未満	22,000
28年以上29年未満	21,200
29年以上30年未満	20,900
30年以上31年未満	20,500
31年以上32年未満	19,900
32年以上33年未満	19,000
33年以上34年未満	18,100
34年以上35年未満	17,400
35年以上	0

国立大学法人大阪大学任期付新年俸制教職員給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に常時勤務する教職員のうち、国立大学法人大阪大学任期付教職員就業規則(以下「就業規則」という。)の適用を受ける者(国立大学法人大阪大学任期付教職員給与規程、国立大学法人大阪大学任期付年俸制教職員給与規程、又は国立大学法人大阪大学任期付年俸制教職員(特任等教職員)給与規程の適用を受ける者を除く。以下「教職員」という。)について、同規則第21条の規定に基づき、その給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 教職員の給与に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 教職員の給与は、基本年俸、業績変動賞与及び諸手当として支給する。

2 諸手当は、基本年俸の調整額、管理職手当、医師等調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、ドクターヘリ搭乗手当、夜間診療等手当、緊急診療等呼出手当、災害派遣医療等手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当からなるものとする。

(給与の支給日等)

第4条 基本年俸は、その12分の1の額を月額基本給として毎月17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日(15日が休日に当たるときは、18日)に、土曜日に当たるときは16日に、休日(月曜日に限る。)に当たるときは18日にこれを支給する。

2 月額基本給は毎月末を締切日とし、各月の末日までに、欠勤等の事由により、前項の規定に基づき支給した月額基本給と本来支給すべき月額基本給との間に過不足が生じた場合には、原則として、翌月の月額基本給において、これを清算する。ただし、やむを得ない事由がある場合には、その清算時期を遅らせることがある。

3 業績変動賞与は、第19条第2項及び第3項に規定する場合を除き、毎年6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日に、土曜日に当たるときは支給日の前日に支給する。

4 基本年俸の調整額は、その12分の1の額を月額調整額として、月額基本給の支給日に支給する。

5 管理職手当、医師等調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び通勤手当は、月額基本給の支給日に支給する。

6 放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、ドクターヘリ搭乗手当、夜間診療等手当、緊急診療等呼出手当、災害派遣医療等手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の月額基本給の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、翌々月に支給することがある。

7 第1項、第4項、第5項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため、請求があった場合には、既往の勤務に対する月額基本給及び諸手当を速やかに支給する。教職員が退職し若しくは解雇されたとき、又は大学が特に必要と認めるときも、同様とする。

(1) 教職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡したため、費用を必要とするとき。

(2) 教職員又はその収入によって生計を維持している者がやむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷するとき。

(給与の支給原則等)

第5条 給与は、教職員に直接、その全額を通貨で支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。

(1) 源泉所得税

(2) 住民税

(3) 共済組合保険料

(4) 雇用保険料

(5) 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの

3 第1項の規定にかかわらず、教職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

(日割計算等)

第6条 月の途中で、教職員となった者、昇格、昇給等により基本年俸の額に変動を生じた者及び退職し、又は解雇された者の月額基本給は、日割計算に基づき、これを支給する。

- 2 前項の日割計算は、その期間の総日数から国立大学法人大阪大学任期付教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「労働時間規程」という。)第8条に規定する所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として、これを行う。
- 3 第1項の規定にかかわらず、教職員が死亡したときは、その月の末日まで勤務したもものとして、月額基本給を支給する。
- 4 前3項の規定は、基本年俸の調整額、管理職手当、医師等調整手当及び地域手当の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第31条から第33条まで及び第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本年俸及び基本年俸の調整額並びにこれらの給与に対する地域手当、管理職手当及び医師等調整手当の月額合計額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第31条から第33条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当又は災害派遣医療等手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を8で除した額、1月単位で支給されるものにあつては、その額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除した額)を前項に定める額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条 第31条から第33条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日手当又は夜勤手当の額及び第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 基本年俸

(基本年俸の支給)

第10条 基本年俸は、次条の基本年俸表に定める区分及び号数に基づき、これを支給する。

(基本年俸表の種類等)

第11条 基本年俸表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教職員基本新年俸表(一)(別表第1)
- (2) 教職員基本新年俸表(二)(別表第2)
- 2 前項の規定にかかわらず、大学が特に必要と認められた者について、これとは別に基本年俸の額を決定し、支給することがある。
- 3 前2項の基本年俸表に定める基本年俸の額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。

(初任給)

第12条 新たに教職員として採用した者の初任給は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等のほか、他の教職員との均衡を考慮して、その区分及び号数を決定する。

(昇格)

第13条 勤務成績が優秀な教職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な評価に基づき、1区分上位の区分にこれを昇格させることができる。

(昇給)

第14条 教職員の昇給は、次条で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。ただし、勤務成績が良好でない者については、昇給を行わないことがある。

- 2 前項の規定により昇給を行う場合における昇給の号数数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号数数を4号数(教職員基本新年俸表(一)の適用を受ける教員でその職務の区分がD区分であるものにあつては、3号数)とすることを標準として、これを決定するものとする。
- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、55歳を超える教職員については、昇給を行わない。ただし、大学が特に必要と認められた者については、この限りでない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、教職員の昇給は、その属する職務の区分における最高の号数を超えて行うことができないものとする。
- 5 本条の規定にかかわらず、財務状況の悪化その他やむを得ない事由がある場合には、昇給の時期を延期し、又は昇給を行わないことがある。

(昇給の時期)

第15条 前条第1項の規定による昇給の時期は、原則として1月1日とする。

(特別の場合の昇給)

第16条 教職員が就業規則第32条の規定により表彰をされた場合その他特に必要と認められる場合には、前2条の規定にかかわらず、昇給させることがある。

(上位資格を取得した場合における号数の決定)

第17条 教職員が現に受けている号数より上位の号数を初任給として受けるべき資格を取得した場合(昇格の規定の適用を受ける場合を除く。)には、上位の号数をその者の号数として決定することができる。

(降格及び降給)

第18条 就業規則第17条第1項各号のいずれかに該当する教職員については、その者が従事する職務に応じた下位の区分にこれを降格し、又は1号数以上下位の号数に降給させることがある。

第3章 業績変動賞与

(業績変動賞与の支給)

第19条 業績変動賞与は、毎年6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)に大学に在籍する教職員に対して支給する。基準日の前日から起算してそれ以前の1か月間に死亡した教職員についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する教職員に対しては、業績変動賞与を支給しない。

(1) 就業規則第12条第1項の規定に基づく休職期間中の教職員のうち、給与の支給を受けていない者

(2) 就業規則第33条第2項第3号の規定に基づく停職期間中の者

(3) 基準日から支給日までの間に、就業規則第17条第2項各号に規定する理由に基づき解雇され、又は同規則第33条第2項第5号の規定に基づき懲戒解雇された者

(4) その他前各号の規定に準ずる者

3 前項に規定する場合のほか、財務状況の悪化その他やむを得ない事由が存在する場合(当該教職員について前項第3号に規定する解雇又は懲戒解雇の事由が明白に存在する場合を含む。)には、業績変動賞与を支給せず、又はその支給日を遅らせることがある。

4 業績変動賞与は、大学の財務状況等を勘案しつつ、基準日から起算してそれ以前の6か月間(在職期間が6か月に満たない者については、その在職期間。以下「算定基礎期間」という。)における勤務を対象として、その者の職責及び勤務成績に応じて、これを支給する。

5 前項の勤務成績の評価は、算定基礎期間における勤務を対象として、これを行う。

6 業績変動賞与の額は、その期ごとに決定する。

第4章 諸手当

(基本年俸の調整額)

第20条 職務の複雑さ、困難さ、責任の程度、労働の強度、勤務時間、就労環境その他の労働条件が、同じ職務の区分に属する他の教職員と比べて著しく特殊な教職員については、その職務の特殊性に基づき、基本年俸の調整額を支給することができる。

2 前項の規定により基本年俸の調整額を支給する職は、別表第3に掲げる勤務箇所勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。

3 前項の調整額は、当該教職員に適用される職務の区分に応じて、別表第4に掲げる調整基本額に別表第3の調整数を乗じて得た額とする。

(管理職手当)

第21条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教職員(以下「管理職」という。)に対して、これを支給する。

2 前項の管理職の範囲については、別に定める。

3 管理職手当の月額額は、当該教職員に適用される基本年俸表、職務の区分及び職責区分に応じて、別表第5に掲げる支給額とする。

4 管理職手当には、第33条に規定する夜勤手当が含まれるものとする。

5 管理職が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。))第7条第1項第1号に規定する業務災害(以下この規程の第41条において「業務災害」という。))に遭い、療養のため勤務しないことを大学が特に認めた場合を除く。)には、その月の管理職手当は支給しない。

6 前5項に規定するほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(医師等調整手当)

第22条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、大学が別に定める職に新たに採用され又は当該職に異動した教職員(教職員基本新年俸表(一)の適用を受ける教職員であって、医師免許証(医師法(昭和23年法律第201号)に規定するものに限る。以下同じ。))又は歯科医師免許証(歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定するものに限る。以下同じ。))を有する者に限る。)に対しては、月額50,800円を超えない範囲内の額を採用又は異動(以下「採用等」という。)の日から35年以内の期間、医師等調整手当として支給する。

- 2 前項の手当の額は、採用等の日から1年を経過するごとにその額を減じるものとし、その月額は、採用等の日以後の期間の区分に応じ、別表第6に掲げる額とする。
- 3 前2項に規定するほか、医師等調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(扶養手当)

第23条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して、これを支給する。

- 2 前項の扶養親族は、次の各号のいずれかに該当する者であって、他に生計の途がなく、主としてその教職員の扶養を受けているものとする。
 - (1) 配偶者(教職員と内縁関係にある者を含む。以下同じ。)
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障がい者
- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(教職員基本新年俸表(一)の適用を受ける教職員でその職務の区分がD区分であるものにあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、扶養親族たる子の中に、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合、その扶養手当の月額は、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を、前項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前4項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(地域手当)

第24条 地域手当は、次項の表の支給地域欄に掲げる地域に所在する大学の施設を勤務地とする教職員に対して、これを支給する。

- 2 地域手当の月額は、基本年俸、基本年俸の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

都道府県	支給地域	支給割合
茨城県	那珂郡東海村	100分の12
大阪府	大阪市、吹田市、豊中市、茨木市、枚方市、箕面市	100分の12

(住居手当)

第25条 住居手当は、自ら居住するために住居(貸間を含む。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている教職員(国立大学法人、その他の独立行政法人等及び国の機関から貸与された宿舎に居住している者を除く。)に対して、これを支給する。

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。
 - (1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員
家賃の月額から16,000円を控除した額
 - (2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員
家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第26条 通勤手当は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める金額を支給する。

- (1) 通勤のため電車等の公共交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用する教職員にあつては、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が

2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

(2) 通勤のため自動車等の交通手段を使用することを常例とする教職員にあっては、次に掲げる教職員の区分に応じて、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である教職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である教職員 31,600円

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員にあっては、第1号及び第2号に掲げる額の合計額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち、最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である教職員に支給する通勤手当の月額額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に定める額に満たないときは、前号に定める額とする。

(4) 前3号に規定する通勤手当は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。)が片道2キロメートル未満である者には支給しない。

2 通勤手当は、支給単位期間(大学が別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間)に係る最初の月の第4条に定める日に支給する。

3 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

4 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月)をいう。

5 前項までに規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(放射線取扱手当)

第27条 放射線取扱手当は、大阪大学放射線障害予防通則第2条に定める施設の管理区域内において、放射線業務を行う教職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められた場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

(異常圧力内作業手当)

第28条 異常圧力内作業手当は、教職員が高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、次の表に掲げる気圧の区分に応じ、作業に従事した時間1時間につき、同表に定める額とする。

気圧の区分	手当額
0.2メガパスカルまで	210円
0.3メガパスカルまで	560円
0.3メガパスカルを超えるとき	1,000円

(ドクターヘリ搭乗手当)

第29条 ドクターヘリ搭乗手当は、教職員基本新年俸表(一)の適用者であって医師免許証を有する者が、救急現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うためにドクターヘリ(救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターをいう。)に搭乗し、救急医療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、その業務1回につき1,900円とする。

(夜間診療等手当)

第30条 夜間診療等手当は、教職員基本新年俸表(一)の適用を受け、医師免許証又は歯科医師免許証を有する教職員のうち医学

部附属病院院長又は歯学部附属病院院長が指定するものが、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜に行われる診療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、次表に定める勤務の区分に応じ、その勤務1回につき、同表に定める額とする。

勤務の区分	手当額
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	15,000円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	7,300円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	6,400円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	4,400円

(緊急診療等呼出手当)

第30条の2 緊急診療等呼出手当は、教職員(宿日直の業務に従事している者を除く。)のうち、医師免許証又は歯科医師免許証を有する者が緊急の呼出し(医学部附属病院院長又は歯学部附属病院院長が定めるものに限る。)を受け、所定の勤務時間以外の時間帯又は所定休日において診療等の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、その呼出し1回につき5,000円とする。

(災害派遣医療等手当)

第30条の3 災害派遣医療等手当は、教職員が、災害救助法(昭和22年法律第118号)及び大阪府災害救助法施行細則(昭和44年大阪府規則第48号)その他の関係法令に基づき災害派遣され、医療等の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、大阪府災害救助法施行細則第3条及び別表第2に定める日当額に準じ、これを改定するものとする。

3 前2項に規定するほか、災害派遣医療等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当)

第31条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、超過勤務を命じられた教職員には、当該超過勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、超過勤務を命じられた時間が労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づく休日勤務(法定休日における勤務を除く。)を命じられた時間を含め、1か月につき60時間を超える場合には、その超える部分について、勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当又は次条に定める休日手当として支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、管理職のほか、労基法第41条第2号に規定する機密の事務を取り扱う者に該当する教職員には、超過勤務手当を支給しない。

(休日手当)

第32条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、休日勤務を命じられた教職員には、当該休日勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の160)を休日手当として支給する。

2 前条第3項の規定は、休日手当について、これを準用する。

(夜勤手当)

第33条 労働時間規程第7条第1項に基づき、深夜に勤務することを命じられた教職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する(前2条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日手当が支給される場合を除く。)

(宿日直手当)

第34条 労働時間規程第10条に基づき、宿直又は日直を命じられた教職員には、別に定めるところにより、宿日直手当を支給する。

(併給禁止)

第35条 第20条の規定により基本年俸の調整額を受ける教職員(別表第3第4号に係るものに限る。)には、放射線取扱手当は支給しない。

第5章 給与の特例等

(休職期間中の給与)

第36条 教職員が業務災害に遭い、療養のため、就業規則第12条第1項第1号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与の全額(労災保険法第14条に規定する休業補償給付(休業特別支給金を含む。))を受けたときは、これを控除した

額)を支給する。

- 2 前項に規定する場合を除き、教職員が就業規則第12条第1項第1号に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与を支給しない。教職員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第12条第1項第2号の規定に基づく休職に付された場合も、同様とする。
- 3 教職員が就業規則第12条第1項第3号又は第4号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、月額基本給、月額調整額、扶養手当、地域手当及び住居手当(以下「基本年俸等の月額」という。)のそれぞれ100分の70(就業規則第12条第1項第3号に該当する場合であって当該教職員が業務災害に遭ったと認められるときは、100分の100)の範囲内で、給与を支給することができる。
- 4 教職員が就業規則第12条第1項第5号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本年俸等の月額のそれぞれ100分の100の範囲内で、給与を支給することができる。
- 5 休職期間中の教職員に対しては、他に別段の定めのない限り、第1項、第3項及び前項に規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。
(特別休暇の期間中における給与の取扱い)

第37条 労働時間規程第22条に規定する特別休暇の期間中における給与の取扱いについては、別に定める。

(給与の減額)

第38条 教職員が勤務しなかった場合には、他に別段の定めのない限り、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しなかった時間数を乗じて得た額を減額して、給与を支給する。

第6章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第39条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
(入試手当に関する特例)
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、当分の間、入試関係の業務に従事した教員(管理職手当を支給されている者は除く。)に対しては、その業務内容及び法人化前の大阪大学における類似の業務に係る手当の支給状況等を考慮して、入試手当を支給することができるものとする。
(特別赴任手当に関する特例)
- 3 第3条第2項の規定にかかわらず、当分の間、大学が遠隔地に居住する者を教職員として採用した場合において、同人がやむを得ず家族と別居せざるを得ないときは、3年間を上限として、特別赴任手当を支給することができるものとする。
(災害応急作業等手当に関する特例)
- 4 第3条第2項の規定にかかわらず、当分の間、大規模な自然災害等に対処するための作業に従事した教職員には、別に定めるところにより、災害応急作業等手当を支給する。
- 5 第7条第2項の規定にかかわらず、第31条から第33条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、災害応急作業等手当が支給されることとなる作業に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(その額を8で除した額)を同条第1項に定める額に加算した額とする。
(併給禁止)
- 6 災害応急作業等手当が支給されることとなる日については、第27条第1項に規定する外部放射線の実効線量測定対象期間から除くこととする。
(地域手当に関する経過措置)
- 7 第24条の規定にかかわらず、当分の間、国立大学法人大阪大学任期付教職員退職手当規程第5条第5項の適用を受ける機関から大学に採用された者のうち、大学が必要と認めたものについては、所定の支給割合を乗じて得た月額の地域手当を支給することができるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
(災害応急作業等手当の廃止)
- 2 附則(令和3年4月1日施行)第4項に規定する「当分の間」の措置は廃止する。

附 則

この改正は、令和3年6月17日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年6月16日から施行する。

別表第1 教職員基本新年俸表(一)(第11条関係)

職務の区分	A	B	C	D
号数	基本年俸額 (円)	基本年俸額 (円)	基本年俸額 (円)	基本年俸額 (円)
1	2,722,800	3,610,800	4,196,400	5,232,000
2	2,750,400	3,646,800	4,231,200	5,259,600
3	2,776,800	3,680,400	4,268,400	5,288,400
4	2,803,200	3,714,000	4,304,400	5,318,400
5	2,828,400	3,747,600	4,342,800	5,343,600
6	2,853,600	3,777,600	4,374,000	5,373,600
7	2,880,000	3,804,000	4,405,200	5,400,000
8	2,905,200	3,832,800	4,437,600	5,430,000
9	2,932,800	3,864,000	4,473,600	5,450,400
10	2,961,600	3,894,000	4,508,400	5,480,400
11	2,990,400	3,922,800	4,545,600	5,508,000
12	3,019,200	3,954,000	4,585,200	5,535,600
13	3,044,400	3,981,600	4,618,800	5,552,400
14	3,073,200	4,005,600	4,641,600	5,578,800
15	3,102,000	4,030,800	4,668,000	5,605,200
16	3,130,800	4,051,200	4,698,000	5,632,800
17	3,154,800	4,077,600	4,724,400	5,658,000
18	3,192,000	4,102,800	4,750,800	5,686,800
19	3,229,200	4,126,800	4,776,000	5,714,400
20	3,266,400	4,150,800	4,798,800	5,743,200
21	3,301,200	4,174,800	4,822,800	5,768,400
22	3,337,200	4,203,600	4,845,600	5,796,000
23	3,372,000	4,234,800	4,869,600	5,824,800
24	3,406,800	4,268,400	4,890,000	5,852,400
25	3,440,400	4,292,400	4,906,800	5,876,400
26	3,471,600	4,316,400	4,928,400	5,902,800
27	3,501,600	4,341,600	4,950,000	5,928,000
28	3,534,000	4,370,400	4,972,800	5,954,400
29	3,567,600	4,399,200	4,995,600	5,979,600
30	3,596,400	4,424,400	5,016,000	6,007,200
31	3,622,800	4,447,200	5,036,400	6,033,600
32	3,651,600	4,468,800	5,056,800	6,058,800
33	3,678,000	4,492,800	5,076,000	6,081,600
34	3,704,400	4,518,000	5,097,600	6,106,800
35	3,734,400	4,543,200	5,115,600	6,134,400
36	3,760,800	4,567,200	5,137,200	6,160,800
37	3,790,800	4,586,400	5,150,400	6,186,000
38	3,810,000	4,610,400	5,169,600	6,210,000
39	3,830,400	4,635,600	5,187,600	6,232,800
40	3,850,800	4,658,400	5,205,600	6,255,600
41	3,873,600	4,681,200	5,216,400	6,279,600
42	3,879,600	4,704,000	5,235,600	6,302,400
43	3,890,400	4,725,600	5,253,600	6,322,800
44	3,901,200	4,747,200	5,272,800	6,345,600
45	3,912,000	4,768,800	5,288,400	6,368,400
46	3,924,000	4,790,400	5,307,600	6,390,000

職務の区分	A	B	C	D
47	3,933,600	4,808,400	5,324,400	6,411,600
48	3,945,600	4,830,000	5,343,600	6,434,400
49	3,956,400	4,848,000	5,360,400	6,454,800
50	3,967,200	4,867,200	5,376,000	6,475,200
51	3,976,800	4,886,400	5,391,600	6,496,800
52	3,986,400	4,906,800	5,407,200	6,519,600
53	4,000,800	4,920,000	5,415,600	6,538,800
54	4,010,400	4,938,000	5,427,600	6,558,000
55	4,020,000	4,954,800	5,438,400	6,578,400
56	4,029,600	4,974,000	5,449,200	6,597,600
57	4,038,000	4,989,600	5,460,000	6,616,800
58	4,051,200	5,006,400	5,470,800	6,632,400
59	4,064,400	5,022,000	5,481,600	6,648,000
60	4,076,400	5,040,000	5,492,400	6,662,400
61	4,088,400	5,055,600	5,503,200	6,676,800
62	4,100,400	5,072,400	5,514,000	6,688,800
63	4,113,600	5,090,400	5,526,000	6,700,800
64	4,126,800	5,108,400	5,539,200	6,712,800
65	4,135,200	5,120,400	5,550,000	6,720,000
66	4,148,400	5,133,600	5,562,000	6,730,800
67	4,156,800	5,145,600	5,574,000	6,741,600
68	4,170,000	5,158,800	5,584,800	6,752,400
69	4,177,200	5,170,800	5,596,800	6,763,200
70	4,190,400	5,181,600	5,608,800	6,772,800
71	4,201,200	5,191,200	5,619,600	6,781,200
72	4,214,400	5,200,800	5,631,600	6,787,200
73	4,218,000	5,210,400	5,643,600	6,795,600
74	4,230,000	5,221,200	5,654,400	6,801,600
75	4,242,000	5,230,800	5,665,200	6,811,200
76	4,254,000	5,240,400	5,677,200	6,818,400
77	4,266,000	5,248,800	5,686,800	6,824,400
78	4,278,000	5,254,800	5,692,800	6,831,600
79	4,288,800	5,259,600	5,701,200	6,838,800
80	4,299,600	5,264,400	5,708,400	6,846,000
81	4,311,600	5,268,000	5,718,000	6,853,200
82	4,323,600	5,272,800	5,726,400	
83	4,335,600	5,276,400	5,730,000	
84	4,347,600	5,281,200	5,737,200	
85	4,354,800	5,284,800	5,742,000	
86	4,362,000	5,289,600	5,746,800	
87	4,369,200	5,294,400	5,751,600	
88	4,376,400	5,299,200	5,755,200	
89	4,383,600	5,302,800	5,758,800	
90	4,388,400	5,307,600	5,762,400	
91	4,393,200	5,312,400	5,768,400	
92	4,399,200	5,316,000	5,772,000	
93	4,405,200	5,319,600	5,775,600	
94	4,410,000	5,324,400	5,779,200	

職務の区分	A	B	C	D
95	4,416,000	5,328,000	5,782,800	
96	4,422,000	5,331,600	5,786,400	
97	4,429,200	5,335,200	5,790,000	
98	4,435,200	5,340,000	5,796,000	
99	4,440,000	5,343,600	5,799,600	
100	4,446,000	5,347,200	5,803,200	
101	4,450,800	5,350,800	5,806,800	
102	4,456,800	5,355,600		
103	4,460,400	5,359,200		
104	4,466,400	5,362,800		
105	4,472,400	5,366,400		
106	4,477,200	5,371,200		
107	4,483,200	5,374,800		
108	4,489,200	5,378,400		
109	4,494,000	5,382,000		
110	4,500,000	5,385,600		
111	4,506,000	5,389,200		
112	4,510,800	5,392,800		
113	4,515,600	5,396,400		
114	4,520,400	5,400,000		
115	4,526,400	5,403,600		
116	4,531,200	5,407,200		
117	4,536,000	5,409,600		
118	4,540,800			
119	4,546,800			
120	4,551,600			
121	4,555,200			
122	4,560,000			
123	4,566,000			
124	4,569,600			
125	4,574,400			
126	4,580,400			
127	4,586,400			
128	4,591,200			
129	4,596,000			
130	4,602,000			
131	4,608,000			
132	4,614,000			
133	4,620,000			
134	4,626,000			
135	4,632,000			
136	4,638,000			
137	4,644,000			
138	4,650,000			
139	4,656,000			
140	4,662,000			
141	4,668,000			

別表第2 教職員基本新年俸表(二)(第11条関係)

職務の区分	A	B	C
号数	基本年俸額 (円)	基本年俸額 (円)	基本年俸額 (円)
	円	円	円
1	2,198,400	2,613,600	3,325,200
2	2,228,400	2,638,800	3,361,200
3	2,259,600	2,662,800	3,394,800
4	2,292,000	2,688,000	3,428,400
5	2,324,400	2,710,800	3,462,000
6	2,358,000	2,734,800	3,493,200
7	2,391,600	2,760,000	3,520,800
8	2,426,400	2,784,000	3,549,600
9	2,460,000	2,810,400	3,578,400
10	2,496,000	2,839,200	3,609,600
11	2,530,800	2,868,000	3,638,400
12	2,565,600	2,896,800	3,669,600
13	2,596,800	2,920,800	3,696,000
14	2,617,200	2,948,400	3,720,000
15	2,638,800	2,976,000	3,745,200
16	2,659,200	3,003,600	3,765,600
17	2,679,600	3,030,000	3,794,400
18	2,700,000	3,067,200	3,824,400
19	2,721,600	3,104,400	3,853,200
20	2,740,800	3,141,600	3,882,000
21	2,763,600	3,175,200	3,910,800
22	2,786,400	3,211,200	3,944,400
23	2,810,400	3,246,000	3,976,800
24	2,834,400	3,280,800	4,014,000
25	2,853,600	3,314,400	4,046,400
26	2,876,400	3,345,600	4,077,600
27	2,899,200	3,375,600	4,108,800
28	2,923,200	3,408,000	4,142,400
29	2,943,600	3,441,600	4,176,000
30	2,966,400	3,468,000	4,206,000
31	2,990,400	3,492,000	4,233,600
32	3,014,400	3,518,400	4,261,200
33	3,036,000	3,540,000	4,290,000
34	3,060,000	3,565,200	4,314,000
35	3,082,800	3,591,600	4,339,200
36	3,105,600	3,614,400	4,362,000
37	3,122,400	3,638,400	4,386,000
38	3,141,600	3,660,000	4,411,200
39	3,159,600	3,680,400	4,437,600
40	3,178,800	3,702,000	4,464,000
41	3,198,000	3,721,200	4,490,400
42	3,212,400	3,746,400	4,514,400
43	3,223,200	3,771,600	4,539,600
44	3,236,400	3,800,400	4,564,800
45	3,247,200	3,824,400	4,582,800
46	3,258,000	3,848,400	4,606,800

職務の区分	A	B	C
47	3,266,400	3,873,600	4,628,400
48	3,274,800	3,901,200	4,652,400
49	3,285,600	3,928,800	4,663,200
50	3,292,800	3,957,600	4,684,800
51	3,301,200	3,982,800	4,704,000
52	3,310,800	4,006,800	4,725,600
53	3,321,600	4,033,200	4,737,600
54	3,330,000	4,053,600	4,756,800
55	3,340,800	4,075,200	4,774,800
56	3,351,600	4,094,400	4,795,200
57	3,361,200	4,114,800	4,810,800
58	3,375,600	4,137,600	4,831,200
59	3,386,400	4,158,000	4,850,400
60	3,403,200	4,182,000	4,869,600
61	3,415,200	4,203,600	4,885,200
62	3,432,000	4,225,200	4,904,400
63	3,445,200	4,248,000	4,922,400
64	3,458,400	4,269,600	4,941,600
65	3,471,600	4,290,000	4,958,400
66	3,484,800	4,312,800	4,970,400
67	3,499,200	4,333,200	4,982,400
68	3,512,400	4,354,800	4,993,200
69	3,525,600	4,372,800	5,005,200
70	3,536,400	4,393,200	5,017,200
71	3,548,400	4,413,600	5,030,400
72	3,560,400	4,434,000	5,041,200
73	3,573,600	4,449,600	5,049,600
74	3,585,600	4,468,800	5,059,200
75	3,598,800	4,485,600	5,071,200
76	3,612,000	4,504,800	5,083,200
77	3,620,400	4,524,000	5,095,200
78	3,631,200	4,544,400	5,107,200
79	3,640,800	4,562,400	5,119,200
80	3,651,600	4,582,800	5,130,000
81	3,660,000	4,600,800	5,138,400
82	3,670,800	4,617,600	5,149,200
83	3,681,600	4,636,800	5,160,000
84	3,692,400	4,656,000	5,169,600
85	3,697,200	4,668,000	5,180,400
86	3,705,600	4,683,600	5,190,000
87	3,714,000	4,700,400	5,199,600
88	3,724,800	4,717,200	5,210,400
89	3,735,600	4,732,800	5,218,800
90	3,745,200	4,746,000	5,224,800
91	3,754,800	4,759,200	5,232,000
92	3,763,200	4,773,600	5,236,800
93	3,771,600	4,783,200	5,242,800
94	3,780,000	4,796,400	5,248,800
95	3,788,400	4,809,600	5,253,600

職務の区分	A	B	C
96	3,796,800	4,821,600	5,258,400
97	3,801,600	4,832,400	5,260,800
98	3,806,400	4,844,400	5,265,600
99	3,811,200	4,856,400	5,269,200
100	3,816,000	4,867,200	5,272,800
101	3,819,600	4,876,800	5,276,400
102	3,824,400	4,888,800	
103	3,828,000	4,900,800	
104	3,832,800	4,912,800	
105	3,837,600	4,920,000	
106	3,843,600	4,928,400	
107	3,849,600	4,936,800	
108	3,855,600	4,944,000	
109	3,860,400	4,950,000	
110	3,866,400	4,954,800	
111	3,871,200	4,958,400	
112	3,877,200	4,962,000	
113	3,880,800	4,964,400	
114	3,886,800	4,968,000	
115	3,891,600	4,971,600	
116	3,897,600	4,975,200	
117	3,901,200	4,977,600	
118	3,906,000	4,981,200	
119	3,912,000	4,984,800	
120	3,918,000	4,987,200	
121	3,920,400	4,989,600	
122	3,925,200	4,993,200	
123	3,931,200	4,996,800	
124	3,934,800	4,999,200	
125	3,937,200	5,001,600	
126	3,940,800		
127	3,946,800		
128	3,951,600		
129	3,954,000		
130	3,958,800		
131	3,964,800		
132	3,969,600		
133	3,972,000		
134	3,976,800		
135	3,982,800		
136	3,986,400		
137	3,990,000		
138	3,994,800		
139	3,999,600		
140	4,004,400		
141	4,009,200		

別表第3(第20条関係)適用区分表

勤務箇所	教職員	調整数
1. 医学部、医学系研究科及び附置研究所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを職務内容とする教職員	1
2. 人間科学研究科附属比較行動実験施設及び微生物病研究所	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする教職員	1
3. 医学部附属病院及び歯学部附属病院	(1) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師	2
	(2) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	1
4. 核物理研究センター	(1) 放射線発生装置(サイクロトロン)若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究(大学が別に定めるものに限る。)の業務に直接従事することを本務とする教職員 (2) 放射線発生装置(高エネルギー加速器等を除く。)を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする教職員	1

別表第4 調整基本額(第20条関係)

教職員基本新年俸表(一)

職務の区分	調整基本額(円)
A	126,000
B	142,800
C	152,400
D	180,000

教職員基本新年俸表(二)

職務の区分	調整基本額(円)
B	135,600

別表第5 管理職手当額(第21条関係)

職名	職責区分	支給額(円)
教授	Ⅱ種	300,000
	Ⅲ種	250,000
	Ⅳ種	80,200
	Ⅴ種	66,800
	Ⅵ種	42,800
准教授	Ⅳ種	68,800
	Ⅴ種	57,300

別表第6 医師等調整手当(第22条関係)

期間の区分	手当の額
	円
1年未満	50,800
1年以上2年未満	50,800
2年以上3年未満	50,800
3年以上4年未満	50,800
4年以上5年未満	50,800
5年以上6年未満	50,800
6年以上7年未満	49,000
7年以上8年未満	47,200
8年以上9年未満	45,400
9年以上10年未満	43,600
10年以上11年未満	41,800
11年以上12年未満	40,000
12年以上13年未満	38,200
13年以上14年未満	36,400
14年以上15年未満	35,000
15年以上16年未満	33,600
16年以上17年未満	32,200
17年以上18年未満	30,800
18年以上19年未満	29,400
19年以上20年未満	28,000
20年以上21年未満	26,600
21年以上22年未満	26,000
22年以上23年未満	25,400
23年以上24年未満	24,400
24年以上25年未満	23,800
25年以上26年未満	23,200
26年以上27年未満	22,600
27年以上28年未満	22,000
28年以上29年未満	21,200
29年以上30年未満	20,900
30年以上31年未満	20,500
31年以上32年未満	19,900
32年以上33年未満	19,000
33年以上34年未満	18,100
34年以上35年未満	17,400
35年以上	0

国立大学法人大阪大学任期付年俸制教職員(特任等教職員)給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に常時勤務する教職員のうち、国立大学法人大阪大学任期付教職員就業規則(以下「就業規則」という。)の適用を受ける教職員であつて、基本年俸表を適用されるもの(国立大学法人大阪大学任期付年俸制教職員給与規程又は国立大学法人大阪大学任期付新年俸制教職員給与規程の適用を受ける者を除く。以下「年俸制教職員」という。)について、同規則第21条の規定に基づき、その給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 年俸制教職員の給与に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 年俸制教職員の給与は、基本年俸及び諸手当として支給する。

2 諸手当は、通勤手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、ドクターヘリ搭乗手当、夜間診療等手当、緊急診療等呼出手当、災害派遣医療等手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当からなるものとする。

(給与の支給日等)

第4条 基本年俸は、その12分の1の額を月額基本給(以下「基本給」という。)として、毎月17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日(15日が休日に当たるときは、18日)に、土曜日に当たるときは16日に、休日(月曜日に限る。)に当たるときは18日にこれを支給する。

2 基本給は毎月末を締切日とし、各月の末日までに、欠勤等の事由により、前項の規定に基づき支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に過不足が生じた場合には、原則として、翌月の基本給において、これを清算する。ただし、やむを得ない事由がある場合には、その清算時期を遅らせることがある。

3 通勤手当は、基本給の支給日に支給する。

4 諸手当(通勤手当を除く。)は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の基本給の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、翌々月に支給することがある。

5 第1項及び前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため、請求があつた場合には、既往の勤務に対する基本給及び諸手当を速やかに支給する。年俸制教職員が退職し若しくは解雇されたとき、又は大学が特に必要と認めたとときも、同様とする。

(1) 年俸制教職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡したため、費用を必要とするとき。

(2) 年俸制教職員又はその収入によって生計を維持している者がやむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷するとき。

(給与の支給原則等)

第5条 給与は、年俸制教職員に直接、その全額を通貨で支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。

(1) 源泉所得税

(2) 住民税

(3) 共済組合保険料

(4) 雇用保険料

(5) 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの。

3 第1項の規定にかかわらず、年俸制教職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

(日割計算等)

第6条 月の途中で、年俸制教職員となつた者又は退職し、若しくは解雇された者の基本給は、日割計算に基づき、これを支給する。

2 前項の日割計算は、その期間の総日数から国立大学法人大阪大学任期付教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「労働時間規程」という。)第8条に規定する所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として、これを行う。

3 第1項の規定にかかわらず、年俸制教職員が死亡したときは、その月の末日まで勤務したものとして、基本給を支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第17条から第19条まで及び第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第17条から第19条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当又は災害派遣医療等手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を8で除した額、1月単位で支給されるものにあつては、その額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除した額)を前項に定める額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条 第17条から第19条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日手当又は夜勤手当の額及び第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 基本年俸

(基本年俸の支給)

第10条 基本年俸は、次条の基本年俸表に定める号数に基づき、これを支給する。

(基本年俸の種類等)

第11条 基本年俸の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 任期付特任教員等基本年俸表(別表第1)
 - (2) 任期付特任職員基本年俸表(別表第2)
 - (3) 任期付特任技術職員(医療)基本年俸表(別表第3)
 - (4) 任期付国際卓越拠点教員等基本年俸表(別表第4)
- 2 年俸制教職員のうち、教員及び研究員にあつては、原則として前項第1号で定める任期付特任教員等基本年俸表を適用する。ただし、大学が特に必要と認めた場合に限り、前項第4号で定める任期付国際卓越拠点教員等基本年俸表を適用する。
- 3 前2項の基本年俸表に定める基本年俸の額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。
- 4 その職務の特殊性にかんがみ基本年俸額を調整する必要がある職の範囲については、別表第5に定める。

(年俸額等の決定)

第12条 年俸制教職員の基本年俸は、労働契約締結時におけるその者の職務内容、学歴、免許、資格及び教育研究その他の職務に係る経験等を考慮して、これに適用すべき号数及びその区分(任期付国際卓越拠点教員等基本年俸表を適用する場合にあつては、適用すべき号数)を決定する。

- 2 前項の号数及びその区分は、前年度の評価結果に基づき、これを変更することがある。
- 3 前2項の規定により、年俸制教職員(任期付国際卓越拠点教員等基本年俸表の適用者を除く。)の基本年俸の号数を決定又は変更した場合には、原則として基本年俸表に定める標準の区分を適用する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、労働契約の期間中は、基本年俸表に定める年俸額に増減があつた場合においても、労働契約の更新時を除き、原則として契約時の基本年俸表を適用するものとする。

第3章 諸手当

(通勤手当)

第12条の2 通勤手当は、次の各号に掲げる年俸制教職員の区分に応じて支給する。

- (1) 通勤のため電車等の公共交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用する年俸制教職員にあつては、算出単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の算出単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を算出単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、55,000円に算出単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る算出単位期間のうち最も長い算出単位期間につき、55,000円に当該算出単位期間の月数を乗じて得た額)とする。
- (2) 通勤のため自動車等の交通手段を使用することを常例とする年俸制教職員にあつては、次に掲げる年俸制教職員の区分に応じて、算出単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。

- ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である年俸制教職員 2,000円
- イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である年俸制教職員 4,200円
- ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である年俸制教職員 7,100円
- エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である年俸制教職員 10,000円
- オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である年俸制教職員 12,900円
- カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である年俸制教職員 15,800円
- キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である年俸制教職員 18,700円
- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である年俸制教職員 21,600円
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である年俸制教職員 24,400円
- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である年俸制教職員 26,200円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である年俸制教職員 28,000円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である年俸制教職員 29,800円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である年俸制教職員 31,600円

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする年俸制教職員にあっては、前2号に掲げる額の合計額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る算出単位期間のうち、最も長い算出単位期間につき、55,000円に当該算出単位期間の月数を乗じて得た額とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である年俸制教職員に支給する通勤手当の月額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に定める額に満たないときは、前号に定める額とする。

(4) 前3号に規定する通勤手当は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。)が片道2キロメートル未満である者には支給しない。

- 2 通勤手当は、前項に規定する金額を算出単位期間で除して得た額を各月の第4条に定める日に支給する。
- 3 この条において「算出単位期間」とは、通勤手当の算出の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月)をいう。
- 4 前項までに規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(爆発物取扱等作業手当)

第13条 爆発物取扱等作業手当は、年俸制教職員のうち任期付特任職員基本年俸表の適用を受ける職員が高圧ガスを製造し、又は充填する作業に直接従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき300円とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、180円とする。

(死体処理手当)

第14条 死体処理手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その手当の額は作業に従事した日1日につき、当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において第1号及び第2号の作業の双方に従事した場合には、第2号の作業に係る手当を支給しない。

- (1) 医学部又は医学系研究科に所属する年俸制教職員のうち任期付特任職員基本年俸表の適用を受ける職員が、所属部局における死体の処理作業に従事したとき。 3,200円
- (2) 任期付特任職員基本年俸表の適用を受ける職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引き取り又は搬送の作業に従事したとき。 1,000円

(放射線取扱手当)

第15条 放射線取扱手当は、次に掲げる業務に従事した場合に、これを支給する。

- (1) 特任診療放射線技師又は特任診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命じられている特任エックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事して、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。
- (2) 前号に規定する場合のほか、大阪大学放射線障害予防通則第2条に定める施設の管理区域内において、放射線業務を行う年俸制教職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。

- 2 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

(異常圧力内作業手当)

第16条 異常圧力内作業手当は、年俸制教職員が高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、次の表に掲げる気圧の区分に応じ、作業に従事した時間1時間につき、同表に定める額とする。

気圧の区分	手当額
0.2メガパスカルまで	210円

0.3メガパスカルまで	560円
0.3メガパスカルを超えるとき	1,000円

(ドクターヘリ搭乗手当)

第16条の2 ドクターヘリ搭乗手当は、任期付特任教員等基本年俸表又は任期付国際卓越拠点教員等基本年俸表のいずれかの適用者であって医師免許証(医師法(昭和23年法律第201号)に規定するものに限る。以下同じ。)を有する者(大学の定める者に限る。)が、救急現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うためにドクターヘリ(救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターをいう。)に搭乗し、救急医療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、その業務1回につき1,900円とする。

(夜間診療等手当)

第16条の3 夜間診療等手当は、次項の表の基本年俸表欄に掲げる基本年俸表の適用を受ける年俸制教職員(任期付特任教員等基本年俸表又は任期付国際卓越拠点教員等基本年俸表のいずれかの適用者にあつては、医師免許証又は歯科医師免許証(歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定するものに限る。)を有するものに限る。)のうち医学部附属病院長又は歯学部附属病院長が指定するものが、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌日午前5時までの間(以下「深夜」という。)に行われる診療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、次表に定める勤務の区分及び当該年俸制教職員に適用される基本年俸表に応じ、その勤務1回につき、同表に定める額とする。

勤務の区分	基本年俸表	手当額
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	任期付特任教員等基本年俸表又は任期付国際卓越拠点教員等基本年俸表	15,000円
	任期付特任技術職員(医療)基本年俸表	4,500円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	任期付特任教員等基本年俸表又は任期付国際卓越拠点教員等基本年俸表	7,300円
	任期付特任技術職員(医療)基本年俸表	2,200円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	任期付特任教員等基本年俸表又は任期付国際卓越拠点教員等基本年俸表	6,400円
	任期付特任技術職員(医療)基本年俸表	1,900円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	任期付特任教員等基本年俸表又は任期付国際卓越拠点教員等基本年俸表	4,400円
	任期付特任技術職員(医療)基本年俸表	1,300円

(緊急診療等呼出手当)

第16条の4 緊急診療等呼出手当は、年俸制教職員(宿日直の業務に従事している者を除く。)のうち、任期付特任教員等基本年俸表又は任期付国際卓越拠点教員等基本年俸表のいずれかの適用者であつて医師免許証若しくは歯科医師免許証を有する者又は任期付特任技術職員(医療)基本年俸表の適用者が緊急の呼出し(医学部附属病院長又は歯学部附属病院長が定めるものに限る。)を受け、所定の勤務時間以外の時間帯又は所定休日において診療等の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、その呼出し1回につき5,000円とする。

(災害派遣医療等手当)

第16条の5 災害派遣医療等手当は、年俸制教職員が、災害救助法(昭和22年法律第118号)及び大阪府災害救助法施行細則(昭和44年大阪府規則第48号)その他の関係法令に基づき災害派遣され、医療等の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、大阪府災害救助法施行細則第3条及び別表第2に定める日当額に準じ、これを改定するものとする。

3 前2項に規定するほか、災害派遣医療等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当)

第17条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、超過勤務を命じられた年俸制教職員には、当該超過勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、超過勤務を命じられた時間(労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づく休日勤務(法定休日における勤務を除く。))を命じられた時間を含む。)が1か月につき60時間を超える場合には、その超える部分について、勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当として支給する。

(休日手当)

第18条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、休日勤務を命じられた年俸制教職員には、当該休日勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の160)を休日手当として支給する。

(夜勤手当)

第19条 労働時間規程第7条第1項に基づき、深夜に勤務することを命じられた年俸制教職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する(前2条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日手当が支給される場合を除く。)

(宿日直手当)

第20条 労働時間規程第10条に基づき、宿直又は日直を命じられた年俸制教職員には、別に定めるところにより、宿日直手当を支給する。

(併給禁止)

第20条の2 第11条第4項の規定により基本年俸額を調整する必要がある年俸制教職員(別表第5第4号に係るものに限る。)には、放射線取扱手当は支給しない。

第4章 給与の特例等

(休職期間中の給与)

第21条 年俸制教職員が労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第7条第1項第1号に規定する業務災害(以下「業務災害」という。)に遭い、療養のため、就業規則第12条第1項第1号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与の全額(労災保険法第14条に規定する休業補償給付(休業特別支給金を含む。)を受けたときは、これを控除した額)を支給する。

2 前項に規定する場合を除き、年俸制教職員が就業規則第12条第1項第1号に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与を支給しない。年俸制教職員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第12条第1項第2号の規定に基づく休職に付された場合も、同様とする。

3 年俸制教職員が就業規則第12条第1項第3号及び第4号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給の100分の70(就業規則第12条第1項第3号に該当する場合であって当該年俸制教職員が業務災害に遭ったと認められるときは、100分の100)の範囲内で、給与を支給することができる。

4 年俸制教職員が就業規則第12条第1項第5号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給の100分の100の範囲内で、給与を支給することができる。

5 休職期間中の年俸制教職員に対しては、他に別段の定めのない限り、第1項、第3項及び前項に規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(特別休暇の期間中における給与の取扱い)

第22条 労働時間規程第22条に規定する特別休暇の期間中における給与の取扱いについては、別に定める。

(給与の減額)

第23条 年俸制教職員が勤務しなかった場合には、他に別段の定めのない限り、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しなかった時間数を乗じて得た額を減額して、給与を支給する。

第5章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第24条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

(給与の口座振込の同意に係る経過措置)

2 第5条第3項の規定にかかわらず、この規程が適用される日(以下「適用日」という。)の前々日において、その同意に基づき、法人化前の大阪大学が給与の口座振込を行っていた者については、その適用日以降に支給される給与についても、口座振込について同意があったものとする。

附 則

この改正は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この改正は、平成17年1月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、第12条及び基本年俸表の改正規定は、平

成17年4月1日から施行する。

(入試手当に関する特例)

- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、当分の間、入試関係の業務に従事した教員に対しては、その業務内容及び法人化前の大阪大学における類似の業務に係る手当の支給状況等を考慮して、入試手当を支給することができるものとする。
(平成17年3月31日以前に採用された教員についての経過措置)
- 3 第12条第4項の規定にかかわらず、平成17年3月31日以前に採用された教員については、労働契約の期間中であっても、改正後の基本年俸表を適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成17年7月25日から施行する。
(国立大学法人大阪大学退職者給与の支給基準の一部改正)
- 2 国立大学法人大阪大学退職者給与の支給基準(平成16年4月14日制定)の一部を次のように改正する。
第1条中「第16条」を「第17条」に改める。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年10月20日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年3月22日から施行し、平成22年9月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成23年11月28日から施行し、平成23年3月11日から適用する。
(災害応急作業等手当)
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、当分の間、大規模な自然災害等に対処するための作業に従事した年俸制教職員には、別に定めるところにより、災害応急作業等手当を支給する。
- 3 第7条第2項の規定にかかわらず、第17条から第19条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、災害応急作業等手当が支給されることとなる作業に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(その額を8で除した額)を同条第1項に定める額に加算した額とする。
(併給禁止)
- 4 災害応急作業等手当が支給されることとなる日については、第15条第1項各号に規定する外部放射線の実効線量測定対象期間から除くこととする。

附 則

この改正は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
(災害応急作業等手当の廃止)
- 2 附則(平成23年11月28日施行、平成23年3月11日適用)第2項に規定する「当分の間」の措置は、令和3年3月31日をもって廃止する。

附 則

この改正は、令和3年6月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年10月1日から施行する。

別表第1 任期付特任教員等基本年俸表(第11条関係)

号数	区分	基本年俸額(円)
1	(+2)	21,447,900
	(+1)	20,658,900
	標準	19,869,900
	(-1)	19,080,900
2	(+2)	18,384,000
	(+1)	17,646,300
	標準	16,908,600
	(-1)	16,170,900
3	(+2)	15,511,800
	(+1)	14,824,800
	標準	14,137,800
	(-1)	13,450,800
4	(+2)	12,390,300
	(+1)	12,007,800
	標準	11,625,300
	(-1)	11,242,800
5	(+2)	10,985,400
	(+1)	10,666,500
	標準	10,347,600
	(-1)	10,028,700
6	(+2)	9,801,900
	(+1)	9,531,900
	標準	9,261,900
	(-1)	8,991,900
7	(+2)	8,779,500
	(+1)	8,541,600
	標準	8,303,700
	(-1)	8,065,800
8	(+2)	7,919,400
	(+1)	7,728,300
	標準	7,537,200
	(-1)	7,346,100
9	(+2)	7,089,300
	(+1)	6,898,200
	標準	6,707,100
	(-1)	6,516,000
10	(+2)	6,405,000
	(+1)	6,245,700
	標準	6,086,400
	(-1)	5,927,100
11	(+2)	5,841,600
	(+1)	5,723,700
	標準	5,605,800
	(-1)	5,487,900
12	(+2)	5,361,000
	(+1)	5,243,100
	標準	5,125,200
	(-1)	5,007,300
13	(+2)	4,931,100
	(+1)	4,836,000
	標準	4,740,900
	(-1)	4,645,800

別表第2 任期付特任職員基本年俸表(第11条関係)

号数	区分	基本年俸額(円)		
		茨城県那珂郡東海村、大阪府大阪市、同吹田市、同豊中市、同茨木市、同枚方市及び同箕面市以外に所在する本学施設勤務者	標準	調整1
1	(+2)	11,858,100	12,988,500	13,116,300
	(+1)	11,506,800	12,605,100	12,732,900
	標準	11,155,500	12,221,700	12,349,500
	(-1)	10,804,200	11,838,300	11,966,100
2	(+2)	10,596,300	11,604,300	11,736,300
	(+1)	10,240,200	11,215,200	11,347,200
	標準	9,884,100	10,826,100	10,958,100
	(-1)	9,528,000	10,437,000	10,569,000
3	(+2)	9,349,500	10,236,600	10,369,500
	(+1)	9,084,000	9,945,300	10,078,200
	標準	8,818,500	9,654,000	9,786,900
	(-1)	8,553,000	9,362,700	9,495,600
4	(+2)	8,299,500	9,085,800	9,198,900
	(+1)	8,047,500	8,807,700	8,920,800
	標準	7,795,500	8,529,600	8,642,700
	(-1)	7,543,500	8,251,500	8,364,600
5	(+2)	7,358,400	8,047,800	8,179,500
	(+1)	7,141,800	7,812,000	7,943,700
	標準	6,925,200	7,576,200	7,707,900
	(-1)	6,708,600	7,340,400	7,472,100
6	(+2)	6,581,700	7,194,600	7,328,100
	(+1)	6,414,000	7,011,000	7,144,500
	標準	6,246,300	6,827,400	6,960,900
	(-1)	6,078,600	6,643,800	6,777,300
7	(+2)	5,812,200	6,351,600	6,484,800
	(+1)	5,598,900	6,118,800	6,252,000
	標準	5,385,600	5,886,000	6,019,200
	(-1)	5,172,300	5,653,200	5,786,400
8	(+2)	5,097,300	5,571,600	5,694,900
	(+1)	4,958,700	5,416,800	5,536,800
	標準	4,820,100	5,262,000	5,378,700
	(-1)	4,681,500	5,107,200	5,220,600
9	(+2)	4,539,300	4,954,800	5,069,700
	(+1)	4,403,700	4,806,300	4,921,200
	標準	4,268,100	4,657,800	4,772,700
	(-1)	4,132,500	4,509,300	4,624,200
10	(+2)	3,997,800	4,362,900	4,491,000
	(+1)	3,868,200	4,221,300	4,342,500
	標準	3,738,600	4,079,700	4,194,000
	(-1)	3,609,000	3,938,100	4,045,500
11	(+2)	3,491,400	3,812,400	3,912,300
	(+1)	3,372,900	3,679,800	3,773,700
	標準	3,254,400	3,547,200	3,635,100
	(-1)	3,135,900	3,414,600	3,496,500

別表第3 任期付特任技術職員(医療)基本年俸表(第11条関係)

号数	区分	基本年俸額(円)		
		標準	調整1	調整2
1	(+2)	6,837,600	6,966,300	7,096,500
	(+1)	6,643,200	6,771,900	6,902,100
	標準	6,448,800	6,577,500	6,707,700
	(-1)	6,254,400	6,383,100	6,513,300
2	(+2)	6,083,700	6,212,700	6,343,200
	(+1)	5,904,900	6,033,900	6,164,100
	標準	5,726,100	5,855,100	5,985,000
	(-1)	5,547,300	5,676,300	5,805,900
3	(+2)	5,448,600	5,565,600	5,686,200
	(+1)	5,311,500	5,424,000	5,538,600
	標準	5,174,400	5,282,400	5,391,000
	(-1)	5,037,300	5,140,800	5,243,400
4	(+2)	4,919,400	5,028,000	5,135,400
	(+1)	4,795,200	4,903,200	5,011,200
	標準	4,671,000	4,778,400	4,887,000
	(-1)	4,546,800	4,653,600	4,762,800
5	(+2)	4,473,300	4,581,300	4,689,600
	(+1)	4,377,000	4,485,000	4,593,300
	標準	4,280,700	4,388,700	4,497,000
	(-1)	4,184,400	4,292,400	4,400,700
6	(+2)	4,089,000	4,198,500	4,305,900
	(+1)	3,995,700	4,105,200	4,212,600
	標準	3,902,400	4,011,900	4,119,300
	(-1)	3,809,100	3,918,600	4,026,000
7	(+2)	3,777,000	3,885,600	3,993,600
	(+1)	3,718,200	3,826,800	3,933,900
	標準	3,659,400	3,768,000	3,874,200
	(-1)	3,600,600	3,709,200	3,814,500
8	(+2)	3,551,400	3,645,000	3,742,200
	(+1)	3,500,400	3,588,300	3,677,400
	標準	3,449,400	3,531,600	3,612,600
	(-1)	3,398,400	3,474,900	3,547,800
9	(+2)	3,314,100	3,395,400	3,476,400
	(+1)	3,247,200	3,327,600	3,409,200
	標準	3,180,300	3,259,800	3,342,000
	(-1)	3,113,400	3,192,000	3,274,800

別表第4 任期付国際卓越拠点教員等基本年俸表(第11条関係)

号 数	基本年俸額(円)
1	60,897,900
2	60,108,900
3	59,319,900
4	58,530,900
5	57,741,900
6	56,952,900
7	56,163,900
8	55,374,900
9	54,585,900
10	53,796,900
11	53,007,900
12	52,218,900
13	51,429,900
14	50,640,900
15	49,851,900
16	49,062,900
17	48,273,900
18	47,484,900
19	46,695,900
20	45,906,900
21	45,117,900
22	44,328,900
23	43,539,900
24	42,750,900
25	41,961,900
26	41,172,900
27	40,383,900
28	39,594,900
29	38,805,900
30	38,016,900
31	37,227,900
32	36,438,900
33	35,649,900
34	34,860,900
35	34,071,900
36	33,282,900
37	32,493,900
38	31,704,900
39	30,915,900
40	30,126,900
41	29,337,900
42	28,548,900
43	27,759,900
44	26,970,900
45	26,181,900
46	25,392,900
47	24,603,900
48	23,814,900
49	23,025,900
50	22,236,900
51	21,447,900
52	20,658,900
53	19,869,900
54	19,080,900
55	18,384,000

号 数	基本年俸額(円)
56	17,646,300
57	16,908,600
58	16,170,900
59	15,511,800
60	14,824,800
61	14,137,800
62	13,450,800
63	12,390,300
64	12,007,800
65	11,625,300
66	11,242,800
67	10,985,400
68	10,666,500
69	10,347,600
70	10,028,700
71	9,801,900
72	9,531,900
73	9,261,900
74	8,991,900
75	8,779,500
76	8,541,600
77	8,303,700
78	8,065,800
79	7,919,400
80	7,728,300
81	7,537,200
82	7,346,100
83	7,089,300
84	6,898,200
85	6,707,100
86	6,516,000
87	6,405,000
88	6,245,700
89	6,086,400
90	5,927,100
91	5,841,600
92	5,723,700
93	5,605,800
94	5,487,900
95	5,361,000
96	5,243,100
97	5,125,200
98	5,007,300
99	4,931,100
100	4,836,000
101	4,740,900
102	4,645,800

別表第5 適用区分表(第11条関係)

勤務箇所	教職員	調整数
1. 医学部、医学系研究科及び附置研究所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者 (2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする職員	1
2. 人間科学研究科附属比較行動実験施設及び微生物病研究所	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする職員	1
3. 医学部附属病院及び歯学部附属病院	(1) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者 (2) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者 (3) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員	2
	(4) 集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(脳卒中センター(脳卒中ケアユニット)に限る。)に勤務し、作業療法又は理学療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員又は理学療法技術職員 (5) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務職員	1
4. 核物理研究センター	(1) 放射線発生装置(サイクロトロン)若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究(大学が別に定めるものに限る。)の業務に直接従事することを本務とする職員 (2) 放射線発生装置(高エネルギー加速器等を除く。)を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする職員	1

国立大学法人大阪大学任期付嘱託職員等給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に勤務する職員のうち、国立大学法人大阪大学任期付嘱託職員等就業規則(以下「就業規則」という。)の適用を受ける者(以下「職員」という。)について、同規則第19条の規定に基づき、その給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 職員の給与に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、基本年俸及び諸手当として支給する。

2 諸手当は、通勤手当、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間看護手当、夜間診療等手当、災害派遣医療等手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当からなるものとする。

(給与の支給日等)

第4条 基本年俸(1週当たりの所定労働時間数が35時間に満たない者については、国立大学法人大阪大学任期付嘱託職員等の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「労働時間規程」という。)第3条第1項第2号の適用を受ける者(以下「パートタイム勤務嘱託職員」という。))に適用される基本年俸額に、その者の1週当たりの所定労働時間数を35で除して得た数を乗じて得た額とする。)は、その12分の1の額を月額基本給(以下「基本給」という。)として、毎月17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日(15日が休日に当たるときは、18日)に、土曜日に当たるときは16日に、休日(月曜日に限る。)に当たるときは18日にこれを支給する。

2 前項に規定する基本給に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の基本給とする。

3 基本給は毎月末を締切日とし、各月の末日までに、欠勤等の事由により、前項の規定に基づき支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に過不足が生じた場合には、原則として、翌月の基本給において、これを清算する。ただし、やむを得ない事由がある場合には、その清算時期を遅らせることがある。

4 通勤手当は、基本給の支給日に支給する。

5 諸手当(通勤手当を除く。)は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の基本給の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、翌々に支給することがある。

6 第1項及び前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため、請求があった場合には、既往の勤務に対する基本給及び諸手当を速やかに支給する。職員が退職し若しくは解雇されたとき、又は大学が特に必要と認めたときも、同様とする。

(1) 職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡したため、費用を必要とするとき。

(2) 職員又はその収入によって生計を維持している者がやむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷するとき。

(給与の支給原則等)

第5条 給与は、職員に直接、その全額を通貨で支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。

(1) 源泉所得税

(2) 住民税

(3) 共済組合保険料

(4) 厚生年金保険料

(5) 雇用保険料

(6) 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの。

3 労働時間規程第3条第1項第1号の適用を受ける者(以下「フルタイム勤務嘱託職員」という。)については、前項第3号及び第4号を併せて「共済組合保険料」と読み替え、これを適用する。

4 第1項の規定にかかわらず、職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

(日割計算等)

第6条 月の途中で、職員となった者又は退職し、若しくは解雇された者の基本給は、日割計算に基づき、これを支給する。

- 2 前項の日割計算は、その期間の総日数から労働時間規程第8条に規定する所定休日の日数を差し引いた日数(パートタイム勤務嘱託職員については、所定労働日数)を基礎として、これを行う。
- 3 第1項の規定にかかわらず、職員が死亡したときは、その月の末日まで勤務したものとして、基本給を支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第19条から第21条まで及び第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第19条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当又は災害派遣医療等手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を1週間における1日当たりの平均所定労働時間数で除した額、1月単位で支給されるものにあつては、その額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除した額)を前項に定める額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条 第19条から第21条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日手当又は夜勤手当の額及び第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 基本年俸

(基本年俸の支給)

第10条 基本年俸は、次条の基本年俸表に定める号数に基づき、これを支給する。

(基本年俸の種類等)

第11条 基本年俸の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 任期付嘱託職員基本年俸表(別表第1)
- (2) 特例任期付嘱託職員基本年俸表(別表第2)
- 2 前項の基本年俸表に定める基本年俸の額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。
- 3 その職務の特殊性にかんがみ基本年俸額を調整する必要がある職の範囲については、別表第3に定める。

(年俸額等の決定)

第12条 職員の基本年俸は、再雇用選考委員会の議を経て、これに適用すべき号数及びその区分を決定する。

- 2 前項の号数及びその区分は、前年度の評価結果に基づき、これを変更することがある。
- 3 前2項の規定により、号数を決定又は変更した場合には、原則として基本年俸表に定める標準の区分を適用する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、労働契約の期間中は、基本年俸表に定める年俸額に増減があった場合においても、労働契約の更新時を除き、原則として契約時の基本年俸表を適用するものとする。

第3章 諸手当

(通勤手当)

第12条の2 通勤手当は、次の各号に掲げる職員(1週当たりの勤務日数が1日以上である者に限る。)の区分に応じて支給する。

- (1) 通勤のため電車等の公共交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用する職員にあつては、算出単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の算出単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を算出単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、55,000円に算出単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る算出単位期間のうち最も長い算出単位期間につき、55,000円に当該算出単位期間の月数を乗じて得た額)とする。
- (2) 通勤のため自動車等の交通手段を使用することを常例とする職員にあつては、次に掲げる職員の区分に応じて、算出単位期間につき、それぞれ次に定める額(1か月当たりの通勤回数が10回に満たない者については、その額に100分の50を乗じて得た額)とする。
 - ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ	使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
ウ	使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,100円
エ	使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,000円
オ	使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900円
カ	使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800円
キ	使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円
ク	使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
ケ	使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円
コ	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
サ	使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
シ	使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
ス	使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員にあっては、前2号に掲げる額の合計額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る算出単位期間のうち、最も長い算出単位期間につき、55,000円に当該算出単位期間の月数を乗じて得た額)とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である職員に支給する通勤手当の月額、第1号により算出した額とし、その額が前号に定める額に満たないときは、前号に定める額とする。

(4) 前3号に規定する通勤手当は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。)が片道2キロメートル未満である者には支給しない。

2 通勤手当は、前項に規定する金額を算出単位期間で除して得た額を各月の第4条に定める日に支給する。

3 この条において「算出単位期間」とは、通勤手当の算出の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月)をいう。

4 前項までに規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(高所作業手当)

第13条 高所作業手当は、大学の施設部に所属する職員が地上15メートル以上の足場の不安定な場所で、営繕工事の監督に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、200円(当該作業が地上30メートル以上の場所で行われたときは、300円)とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、その額に100分の60を乗じて得た額とする。

(爆発物取扱等作業手当)

第14条 爆発物取扱等作業手当は、職員が高圧ガスを製造し、又は充填する作業に直接従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき300円とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、180円とする。

(死体処理手当)

第15条 死体処理手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その手当の額は作業に従事した日1日につき、当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において第1号及び第2号の作業の双方に従事した場合には、第2号の作業に係る手当を支給しない。

(1) 医学部又は医学系研究科に所属する職員が、所属部局における死体の処理作業に従事したとき。 3,200円

(2) 職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引き取り又は搬送の作業に従事したとき。 1,000円

(放射線取扱手当)

第16条 放射線取扱手当は、次に掲げる業務に従事した場合に、これを支給する。

(1) 診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命じられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事して、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。

(2) 前号に規定する場合のほか、大阪大学放射線障害予防通則第2条に定める施設の管理区域内において、放射線業務を行う職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。

2 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

(異常圧力内作業手当)

第17条 異常圧力内作業手当は、職員が高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、次の表に掲げる気圧の区分に応じ、作業に従事した時間1時間につき、同表に定める額とする。

気圧の区分	手当額
-------	-----

0.2メガバスカルまで	210円
0.3メガバスカルまで	560円
0.3メガバスカルを超えるとき	1,000円

(夜間看護手当)

第18条 夜間看護手当は、助産師、看護師又は准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から午前5時までの間(以下「深夜」という。)に行われる看護等の業務に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に定める額とする。

勤務の区分	手当額
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	9,000円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	4,400円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	3,800円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	2,600円

(夜間診療等手当)

第18条の2 夜間診療等手当は、特例嘱託医療技術職員のうち、医学部附属病院院長又は歯学部附属病院院長が指定する者が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜に行われる診療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に定める額とする。

勤務の区分	手当額
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	4,500円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	2,200円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	1,900円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	1,300円

(災害派遣医療等手当)

第18条の3 災害派遣医療等手当は、職員が、災害救助法(昭和22年法律第118号)及び大阪府災害救助法施行細則(昭和44年大阪府規則第48号)その他の関係法令に基づき災害派遣され、医療等の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、大阪府災害救助法施行細則第3条及び別表第2に定める日当額に準じ、これを改定するものとする。

3 前2項に規定するほか、災害派遣医療等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当)

第19条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、超過勤務を命じられた職員には、次の各号のとおり超過勤務手当を支給する。

(1) フルタイム勤務嘱託職員 超過勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150)

(2) パートタイム勤務嘱託職員 超過勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の100(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の125)

2 前項第2号の超過勤務により1日8時間又は1週40時間の法定労働時間を超える場合には、その超えた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、1日8時間又は1週40時間の法定労働時間を超えて超過勤務を命じられた時間(労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づく休日勤務(法定休日における勤務を除く。))を命じられた時間を含む。)が1か月につき60時間を超える場合には、その超える部分について、勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当として支給する。

4 前3項の規定にかかわらず、管理又は監督の地位にある職員(嘱託職員(マネジメントクラス)がこれに該当する。以下「管理職」という。)のほか、労基法第41条第2号に規定する機密の事務を取り扱う者に該当する職員には、超過勤務手当を支給しない。

(休日手当)

第20条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、休日勤務を命じられた職員には、当該休日勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜において行われるときは、100分の160)を休日手当として支給する。

2 前条第4項の規定は、休日手当について、これを準用する。

(夜勤手当)

第21条 労働時間規程第7条第1項に基づき、深夜に勤務することを命じられた職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につ

き、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する(前2条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日手当が支給される場合を除く。)

2 管理職の基本年俸には、前項に規定する夜勤手当が含まれるものとする。

(宿日直手当)

第22条 労働時間規程第10条に基づき、宿直又は日直を命じられた職員には、別に定めるところにより、宿日直手当を支給する。

(併給禁止)

第22条の2 第11条第3項の規定により基本年俸額の調整を受ける職員(別表第3第4号に係るものに限る。)には、放射線取扱手当は支給しない。

2 高所作業手当の支給される日については、爆発物取扱等作業手当は支給しない。ただし、支給されないこととなる爆発物取扱等作業手当の額が高所作業手当の額を超えるときは、爆発物取扱等作業手当を支給し、高所作業手当は支給しない。

第4章 給与の特例等

(休職期間中の給与)

第23条 職員が労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第7条第1項第1号に規定する業務災害(以下「業務災害」という。)に遭い、療養のため、就業規則第10条第1号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与の全額(労災保険法第14条に規定する休業補償給付(休業特別支給金を含む。)を受けたときは、これを控除した額)を支給する。

2 前項に規定する場合を除き、職員が就業規則第10条第1号に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与を支給しない。職員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第10条第2号の規定に基づく休職に付された場合も、同様とする。

3 職員が就業規則第10条第3号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給の100分の70(就業規則第10条第3号に該当する場合であって当該職員が業務災害に遭ったと認められるときは、100分の100)の範囲内で、給与を支給することができる。

4 職員が就業規則第10条第4号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給の100分の100の範囲内で、給与を支給することができる。

5 休職期間中の職員に対しては、他に別段の定めのない限り、第1項、第3項及び前項に規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(特別休暇の期間中における給与の取扱い)

第24条 労働時間規程第20条に規定する特別休暇の期間中における給与の取扱いについては、別に定める。

(給与の減額)

第25条 職員が勤務しなかった場合には、他に別段の定めのない限り、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しなかった時間数を乗じて得た額を減額して、給与を支給する。

第5章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第26条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年10月20日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年3月22日から施行し、平成22年9月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成23年11月28日から施行し、平成23年3月11日から適用する。
(災害応急作業等手当)
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、当分の間、大規模な自然災害等に対処するための作業に従事した職員には、別に定めるところにより、災害応急作業等手当を支給する。
- 3 第7条第2項の規定にかかわらず、第19条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、災害応急作業等手当が支給されることとなる作業に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(その額を1週間における1日当たりの平均所定労働時間数で除した額)を同条第1項に定める額に加算した額とする。
(併給禁止)
- 4 災害応急作業等手当が支給されることとなる日については、第16条第1項各号に規定する外部放射線の実効線量測定対象期間から除くこととする。

附 則

この改正は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
(特例任期付嘱託職員の基本年俸額の調整に関する経過措置)
- 2 改正後の別表第2の定めにかかわらず、施行日の前日において、別表第2の「調整2」欄の基本年俸額の支給を受けていた者の基本年俸額については、その契約期間(更新期間を含む。)が満了するまでの間、改正前の別表第2を適用する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年8月19日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
(災害応急作業等手当の廃止)
- 2 附則(平成23年11月28日施行、平成23年3月11日適用)第2項に規定する「当分の間」の措置は、令和3年3月31日をもって廃止する。

附 則

この改正は、令和3年6月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 任期付嘱託職員基本年俸表(第11条関係)

ク ラ ス	区 分	基本年俸額(円)					
		標 準		調 整 1		調 整 2	
		フルタイム 勤務嘱託職員	パートタイム 勤務嘱託職員	フルタイム 勤務嘱託職員	パートタイム 勤務嘱託職員	フルタイム 勤務嘱託職員	パートタイム 勤務嘱託職員
マネジメント	(+2)	5,765,100	—	5,834,700	—	5,904,600	—
	(+1)	5,544,000	—	5,619,900	—	5,696,100	—
	標準	5,322,900	—	5,405,100	—	5,487,600	—
	(-1)	5,101,800	—	5,190,300	—	5,279,100	—
アッパー	(+2)	4,878,000	4,117,800	4,973,400	4,204,800	5,068,200	4,299,000
	(+1)	4,656,900	3,960,000	4,758,600	4,050,300	4,859,700	4,144,500
	標準	4,435,800	3,802,200	4,543,800	3,895,800	4,651,200	3,990,000
	(-1)	4,245,900	3,644,400	4,357,800	3,741,300	4,469,100	3,835,500
ミドル	(+2)	4,055,100	3,484,200	4,169,100	3,583,800	4,283,100	3,690,300
	(+1)	3,865,200	3,326,400	3,983,100	3,429,300	4,101,000	3,535,800
	標準	3,675,300	3,168,600	3,797,100	3,274,800	3,918,900	3,381,300
	(-1)	3,485,400	3,010,800	3,610,800	3,120,000	3,735,900	3,226,500
エキスパート	(+2)	3,294,600	2,850,300	3,421,800	2,961,900	3,549,900	3,079,200
	(+1)	3,104,700	2,692,500	3,235,500	2,806,800	3,366,900	2,924,100
	標準	2,914,800	2,534,700	3,049,200	2,652,600	3,183,900	2,769,900
	(-1)	2,757,000	2,376,900	2,893,200	2,496,300	3,030,000	2,613,600
ユニバーサル	(+2)	2,596,800	2,216,700	2,735,400	2,337,000	2,872,500	2,461,200
	(+1)	2,439,000	2,058,900	2,579,400	2,180,400	2,718,600	2,304,600
	標準	2,281,200	1,901,100	2,423,400	2,025,300	2,564,700	2,149,500
	(-1)	2,123,400	1,743,300	2,267,400	1,868,700	2,410,800	1,992,900

※ マネジメントクラスの適用にあたっては、フルタイム勤務嘱託職員に限るものとする。

別表第2 特例任期付嘱託職員基本年俸表(第11条関係)

号数	区分	基本年俸額(円)					
		標準		調整1		調整2	
		フルタイム 勤務嘱託職員	パートタイム 勤務嘱託職員	フルタイム 勤務嘱託職員	パートタイム 勤務嘱託職員	フルタイム 勤務嘱託職員	パートタイム 勤務嘱託職員
1	(+2)	5,188,800	4,540,200	5,299,500	4,637,100	5,411,100	4,734,600
	(+1)	5,129,100	4,488,000	5,239,800	4,584,900	5,351,400	4,682,400
	標準	5,069,400	4,435,800	5,180,100	4,532,700	5,291,700	4,630,200
	(-1)	5,012,100	4,383,600	5,122,800	4,480,500	5,234,400	4,578,000
2	(+2)	4,951,800	4,328,700	5,062,800	4,426,200	5,173,500	4,523,400
	(+1)	4,894,500	4,276,500	5,005,500	4,374,000	5,116,200	4,471,200
	標準	4,837,200	4,224,300	4,948,200	4,321,800	5,058,900	4,419,000
	(-1)	4,777,500	4,172,100	4,888,500	4,269,600	4,999,200	4,366,800
3	(+2)	4,713,600	4,118,100	4,824,600	4,215,300	4,935,300	4,311,900
	(+1)	4,653,900	4,065,900	4,764,900	4,163,100	4,875,600	4,259,700
	標準	4,594,200	4,013,700	4,705,200	4,110,900	4,815,900	4,207,500
	(-1)	4,534,500	3,961,500	4,645,500	4,058,700	4,756,200	4,155,300
4	(+2)	4,470,300	3,906,600	4,581,900	4,003,500	4,692,600	4,101,000
	(+1)	4,410,600	3,854,400	4,522,200	3,951,300	4,632,900	4,048,800
	標準	4,350,900	3,802,200	4,462,500	3,899,100	4,573,200	3,996,600
	(-1)	4,291,200	3,750,000	4,402,800	3,846,900	4,513,500	3,944,400
5	(+2)	4,227,600	3,695,100	4,338,600	3,792,600	4,449,600	3,889,500
	(+1)	4,167,900	3,642,900	4,278,900	3,740,400	4,389,900	3,837,300
	標準	4,108,200	3,590,700	4,219,200	3,688,200	4,330,200	3,785,100
	(-1)	4,048,500	3,538,500	4,159,500	3,636,000	4,270,500	3,732,900
6	(+2)	3,984,900	3,483,900	4,095,600	3,581,100	4,206,600	3,678,000
	(+1)	3,925,200	3,431,700	4,035,900	3,528,900	4,146,900	3,625,800
	標準	3,865,500	3,379,500	3,976,200	3,476,700	4,087,200	3,573,600
	(-1)	3,805,800	3,327,300	3,916,500	3,424,500	4,027,500	3,521,400
7	(+2)	3,741,900	3,273,000	3,852,900	3,369,900	3,963,600	3,467,400
	(+1)	3,682,200	3,220,800	3,793,200	3,317,700	3,903,900	3,415,200
	標準	3,622,500	3,168,600	3,733,500	3,265,500	3,844,200	3,363,000
	(-1)	3,562,800	3,116,400	3,673,800	3,213,300	3,784,500	3,310,800
8	(+2)	3,498,900	3,061,800	3,609,900	3,158,700	3,720,600	3,255,900
	(+1)	3,439,200	3,009,600	3,550,200	3,106,500	3,660,900	3,203,700
	標準	3,379,500	2,957,400	3,490,500	3,054,300	3,601,200	3,151,500
	(-1)	3,322,200	2,905,200	3,433,200	3,002,100	3,543,900	3,099,300
9	(+2)	3,261,900	2,850,300	3,372,900	2,947,500	3,483,900	3,044,700
	(+1)	3,204,600	2,798,100	3,315,600	2,895,300	3,426,600	2,992,500
	標準	3,147,300	2,745,900	3,258,300	2,843,100	3,369,300	2,940,300
	(-1)	3,087,600	2,693,700	3,198,600	2,790,900	3,309,600	2,888,100
10	(+2)	3,023,700	2,639,100	3,134,700	2,736,300	3,245,700	2,833,200
	(+1)	2,964,000	2,586,900	3,075,000	2,684,100	3,186,000	2,781,000
	標準	2,904,300	2,534,700	3,015,300	2,631,900	3,126,300	2,728,800
	(-1)	2,844,600	2,482,500	2,955,600	2,579,700	3,066,600	2,676,600
11	(+2)	2,780,700	2,427,600	2,892,000	2,525,100	3,002,700	2,622,300
	(+1)	2,721,000	2,375,400	2,832,300	2,472,900	2,943,000	2,570,100
	標準	2,661,300	2,323,200	2,772,600	2,420,700	2,883,300	2,517,900
	(-1)	2,601,600	2,271,000	2,712,900	2,368,500	2,823,600	2,465,700
12	(+2)	2,537,700	2,217,000	2,649,000	2,313,900	2,759,700	2,411,100
	(+1)	2,478,000	2,164,800	2,589,300	2,261,700	2,700,000	2,358,900
	標準	2,418,300	2,112,600	2,529,600	2,209,500	2,640,300	2,306,700
	(-1)	2,358,600	2,060,400	2,469,900	2,157,300	2,580,600	2,254,500
13	(+2)	2,295,300	2,005,500	2,406,000	2,102,400	2,516,700	2,199,900
	(+1)	2,235,600	1,953,300	2,346,300	2,050,200	2,457,000	2,147,700
	標準	2,175,900	1,901,100	2,286,600	1,998,000	2,397,300	2,095,500
	(-1)	2,116,200	1,848,900	2,226,900	1,945,800	2,337,600	2,043,300

別表第3 適用区分表(第11条関係)

勤務箇所	職員	調整数
1. 医学部、医学系研究科及び附置研究所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者 (2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする職員	1
2. 人間科学研究科附属比較行動実験施設及び微生物病研究所	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする職員	1
3. 医学部附属病院及び歯学部附属病院	(1) 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手 (2) 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師及び准看護師(当該病棟のみを担当している者に限る。) (3) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者 (4) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者 (5) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員 (6) 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員 (7) 結核病棟、精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師及び准看護師 (8) 集中治療病棟(脳卒中センター(脳卒中ケアユニット)に限る。)に勤務し、作業療法又は理学療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員又は理学療法技術職員 (9) 手術部(中央手術室)に勤務する看護師長、看護師及び准看護師 (10) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務職員	2
4. 核物理研究センター	(1) 放射線発生装置(サイクロトロン)若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究(大学が別に定めるものに限る。)の業務に直接従事することを本務とする職員 (2) 放射線発生装置(高エネルギー加速器等を除く。)を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする職員	1

国立大学法人大阪大学非常勤職員等育児・介護休業等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に勤務する非常勤職員等(以下「職員」という。)について、次の各号に掲げる規定に基づき、その育児休業及び介護休業等に関する事項を定めることを目的とする。

- (1) 国立大学法人大阪大学任期付嘱託職員等の労働時間、休日及び休暇等に関する規程第21条及び第22条
- (2) 国立大学法人大阪大学非常勤職員(定時教育研究等職員)の労働時間、休日及び休暇等に関する規程第23条及び第24条
- (3) 国立大学法人大阪大学非常勤職員(短時間勤務職員)の労働時間、休日及び休暇等に関する規程第19条及び第20条
- (4) 国立大学法人大阪大学非常勤職員(短時間教育研究等職員)の労働時間、休日及び休暇等に関する規程第20条及び第21条
- (5) 国立大学法人大阪大学非常勤講師就業規則(以下「非常勤講師就業規則」という。)第40条及び第41条

第2章 育児休業

(育児休業の対象者)

第2条 満3歳に達するまでの子を養育する職員は、この規程に定めるところにより、育児休業(第5条の2第1項に規定する出生時育児休業を除く。以下この条から第5条まで、第5条の5及び第9条において同じ。)を取得することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、育児休業を取得することができない。

- (1) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第6条第1項ただし書に基づく労使協定により育児休業を取得できないものとされた者
- (2) 当該子が1歳6か月に達するまでの間に労働契約の期間が満了する者(労働契約の更新を予定している者を除く。)

(育児休業の申出の手続等)

第3条 育児休業を取得することを希望する職員は、原則として育児休業を開始しようとする日(以下「育児休業開始予定日」という。)の1か月(1歳に達した日以降の子に係る育児休業については2週間)前までに、育児休業申出書によりその旨を所属長に申し出なければならない。

- 2 育児休業の申出は、特別の事情がない限り、1子(双子以上の場合、これを1子とみなす。)につき2回限りとする。
- 3 第1項の場合において、所属長が証明書等の提出を求めたときは、職員は速やかにこれを提出しなければならない。
- 4 職員は、申出の日以後に申出に係る子が出生したときは、その旨を出生後2週間以内に所属長に届け出なければならない。

(育児休業の申出の撤回等)

第4条 職員は、育児休業開始予定日の前日までは、育児休業の申出を撤回することができる。

- 2 育児休業の申出を撤回した者は、前条第2項の規定の適用については、当該申出に係る育児休業をしたものとみなす。
- 3 育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により職員が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、遅滞なくその旨を所属長に通知しなければならない。
- 4 前項の場合、当該育児休業の申出はなかったものとみなす。

(育児休業の期間等)

第5条 育児休業の期間は、原則として子が3歳に達するまでの期間を限度として育児休業申出書に記載された期間とする。

2 育児休業の申出が育児休業開始予定日から起算して1か月(1歳に達した日以降の子に係る育児休業については2週間)前より後になされた場合、所属長は、前項の規定によることなく、育児・介護休業法の定めるところにより、育児休業開始予定日を指定することができるものとする。その場合、育児休業開始予定日は、育児休業の申出の日の翌日から1か月(1歳に達した日以降の子に係る育児休業については2週間)以内の範囲で、これを指定するものとする。

3 職員は、出産予定日より早く子が出生した場合、又は特別の事情がある場合には、育児休業開始予定日の1週間前までに所属長に申し出ることによって、育児休業開始予定日を繰り上げることができる。

4 職員は、特別の事情がある場合には、育児休業を終了しようとする日(以下「育児休業終了予定日」という。)の1か月(1歳に達した日以降の子に係る育児休業については2週間)前までに所属長に申し出ることにより、第1項の範囲内で、育児休業終了予定日を繰り下げることができる。ただし、子が1歳に達するまでの間は、特別な事情がない場合においても、繰下げができるものとする。

5 次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に定める日とする。

- (1) 子の死亡等育児休業に係る子を養育しないこととなった場合 当該事由が発生した日
- (2) 育児休業に係る子が3歳に達した場合 子が3歳に達した日
- (3) 職員が、任期付嘱託職員等労働時間細則第8条第1項第6号及び第7号、定時教育研究等職員労働時間細則第9条第1項第6号及び第7号、短時間勤務職員等労働時間細則第8条第1項第6号及び第7号並びに非常勤講師就業規則第39条第1項第4号及び

- 第5号に規定する特別休暇、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業を取得した場合 当該休業等の開始日の前日
- 6 前項第1号の事由が生じた場合には、職員は遅滞なくその旨を所属長に通知しなければならない。
 - 7 職員が育児休業終了予定日の繰上げを所属長に申し出、所属長がこれを認めたときには、職員は育児休業終了予定日を繰り上げることができるものとする。

(出生時育児休業の対象者)

- 第5条の2 子を養育する職員は、この規程に定めるところにより、出生時育児休業(育児休業のうち、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。))の期間内に4週間以内の期間を定めてする休業をいう。以下同じ。)を取得することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、出生時育児休業を取得することができない。
 - (1) 育児・介護休業法第9条の3第2項において準用する同法第6条第1項ただし書に基づく労使協定により出生時育児休業を取得できないものとされた者
 - (2) 当該子の出生の日(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日)から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過するまでの間に労働契約の期間が満了する者(労働契約の更新を予定している者を除く。)

(出生時育児休業の申出の手續等)

- 第5条の3 出生時育児休業を取得することを希望する職員は、原則として育児休業を開始しようとする日(以下「出生時育児休業開始予定日」という。))の2週間前までに、出生時育児休業申出書によりその旨を所属長に申し出なければならない。
- 2 出生時育児休業の申出は、1子(双子以上の場合、これを1子とみなす。)につき2回限りとする。ただし、2回に分割して出生時育児休業を取得することを希望する職員は、前項の規定による1回目の申出の際に、2回目に係る申出も併せて行わなければならない。
 - 3 出生時育児休業をする日数(出生時育児休業を開始する日から出生時育児休業を終了する日までの日数をいう。第5条の5第5項第3号において同じ。))が28日に達している者は、同一の子について、第1項の規定による申出をすることができない。
 - 4 第1項の場合において、所属長が証明書等の提出を求めたときは、職員は速やかにこれを提出しなければならない。
 - 5 職員は、申出の日以後に申出に係る子が出生したときは、その旨を出生後2週間以内に所属長に届け出なければならない。

(出生時育児休業の申出の撤回等)

- 第5条の4 職員は、出生時育児休業開始予定日の前日までは、出生時育児休業の申出を撤回することができる。
- 2 出生時育児休業の申出を撤回した者は、前条第2項及び第3項の適用については、当該申出に係る出生時育児休業をしたものとみなす。
 - 3 出生時育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により職員が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、遅滞なくその旨を所属長に通知しなければならない。
 - 4 前項の場合、当該出生時育児休業の申出はなかったものとみなす。

(出生時育児休業の期間等)

- 第5条の5 出生時育児休業の期間は、第5条の2第1項に定める期間を限度として出生時育児休業申出書に記載された期間とする。
- 2 出生時育児休業の申出が出生時育児休業開始予定日から起算して2週間前より後になされた場合、所属長は、前項の規定によることなく、育児・介護休業法の定めるところにより、出生時育児休業開始予定日を指定することができるものとする。その場合、出生時育児休業開始予定日は、出生時育児休業の申出の日の翌日から2週間以内の範囲で、これを指定するものとする。
 - 3 職員は、出産予定日より早く子が出生した場合、又は特別の事情がある場合には、出生時育児休業開始予定日の1週間前までに所属長に申し出ることによって、出生時育児休業開始予定日を1回に限り繰り上げることができる。
 - 4 職員は、出生時育児休業を終了しようとする日(以下「出生時育児休業終了予定日」という。))の2週間前までに所属長に申し出ることにより、第5条の2第1項に定める期間の範囲内で、出生時育児休業終了予定日を1回に限り繰り下げることができる。
 - 5 次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、出生時育児休業は終了するものとし、当該出生時育児休業の終了日は当該各号に定める日とする。
 - (1) 子の死亡等出生時育児休業に係る子を養育しないこととなった場合 当該事由が発生した日
 - (2) 出生時育児休業に係る子の出生の日の翌日(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日の翌日)から起算して8週間を経過した場合 当該8週間を経過した日
 - (3) 出生時育児休業に係る子の出生の日(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日)以後に出生時育児休業をする日数が28日に達した場合 当該28日に達した日
 - (4) 職員が、労働時間細則第9条第1項第7号及び第8号に規定する特別休暇、育児休業、介護休業又は新たな出生時育児休業を取得した場合 当該休業等の開始日の前日
 - 6 前項第1号の事由が生じた場合には、職員は遅滞なくその旨を所属長に通知しなければならない。
 - 7 職員が出生時育児休業終了予定日の繰上げを所属長に申し出、所属長がこれを認めたときには、職員は出生時育児休業終了

予定日を繰り上げることができるものとする。

第3章 介護休業

(介護休業の対象者)

第6条 要介護状態にある家族を介護する職員は、この規程の定めるところにより介護休業を取得することができる。

2 前項の要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がいにより、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者(以下「対象家族」という。)をいう。

- (1) 配偶者
- (2) 父母
- (3) 子
- (4) 配偶者の父母
- (5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫
- (6) 上記以外の家族で大学の認めた者

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、介護休業を取得することができない。

- (1) 育児・介護休業法第12条第2項において準用する同法第6条第1項ただし書に基づく労使協定により介護休業を取得できないものとされた者
- (2) 介護休業を開始しようとする日(以下「介護休業開始予定日」という。)から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに労働契約の期間が満了する者(労働契約の更新を予定している者を除く。)

(介護休業の申出の手続等)

第7条 介護休業を取得することを希望する職員は、原則として介護休業開始予定日の2週間前(やむを得ない事情がある場合は、1週間前)までに、介護休業申出書により、その旨を所属長に申し出なければならない。

2 介護休業の申出は、特別の事情がない限り、対象家族1人につき、一の要介護状態ごとに3回を上限とする。

3 第1項の場合において、所属長が証明書等の提出を求めたときは、職員は速やかにこれを提出しなければならない。

(介護休業の申出の撤回等)

第8条 職員は、介護休業開始予定日の前日までは、介護休業の申出を撤回することができる。

2 介護休業の申出を撤回した者について、再度の申出を行うことができる回数は原則として1回とする。

3 介護休業開始予定日の前日までに、申出に係る対象家族の死亡等により職員が対象家族を介護しないこととなった場合には、遅滞なくその旨を所属長に通知しなければならない。

4 前項の場合、介護休業の申出はなかったものとみなす。

(介護休業の期間等)

第9条 介護休業の期間は、介護を必要とする者1人につき、通算して93日までの範囲内で、介護休業申出書に記載された期間とする。

2 介護休業の申出が介護休業開始予定日から起算して2週間前より後になされた場合、所属長は、前項の規定によることなく、育児・介護休業法の定めるところにより、介護休業開始予定日を指定することができる。その場合、介護休業開始予定日は、介護休業の申出の日の翌日から2週間以内の範囲で、これを指定するものとする。

3 職員は、介護休業を終了しようとする日(以下「介護休業終了予定日」という。)の2週間前までに申し出ることにより、第1項の範囲内で、介護休業終了予定日を繰り下げることができる。

4 次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業の終了日は当該各号に定める日とする。

- (1) 対象家族の死亡等介護休業に係る対象家族を介護しないこととなった場合 当該事由が発生した日
- (2) 職員が、任期付嘱託職員等労働時間細則第8条第1項第6号及び第7号、定時教育研究等職員労働時間細則第9条第1項第6号及び第7号、短時間勤務職員等労働時間細則第8条第1項第6号及び第7号並びに非常勤講師就業規則第39条第1項第4号及び第5号に規定する特別休暇、育児休業、出生時育児休業又は新たな介護休業を取得した場合 当該休業等の開始日の前日

5 前項第1号の事由が生じた場合には、職員は遅滞なくその旨を所属長に通知しなければならない。

6 職員が介護休業終了予定日の繰上げを所属長に申し出、所属長がこれを認めたときには、職員は介護休業終了予定日を繰り上げることができるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第9条第1項及び第3項の規定にかかわらず、前項の施行日以前に介護休業の申出を行った職員については、介護休業申出書に記載された期間が93日を超える場合においても、当該申出書に記載された期間、介護休業を取得することができ、かつ、介護休業の期間(同一家族につき、第1条第1号及び第2号にそれぞれ掲げる規程の第12条第1項第2号の適用を受けた者については、その期間を含む。)が6か月を超えない範囲で、当該申出書に記載された介護休業終了予定日を繰り下げることができるものとする。

附 則

この改正は、平成17年5月23日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成19年10月1日から施行する。

(統合に伴う特例措置)

- 2 平成19年9月30日において統合前の国立大学法人大阪外国語大学(以下「旧外大」という。)に事務補佐員又は臨時用務員として雇用されており、同年10月1日以降引き続き大学に雇用された職員のうち、第1条にいう「職員」に該当する者については、第2条第2項第1号及び第6条第3項第1号に規定する「継続勤務期間」に、旧外大における継続勤務期間(法人化前の大阪外国語大学における事務補佐員又は臨時用務員としての継続勤務期間を含む。)を含むものとする。

附 則

この改正は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年11月29日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年6月22日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の施行日の前日以前に育児休業(当該育児休業に係る子の出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(出産予定日前に子が出生した場合は、当該出生の日を始期とし、出産予定日の翌日から8週間を経過する日を終期とする期間、出産予定日後に子が出生した場合は、出産予定日を始期とし、当該出生の日の翌日から8週間を経過する日を終期とする期間とする。以下「出産後8週間経過期間」という。)内に、当該職員が当該子を養育するために取得した育児休業であって、出産後8週間経過期間内にその終期を迎えるものに限る。)を開始した職員にあっては、第3条第2項並びに第5条の3第2項及び第3項の適用については、当該育児休業を第5条の2第1項に定める出生時育児休業とみなす。

国立大学法人大阪大学非常勤職員(短時間勤務職員)給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に雇用される非常勤職員のうち、国立大学法人大阪大学非常勤職員(短時間勤務職員)就業規則の適用を受ける者(以下「職員」という。)について、同規則第20条の規定に基づき、その給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 職員の給与に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 職員には、雇用契約書(労働契約の締結に際し、交付した書面をいう。)に定める時間給及び諸手当を、その勤務実績に応じ、給与として支給する。

2 諸手当は、通勤手当、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間診療等手当、災害派遣医療等手当、超過勤務手当、休日手当及び夜勤手当からなるものとする。

(給与の支給日等)

第4条 給与は、毎月17日にその前月分の全額を支給するものとし、17日が日曜日に当たるときは15日(15日が休日に当たるときは、18日)に、土曜日に当たるときは16日に、休日(月曜日に限る。)に当たるときは18日に給与を支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、これらの支給日と異なる時期に給与を支給することがある。

2 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため、請求があった場合には、既往の勤務に対する給与を速やかに支給する。職員が退職したとき(職員が労働契約を更新されず若しくは解雇されたときを含む。)、又は大学が特に必要と認めたとときも、同様とする。

(1) 職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡したため、費用を必要とするとき。

(2) 職員又はその収入によって生計を維持している者がやむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷するとき。

(給与の支給原則等)

第5条 給与は、職員に直接、その全額を通貨で支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。

(1) 源泉所得税

(2) 共済組合保険料

(3) 厚生年金保険料

(4) 雇用保険料

(5) 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの

3 第1項の規定にかかわらず、職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

第2章 時間給

(時間給の支給)

第6条 職員には、次条に規定する時間給表に基づき、時間給を支給する。

(時間給表の種類等)

第7条 時間給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般職時間給表(別表第1)

ア 一般職時間給表(一)

イ 一般職時間給表(二)

(2) 医療職時間給表(別表第2)

ア 医療職時間給表(A)

イ 医療職時間給表(B)

(3) 教育職時間給表(別表第3)

ア 教育職時間給表(一)

2 前項の時間給表に定める額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。

(時間給の決定等)

第8条 時間給は、労働契約締結時における職員の職務内容、学歴、免許、資格及び職務経験等を考慮してこれを決定し、前条第2項に規定する改定の有無にかかわらず、当該契約の期間中は、更新時を除き、原則としてその額を増減しない。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第8条の2 第16条第3項から第18条に規定する時間給については、当該勤務が、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当又は災害派遣医療等手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を1週間における1日当たりの平均所定労働時間数で除した額、1月単位で支給されるものにあつては、その額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除した額)を前条に定める額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条の3 第16条から第18条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日手当又は夜勤手当の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

第3章 諸手当

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員(1週当たりの勤務日数が1日以上である者に限る。)の区分に応じて支給する。

(1) 通勤のため電車等の公共交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用する職員にあつては、算出単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の算出単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を算出単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、55,000円に算出単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る算出単位期間のうち最も長い算出単位期間につき、55,000円に当該算出単位期間の月数を乗じて得た額)とする。

(2) 通勤のため自動車等の交通手段を使用することを常例とする職員にあつては、次に掲げる職員の区分に応じて、算出単位期間につき、それぞれ次に定める額(1か月当たりの通勤回数が10回に満たない者については、その額に100分の50を乗じて得た額)とする。

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員にあつては、前2号に掲げる額の合計額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額)が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る算出単位期間のうち、最も長い算出単位期間につき、55,000円に当該算出単位期間の月数を乗じて得た額とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である職員に支給する通勤手当の月額額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に定める額に満たないときは、前号に定める額とする。

(4) 前3号に規定する通勤手当は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。)が片道2キロメートル未満である者には支給しない。

2 通勤手当は、前項に規定する金額を算出単位期間で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を各月の第4条に定める日に支給する。

3 この条において「算出単位期間」とは、通勤手当の算出の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位とし

て別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。

4 前項までに規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（高所作業手当）

第10条 高所作業手当は、大学の施設部に所属する職員が地上15メートル以上の足場の不安定な場所で、営繕工事の監督に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、200円(当該作業が地上30メートル以上の場所で行われたときは、300円)とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、その額に100分の60を乗じて得た額とする。

（爆発物取扱等作業手当）

第11条 爆発物取扱等作業手当は、職員のうち一般職時間給表(一)の適用を受ける職員が高圧ガスを製造し、又は充填する作業に直接従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき300円とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、180円とする。

（死体処理手当）

第12条 死体処理手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その手当の額は作業に従事した日1日につき、当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において第1号及び第2号の作業の双方に従事した場合には、第2号の作業に係る手当を支給しない。

(1) 医学部又は医学系研究科に所属する職員のうち一般職時間給表の適用を受ける職員が、所属部局における死体の処理作業に従事したとき。 3,200円

(2) 一般職時間給表の適用を受ける職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引き取り又は搬送の作業に従事したとき。 1,000円

（放射線取扱手当）

第13条 放射線取扱手当は、職員が次に掲げる業務に従事した場合に、これを支給する。

(1) 診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命じられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事して、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。

(2) 前号に規定する場合のほか、大阪大学放射線障害予防通則第2条に定める施設の管理区域内において、放射線業務を行う職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。

2 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

（異常圧力内作業手当）

第14条 異常圧力内作業手当は、職員が高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、次の表に掲げる気圧の区分に応じ、作業に従事した時間1時間につき、同表に定める額とする。

気圧の区分	手当額
0.2メガパスカルまで	210円
0.3メガパスカルまで	560円
0.3メガパスカルを超えるとき	1,000円

（夜間診療等手当）

第15条 夜間診療等手当は、次項の表の時間給表欄に掲げる時間給表の適用を受ける職員のうち医学部附属病院院長又は歯学部附属病院院長が指定するものが、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌日午前5時までの間(以下「深夜」という。)に行われる診療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、次表に定める勤務の区分及び当該職員に適用される時間給表に応じ、その勤務1回につき、同表に定める額とする。

勤務の区分	時間給表	手当額
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	医療職時間給表(A)	4,500円
	医療職時間給表(B)	9,000円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	医療職時間給表(A)	2,200円
	医療職時間給表(B)	4,400円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	医療職時間給表(A)	1,900円
	医療職時間給表(B)	3,800円

深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	医療職時間給表(A)	1,300円
	医療職時間給表(B)	2,600円

(災害派遣医療等手当)

- 第15条の2 災害派遣医療等手当は、職員が、災害救助法(昭和22年法律第118号)及び大阪府災害救助法施行細則(昭和44年大阪府規則第48号)その他の関係法令に基づき災害派遣され、医療等の業務に従事した場合に支給する。
- 前項の手当の額は、大阪府災害救助法施行細則第3条及び別表第2に定める日当額に準じ、これを改定するものとする。
 - 前2項に規定するほか、災害派遣医療等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当)

- 第16条 非常勤職員(短時間勤務職員)の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「労働時間規程」という。)第5条第1項及び第6条第1項に基づき、超過勤務を命じられた職員には、1時間につき、時間給の100分の100を超過勤務手当として支給する。
- 前項の超過勤務が深夜に行われた場合は、深夜にかかる時間1時間につき、時間給の100分の125を超過勤務手当として支給する。
 - 前2項の超過勤務が1日8時間又は1週40時間の法定労働時間を超える場合には、その超えた時間1時間につき、時間給の100分の125(その勤務が深夜に行われるときは、100分の150)を超過勤務手当として支給する。
 - 前3項の規定にかかわらず、1日8時間又は1週40時間の法定労働時間を超えて超過勤務を命じられた時間(労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づく休日勤務(法定休日における勤務を除く。))を命じられた時間を含む。)が1か月につき60時間を超える場合には、その超える部分について、勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当として支給する。

(休日手当)

- 第17条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、休日勤務を命じられた職員には、当該休日勤務を命じられた時間1時間につき、時間給の100分の135(その勤務が深夜に行われるときは、100分の160)を休日手当として支給する。

(夜勤手当)

- 第18条 労働時間規程第7条第1項に基づき、深夜に勤務することを命じられた職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、時間給の100分の25を夜勤手当として支給する(前2条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日手当が支給される場合を除く。)

(併給禁止)

- 第18条の2 別表第1及び別表第3に規定する、「時間給を調整する必要のある職」(核物理研究センターにおいて放射線発生装置(サイクロトロン)若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究(大学が別に定めるものに限る。))の業務に直接従事する職員、又は放射線発生装置(高エネルギー加速器等を除く。)を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする職員に限る。)の適用を受ける職員には、放射線取扱手当は支給しない。
- 高所作業手当の支給される日については、爆発物取扱等作業手当は支給しない。ただし、支給されないこととなる爆発物取扱等作業手当の額が高所作業手当の額を超えるときは、爆発物取扱等作業手当を支給し、高所作業手当は支給しない。

第4章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

- 第19条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
(給与の口座振込の同意に係る経過措置)
- 第5条第3項の規定にかかわらず、この規程が適用される日(以下「適用日」という。)の前々日において、その同意に基づき、法人化前の大阪大学が給与の口座振込を行っていた者については、その適用日以降に支給される給与についても、口座振込について同意があったものとする。

附 則

この改正は平成16年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成17年4月1日から施行する。
(給与の支給に関する経過措置)
- 2 改正後の第3条第2項及び第3章の規定にかかわらず、前項の施行日の前日において職員として勤務していた者について、その労働契約を更新する場合には、当分の間、従前の給与額を下回らない額の時間給を支給することができるものとする。
(契約期間に残存期間がある場合の経過措置)
- 3 第1項の施行日において、労働契約の期間に残存期間がある者については、その期間が満了するまでの間、従前の例により、給与を支給することができるものとする。
(長期勤続者に対する特例措置)
- 4 第7条第1項の規定にかかわらず、大学における職員としての継続勤務期間(法人化前から大阪大学に時間雇用職員として勤務していた者については、当該時間雇用職員としての継続勤務期間及びこれに先行する日々雇用職員としての継続勤務期間を含む。)が10年に達した者については、当分の間、別表第1及び別表第3に定める時間給表に代えて、別表第1A及び別表第3Aに定める時間給表を適用することができるものとする。

附 則

この改正は平成17年5月16日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正は平成17年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行し、次の各号に掲げる改正規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

- (1) 別表第1、別表第3、別表第1A及び別表第3Aの改正規定(「岡山県真庭郡」を「岡山県真庭市」に改める部分に限る。) 平成17年3月31日
- (2) 別表第1、別表第3、別表第1A及び別表第3Aの改正規定(「奈良県吉野郡」を「奈良県五條市」に改める部分に限る。) 平成17年9月25日
- (3) 別表第1、別表第3、別表第1A及び別表第3Aの改正規定(「兵庫県佐用郡」を「兵庫県佐用町」に改める部分に限る。) 平成17年10月1日

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成19年10月1日から施行する。
(統合に伴う特例措置)
- 2 平成19年9月30日において統合前の国立大学法人大阪外国語大学(以下「旧外大」という。)に事務補佐員又は臨時用務員として雇用されており、同年10月1日以降引き続き大学に雇用された者のうち、第1条にいう「職員」に該当するものについては、第3条第2項及び第3章の規定にかかわらず、当分の間、旧外大における給与額を下回らない額の時間給を支給することができるものとする。
- 3 前項に規定する者のうち、この附則の施行日の前日において国立大学法人大阪外国語大学非常勤職員就業規則第26条第2項により、その同意に基づき給与の口座振込を行っていたものについては、第5条第3項の規定にかかわらず、当該施行日以降に支給される給与についても、口座振込について同意があったものとする。
- 4 第2項に規定する者については、附則(平成17年4月1日施行)第4項に規定する「継続勤務期間」に、旧外大における継続勤務期間(法人化前の大阪外国語大学における事務補佐員又は臨時用務員としての継続勤務期間を含む。)を含むものとする。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成23年11月28日から施行し、平成23年3月11日から適用する。
(災害応急作業等手当)
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、当分の間、大規模な自然災害等に対処するための作業に従事した職員には、別に定めるところにより、災害応急作業等手当を支給する。
- 3 第8条の2の規定にかかわらず、第16条第3項から第18条までに規定する時間給は、当該勤務が、災害応急作業等手当が支給されることとなる作業に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(その額を1週間における1日当たりの平均所定労働時間数で除した額)を第8条に定める額に加算した額とする。
(併給禁止)
- 4 災害応急作業等手当が支給されることとなる日については、第13条第1項各号に規定する外部放射線の実効線量測定対象期間から除くこととする。

附 則

この改正は、平成25年10月18日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年10月5日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年6月22日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年9月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年10月7日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
(災害応急作業等手当の廃止)
- 2 附則(平成23年11月28日施行、平成23年3月11日適用)第2項に規定する「当分の間」の措置は、令和3年3月31日をもって廃止する。

附 則

この改正は、令和3年6月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年10月1日から施行する。

国立大学法人大阪大学非常勤職員(短時間勤務職員)時間給表

別表第1 一般職時間給表

ア 一般職時間給表(一)

この時間給表は、事務補佐員、事務補佐員S、技術補佐員及び技術補佐員Sに適用する。ただし、茨城県那珂郡東海村、大阪府大阪市、同吹田市、同豊中市、同茨木市、同枚方市及び同箕面市以外に所在する本学施設の勤務者の時間給は、()内に定める額とする。なお、その職務の特殊性にかんがみ時間給を調整する必要のある職の範囲については、別に定める。

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)
A	1	3,376	3,443
		(3,088)	
A	2	2,816	2,875
		(2,579)	
A	3	2,248	2,306
		(2,060)	
B	1	1,830	1,874
		(1,678)	
B	2	1,611	1,646
		(1,482)	
B	3	1,430	1,464
		(1,315)	
C	1	1,299	1,334
		(1,199)	
C	2	1,215	1,248
		(1,118)	
C	3	1,127	1,162
		(1,040)	

イ 一般職時間給表(二)

この時間給表は、技能補佐員、技能補佐員S及び用務補佐員に適用する。ただし、茨城県那珂郡東海村、大阪府大阪市、同吹田市、同豊中市、同茨木市、同枚方市及び同箕面市以外に所在する本学施設の勤務者の時間給は、()内に定める額とする。なお、その職務の特殊性にかんがみ時間給を調整する必要のある職の範囲については、別に定める。

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)	時間給(調整2)(円)	時間給(調整3)(円)
A	1	2,105	2,157	2,207	2,260
		(1,931)			
A	2	1,896	1,948	1,998	2,051
		(1,742)			
A	3	1,699	1,739	1,779	1,823
		(1,560)			
B	1	1,489	1,529	1,568	1,611
		(1,368)			
B	2	1,299	1,338	1,375	1,416
		(1,200)			
B	3	1,118	1,155	1,195	1,231
		(1,032)			
C	1	1,023			
C	2	1,023			

別表第2 医療職時間給表

ア 医療職時間給表(A)

この時間給表は、医療技術補佐員及び医療技術補佐員Sに適用する。なお、その職務の特殊性にかんがみ時間給を調整する必要がある職の範囲については、別に定める。

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)	時間給(調整2)(円)
A	1	3,323	3,390	3,456
A	2	2,951	3,018	3,085
A	3	2,666	2,723	2,776
B	1	2,406	2,464	2,519
B	2	2,205	2,262	2,317
B	3	2,010	2,068	2,121
C	1	1,886	1,943	1,995
C	2	1,776	1,822	1,862
C	3	1,639	1,679	1,722

イ 医療職時間給表(B)

この時間給表は、看護技術補佐員及び看護技術補佐員Sに適用する。なお、その職務の特殊性にかんがみ時間給を調整する必要がある職の範囲については、別に定める。

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)	時間給(調整2)(円)
A	1	2,675	2,743	2,812
A	2	2,463	2,530	2,598
A	3	2,255	2,322	2,391
B	1	2,083	2,152	2,219
B	2	1,898	1,954	2,008
C	1	1,756	1,808	1,859
C	2	1,645	1,692	1,740

別表第3 教育職時間給表

ア 教育職時間給表(一)

この時間給表は、教務補佐員及び教務補佐員Sに適用する。ただし、茨城県那珂郡東海村、大阪府大阪市、同吹田市、同豊中市、同茨木市、同枚方市及び同箕面市以外に所在する本学施設の勤務者の時間給は、()内に定める額とする。なお、その職務の特殊性にかんがみ時間給を調整する必要がある職の範囲については、別に定める。

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)
A	1	2,183 (2,001)	2,248 (2,061)
A	2	1,967 (1,803)	2,031 (1,862)
A	3	1,766 (1,623)	1,831 (1,679)
B	1	1,616 (1,484)	1,677 (1,542)
B	2	1,464 (1,346)	1,528 (1,405)
B	3	1,312 (1,209)	1,376 (1,266)

長期勤続者に対して特例として適用することのできる時間給表

別表第1A 一般職時間給表

ア 削除

イ 一般職時間給表(二)

この時間給表は、技能補佐員及び用務補佐員に適用する。ただし、茨城県那珂郡東海村、大阪府大阪市、同吹田市、同豊中市、同茨木市、同枚方市及び同箕面市以外に所在する本学施設の勤務者の時間給は、()内に定める額とする。なお、その職務の特殊性にかんがみ時間給を調整する必要がある職の範囲については、別に定める。

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)	時間給(調整2)(円)	時間給(調整3)(円)
A	1	2,210 (2,028)	2,265	2,317	2,373
A	2	1,991 (1,829)	2,045	2,098	2,154
A	3	1,784 (1,638)	1,826	1,868	1,914
B	1	1,563 (1,436)	1,605	1,646	1,692
B	2	1,364 (1,260)	1,405	1,444	1,487
B	3	1,174 (1,084)	1,213	1,255	1,293

別表第2A 削除

別表第3A 教育職時間給表

ア 教育職時間給表(一)

この時間給表は、教務補佐員及び教務補佐員Sに適用する。ただし、茨城県那珂郡東海村、大阪府大阪市、同吹田市、同豊中市、同茨木市、同枚方市及び同箕面市以外に所在する本学施設の勤務者の時間給は、()内に定める額とする。なお、その職務の特殊性にかんがみ時間給を調整する必要のある職の範囲については、別に定める。

ランク	レベル	時間給(円)	時間給(調整1)(円)
A	1	2,292	2,360
		(2,101)	(2,164)
A	2	2,065	2,133
		(1,893)	(1,955)
A	3	1,854	1,923
		(1,704)	(1,763)
B	1	1,697	1,761
		(1,558)	(1,619)
B	2	1,537	1,604
		(1,413)	(1,475)
B	3	1,378	1,445
		(1,269)	(1,329)

国立大学法人大阪大学非常勤職員(定時教育研究等職員)給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に雇用される非常勤職員のうち、国立大学法人大阪大学非常勤職員(定時教育研究等職員)就業規則の適用を受ける者(以下「職員」という。)について、同規則第20条の規定に基づき、その給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 職員の給与に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 職員には、雇用契約書(労働契約の締結に際し、交付した書面をいう。)に定める時間給及び諸手当を、その勤務実績に応じ、給与として支給する。

2 諸手当は、通勤手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、ドクターヘリ搭乗手当、夜間診療等手当、緊急診療等呼出手当、災害派遣医療等手当、医師臨床研修特別手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当からなるものとする。

(給与の支給日等)

第4条 給与は、毎月17日にその前月分の全額を支給するものとし、17日が日曜日に当たるときは15日(15日が休日に当たるときは、18日)に、土曜日に当たるときは16日に、休日(月曜日に限る。)に当たるときは18日に給与を支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、これらの支給日と異なる時期に給与を支給することがある。

2 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため、請求があった場合には、既往の勤務に対する給与を速やかに支給する。職員が退職したとき(職員が労働契約を更新されず若しくは解雇されたときを含む。)、又は大学が特に必要と認めたとときも、同様とする。

(1) 職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡したため、費用を必要とするとき。

(2) 職員又はその収入によって生計を維持している者がやむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷するとき。

(給与の支給原則等)

第5条 給与は、職員に直接、その全額を通貨で支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。

(1) 源泉所得税

(2) 共済組合保険料

(3) 厚生年金保険料

(4) 雇用保険料

(5) 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの

3 第1項の規定にかかわらず、職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

第2章 時間給

(時間給の支給等)

第6条 職員には、医員時間給表(別表第2)に基づき、時間給を支給する。

2 前項の時間給表に定める額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。

第7条 削除

(時間給の決定等)

第8条 時間給は、労働契約締結時における職員の職務内容、学歴、免許、資格及び職務経験等を考慮してこれを決定し、前条第2項に規定する改定の有無にかかわらず、当該契約の期間中は、更新時を除き、原則としてその額を増減しない。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第8条の2 第12条から第14条に規定する時間給については、当該勤務が、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当又は災害派遣医

療等手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を1週間における1日当たりの平均所定労働時間数で除した額、1月単位で支給されるものにあつては、その額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除した額)を前条に定める額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条の3 第12条から第14条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日手当又は夜勤手当の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

第3章 諸手当

(通勤手当)

第8条の4 通勤手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて支給する。

(1) 通勤のため電車等の公共交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用する職員にあつては、算出単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の算出単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を算出単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、55,000円に算出単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る算出単位期間のうち最も長い算出単位期間につき、55,000円に当該算出単位期間の月数を乗じて得た額)とする。

(2) 通勤のため自動車等の交通手段を使用することを常例とする職員にあつては、次に掲げる職員の区分に応じて、算出単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。

- ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
- イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
- ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
- エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
- オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
- カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円
- キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円
- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円
- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員にあつては、前2号に掲げる額の合計額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る算出単位期間のうち、最も長い算出単位期間につき、55,000円に当該算出単位期間の月数を乗じて得た額)とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である職員に支給する通勤手当の月額額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に定める額に満たないときは、前号に定める額とする。

(4) 前3号に規定する通勤手当は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。)が片道2キロメートル未満である者には支給しない。

2 通勤手当は、前項に規定する金額を算出単位期間で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を各月の第4条に定める日に支給する。

3 この条において「算出単位期間」とは、通勤手当の算出の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月)をいう。

4 前項までに規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(放射線取扱手当)

第9条 放射線取扱手当は、大阪大学放射線障害予防通則第2条に定める施設の管理区域内において、放射線業務を行う職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められた場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなつた月1月につき7,000円とする。

(異常圧力内作業手当)

第10条 異常圧力内作業手当は、職員が高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事した場合に、これを

支給する。

- 2 前項の手当の額は、次の表に掲げる気圧の区分に応じ、作業に従事した時間1時間につき、同表に定める額とする。

気圧の区分	手当額
0.2メガパスカルまで	210円
0.3メガパスカルまで	560円
0.3メガパスカルを超えるとき	1,000円

(ドクターヘリ搭乗手当)

第10条の2 ドクターヘリ搭乗手当は、医員時間給表の適用者であって医師免許証(医師法(昭和23年法律第201号)に規定するものに限る。以下同じ。)を有する者(医員(研修医)を除く。)が、救急現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うためにドクターヘリ(救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターをいう。)に搭乗し、救急医療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、その業務1回につき1,900円とする。

(夜間診療等手当)

第10条の3 夜間診療等手当は、医学部附属病院長又は歯学部附属病院長が指定する者が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌日午前5時までの間(以下「深夜」という。)に行われる診療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次表に定める額とする。

勤務の区分	手当額
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	15,000円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	7,300円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	6,400円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	4,400円

(緊急診療等呼出手当)

第10条の4 緊急診療等呼出手当は、職員(宿日直の業務に従事している者を除く。)のうち、医員時間給表の適用者であって医師免許証又は歯科医師免許証を有する者が緊急の呼出し(医学部附属病院長又は歯学部附属病院長が定めるものに限る。)を受け、所定の勤務時間以外の時間帯又は所定休日において診療等の業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、その呼出し1回につき5,000円とする。

(災害派遣医療等手当)

第10条の5 災害派遣医療等手当は、職員が、災害救助法(昭和22年法律第118号)及び大阪府災害救助法施行細則(昭和44年大阪府規則第48号)その他の関係法令に基づき災害派遣され、医療等の業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、大阪府災害救助法施行細則第3条及び別表第2に定める日当額に準じ、これを改定するものとする。
3 前2項に規定するほか、災害派遣医療等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(医師臨床研修特別手当)

第11条 医学部附属病院において、医員(研修医)として診療業務に従事する職員に対しては、別に定めるところにより、医師臨床研修特別手当を支給する。

- 2 大学が前項の手当を支給される者に対して、月の初日から末日までの間に、別に定める超過勤務時間数を超える診療業務への従事を命じた場合には、当該超過時間について次条に規定する手当を支給する。

(超過勤務手当)

第12条 非常勤職員(定時教育研究等職員)の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「労働時間規程」という。)第5条第1項及び第6条第1項に基づき、超過勤務を命じられた職員には、1時間につき、時間給の100分の125(その勤務が深夜に行われるときは、100分の150)を超過勤務手当として支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、超過勤務を命じられた時間(労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づく休日勤務(法定休日における勤務を除く。))を命じられた時間を含む。)が1か月につき60時間を超える場合には、その超える部分について、勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当として支給する。

(休日手当)

第13条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、休日勤務を命じられた職員には、当該休日勤務を命じられた時間1時間につき、時間給の100分の135(その勤務が深夜に行われるときは、100分の160)を休日手当として支給する。

(夜勤手当)

第14条 労働時間規程第7条第1項に基づき、深夜に勤務することを命じられた職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、時間給の100分の25を夜勤手当として支給する(前2条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日手当が支給される場合を除く。)

(宿日直手当)

第15条 労働時間規程第10条に基づき、宿直又は日直を命じられた職員には、別に定めるところにより、宿日直手当を支給する。

第4章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
(給与の口座振込の同意に係る経過措置)
- 2 第5条第3項の規定にかかわらず、この規程が適用される日(以下「適用日」という。)の前々日において、その同意に基づき、法人化前の大阪大学が給与の口座振込を行っていた者については、その適用日以降に支給される給与についても、口座振込について同意があったものとする。
(時間給の支給に関する経過措置)
- 3 この規程の適用日の前々日において、法人化前の大阪大学に日々雇用職員として勤務していた職員を大学が引き続き定時教育研究等職員として雇用する場合には、第6条から第8条までの規定にかかわらず、最初の労働契約の期間が満了するまでの間、従前の給与額を時間給に換算した額をもとに、その時間給の額を支給することができるものとする。

附 則

この改正は平成16年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
(医員(医師)の時間給に関する経過措置)
- 2 改正後の別表第2の定めにかかわらず、その改正前から、医員(医師)として大学に雇用されていた者については、医師免許を取得した年度の4月1日を起算日として、当該免許取得後6年を経過する日の前日までの間、時間給として1,328円を支給するものとする。
(研修医手当の支給に関する経過措置)
- 3 改正後の第11条の規定にかかわらず、第1項の施行日の前日において、医学部附属病院の医員(研修医)として勤務していた者については、当分の間、従前の例により、研修医手当を支給することができるものとする。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年1月1日から施行する。ただし、別表第1 教員・研究員系時間給表の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成21年4月1日から施行する。

(時間給の支給に関する経過措置)

2 改正後の別表第1の定めにかかわらず、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間は、特任研究員のうち、平成26年3月31日までに労働契約の期間が満了する者に限り、次表によりその時間給額を決定することができるものとする。

ランク	時間給(円)
N	1,891
O	1,678
P	1,449

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この改正は、平成23年11月28日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

(災害応急作業等手当)

2 第3条第2項の規定にかかわらず、当分の間、大規模な自然災害等に対処するための作業に従事した職員には、別に定めるところにより、災害応急作業等手当を支給する。

3 第8条の2の規定にかかわらず、第12条から第14条までに規定する時間給は、当該勤務が、災害応急作業等手当が支給されることとなる作業に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(その額を1週間における1日当たりの平均所定労働時間数で除した額)を第8条に定める額に加算した額とする。

(併給禁止)

4 災害応急作業等手当が支給されることとなる日については、第9条第1項に規定する外部放射線の実効線量測定対象期間から除くこととする。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年5月18日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
(災害応急作業等手当の廃止)
- 2 附則(平成23年11月28日施行、平成23年3月11日適用)第2項に規定する「当分の間」の措置は、令和3年3月31日をもって廃止する。

附 則

この改正は、令和3年6月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

国立大学法人大阪大学非常勤職員(定時教育研究等職員)時間給表

別表第1 削除

別表第2 医員時間給表

(1) 医師

この時間給表は、医員(医師)、医員(専攻医)及び医員(研修医)に適用する。

ランク	時間給(円)	対象者
A-1	1,541	医員(医師)
A-2	1,411	医員(専攻医)
B	1,281	医員(研修医)

(2) 歯科医師

この時間給表は、医員(歯科医師)、医員(専修歯科医)及び医員(研修歯科医)に適用する。

ランク	時間給(円)	対象者
A	1,541	医員(歯科医師)
B	1,411	医員(専修歯科医)
C	1,281	医員(研修歯科医)

国立大学法人大阪大学非常勤職員(短時間教育研究等職員)給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に雇用される非常勤職員のうち、国立大学法人大阪大学非常勤職員(短時間教育研究等職員)就業規則の適用を受ける者(以下「職員」という。)について、同規則第20条の規定に基づき、その給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 職員の給与に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 職員には、雇用契約書(労働契約の締結に際し、交付した書面をいう。)に定める時間給及び諸手当を、その勤務実績に応じ、給与として支給する。

2 諸手当は、通勤手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、ドクターヘリ搭乗手当、夜間診療等手当、緊急診療等呼出手当、災害派遣医療等手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当からなるものとする。

(給与の支給日等)

第4条 給与は、毎月17日にその前月分の全額を支給するものとし、17日が日曜日に当たるときは15日(15日が休日に当たるときは、18日)に、土曜日に当たるときは16日に、休日(月曜日に限る。)に当たるときは18日に給与を支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、これらの支給日と異なる時期に給与を支給することがある。

2 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため、請求があった場合には、既往の勤務に対する給与を速やかに支給する。職員が退職したとき(職員が労働契約を更新されず若しくは解雇されたときを含む。)、又は大学が特に必要と認めたとときも、同様とする。

(1) 職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡したため、費用を必要とするとき。

(2) 職員又はその収入によって生計を維持している者がやむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷するとき。

(給与の支給原則等)

第5条 給与は、職員に直接、その全額を通貨で支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。

(1) 源泉所得税

(2) 共済組合保険料

(3) 厚生年金保険料

(4) 雇用保険料

(5) 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの

3 第1項の規定にかかわらず、職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

第2章 時間給

(時間給の支給)

第6条 職員には、次条に規定する時間給表に基づき、時間給を支給する。

(時間給表の種類等)

第7条 時間給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 教員・研究員系時間給表(別表第1)

(2) 医員時間給表(別表第2)

(3) 非常勤専任教員(高等司法研究科)時間給表(別表第3)

2 前項の時間給表に定める額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。

(時間給の決定等)

第8条 時間給は、労働契約締結時における職員の職務内容、学歴、免許、資格及び職務経験等を考慮してこれを決定し、前条第

2項に規定する改定の有無にかかわらず、当該契約の期間中は、更新時を除き、原則としてその額を増減しない。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第8条の2 第11条第3項から第13条に規定する時間給については、当該勤務が、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当又は災害派遣医療等手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を1週間における1日当たりの平均所定労働時間数で除した額、1月単位で支給されるものにあつては、その額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除した額)を前条に定める額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条の3 第11条から第13条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日手当又は夜勤手当の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

第3章 諸手当

(通勤手当)

第8条の4 通勤手当は、次の各号に掲げる職員(1週当たりの勤務日数が1日以上である者に限る。)の区分に応じて支給する。

(1) 通勤のため電車等の公共交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用する職員にあつては、算出単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の算出単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を算出単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、55,000円に算出単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る算出単位期間のうち最も長い算出単位期間につき、55,000円に当該算出単位期間の月数を乗じて得た額)とする。

(2) 通勤のため自動車等の交通手段を使用することを常例とする職員にあつては、次に掲げる職員の区分に応じて、算出単位期間につき、それぞれ次に定める額(1か月当たりの通勤回数が10回に満たない者については、その額に100分の50を乗じて得た額)とする。

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員にあつては、前2号に掲げる額の合計額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る算出単位期間のうち、最も長い算出単位期間につき、55,000円に当該算出単位期間の月数を乗じて得た額)とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である職員に支給する通勤手当の月額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に定める額に満たないときは、前号に定める額とする。

(4) 前3号に規定する通勤手当は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。)が片道2キロメートル未満である者には支給しない。

2 通勤手当は、前項に規定する金額を算出単位期間で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を各月の第4条に定める日に支給する。

3 この条において「算出単位期間」とは、通勤手当の算出の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月)をいう。

4 前項までに規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(放射線取扱手当)

第9条 放射線取扱手当は、大阪大学放射線障害予防通則第2条に定める施設の管理区域内において、放射線業務を行う職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により

認められた場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

(異常圧力内作業手当)

第10条 異常圧力内作業手当は、職員が高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、次の表に掲げる気圧の区分に応じ、作業に従事した時間1時間につき、同表に定める額とする。

気圧の区分	手当額
0.2メガパスカルまで	210円
0.3メガパスカルまで	560円
0.3メガパスカルを超えるとき	1,000円

(ドクターヘリ搭乗手当)

第10条の2 ドクターヘリ搭乗手当は、医員時間給表の適用者であって医師免許証(医師法(昭和23年法律第201号)に規定するものに限る。以下同じ。)を有する者(医員(研修医)を除く。)が、救急現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うためにドクターヘリ(救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターをいう。)に搭乗し、救急医療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、その業務1回につき1,900円とする。

(夜間診療等手当)

第10条の3 夜間診療等手当は、医員時間給表の適用を受ける職員のうち医学部附属病院長又は歯学部附属病院長が指定するものが、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌日午前5時までの間(以下「深夜」という。)に行われる診療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次表に定める額とする。

勤務の区分	手当額
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	15,000円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	7,300円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	6,400円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	4,400円

(緊急診療等呼出手当)

第10条の4 緊急診療等呼出手当は、職員(宿日直の業務に従事している者を除く。)のうち、医員時間給表の適用者であって医師免許証又は歯科医師免許証を有する者が緊急の呼出し(医学部附属病院長又は歯学部附属病院長が定めるものに限る。)を受け、所定の勤務時間以外の時間帯又は所定休日において診療等の業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、その呼出し1回につき5,000円とする。

(災害派遣医療等手当)

第10条の5 災害派遣医療等手当は、職員が、災害救助法(昭和22年法律第118号)及び大阪府災害救助法施行細則(昭和44年大阪府規則第48号)その他の関係法令に基づき災害派遣され、医療等の業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、大阪府災害救助法施行細則第3条及び別表第2に定める日当額に準じ、これを改定するものとする。
- 3 前2項に規定するほか、災害派遣医療等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当)

第11条 非常勤職員(短時間教育研究等職員)の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「労働時間規程」という。)第5条第1項及び第6条第1項に基づき、超過勤務を命じられた職員には、1時間につき、時間給の100分の100を超過勤務手当として支給する。

- 2 前項の超過勤務が深夜に行われた場合は、深夜にかかる時間1時間につき、時間給の100分の125を超過勤務手当として支給する。
- 3 前2項の超過勤務が1日8時間又は1週40時間の法定労働時間を超える場合には、その超えた時間1時間につき、時間給の100分の125(その勤務が深夜に行われるときは、100分の150)を超過勤務手当として支給する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、1日8時間又は1週40時間の法定労働時間を超えて超過勤務を命じられた時間(労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づく休日勤務(法定休日における勤務を除く。))を命じられた時間を含む。)が1か月につき60時間を超える場合には、その超える部分について、勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当として支給する。

(休日手当)

第12条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、休日勤務を命じられた職員には、当該休日勤務を命じられた時間1時間につき、時間給の100分の135(その勤務が深夜に行われるときは、100分の160)を休日手当として支給する。

(夜勤手当)

第13条 労働時間規程第7条第1項に基づき、深夜に勤務することを命じられた職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、時間給の100分の25を夜勤手当として支給する(前2条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日手当が支給される場合を除く。)

(宿日直手当)

第14条 労働時間規程第10条に基づき、宿直又は日直を命じられた職員には、別に定めるところにより、宿日直手当を支給する。

第4章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
(給与の口座振込の同意に係る経過措置)
- 2 第5条第3項の規定にかかわらず、この規程が適用される日(以下「適用日」という。)の前々日において、その同意に基づき、法人化前の大阪大学が給与の口座振込を行っていた者については、その適用日以降に支給される給与についても、口座振込について同意があったものとする。
(時間給の支給に関する経過措置)
- 3 この規程の適用日の前々日において、法人化前の大阪大学に時間雇用職員として勤務していた職員を大学が引き続き短時間教育研究等勤務職員として雇用する場合には、第6条から第8条までの規定にかかわらず、最初の労働契約の期間が満了するまでの間、従前の給与額を時間給に換算した額をもとに、その時間給を支給することができるものとする。

附 則

この改正は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
(医員(医師)の時間給に関する経過措置)
- 2 改正後の別表第2の定めにかかわらず、その改正前から、医員(医師)として大学に雇用されていた者については、医師免許を取得した年度の4月1日を起算日として、当該免許取得後6年を経過する日の前日までの間、時間給として1,328円を支給するものとする。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年1月1日から施行する。ただし、別表第1 教員・研究員系時間給表の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成21年4月1日から施行する。
(時間給の支給に関する経過措置)
- 2 改正後の別表第1の定めにかかわらず、特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教のうち、平成21年3月31日において、NランクからPランクの適用を受け、その後も引き続き労働契約を締結している者に限り、その契約期間(更新期間を含む。)が満了するまでの間、NランクからPランクの範囲内でその時間給額を決定することができるものとする。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成23年11月28日から施行し、平成23年3月11日から適用する。
(災害応急作業等手当)
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、当分の間、大規模な自然災害等に対処するための作業に従事した職員には、別に定めるところにより、災害応急作業等手当を支給する。
- 3 第8条の2の規定にかかわらず、第11条第3項から第13条までに規定する時間給は、当該勤務が、災害応急作業等手当が支給されることとなる作業に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(その額を1週間における1日当たりの平均所定労働時間数で除した額)を第8条に定める額に加算した額とする。
(併給禁止)
- 4 災害応急作業等手当が支給されることとなる日については、第9条第1項に規定する外部放射線の実効線量測定対象期間から除くこととする。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年3月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
(災害応急作業等手当の廃止)
- 2 附則(平成23年11月28日施行、平成23年3月11日適用)第2項に規定する「当分の間」の措置は、令和3年3月31日をもって廃止する。

附 則

この改正は、令和3年6月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

国立大学法人大阪大学非常勤職員(短時間教育研究等職員)時間給表

別表第1 教員・研究員系時間給表

この時間給表は、特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教、特任学術政策研究員及び特任研究員に適用する。なお、特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教については、AランクからMランクの範囲内でその時間給額を決定するものとする。

ランク	時間給(円)
A	9,554
B	8,136
C	6,806
D	5,594
E	4,976
F	4,449
G	3,998
H	3,624
I	3,222
J	2,921
K	2,701
L	2,469
M	2,263
N	2,007
O	1,780
P	1,538
Q	1,486
R	1,274

別表第2 医員時間給表

(1) 医師

この時間給表は、医員(医師)、医員(専攻医)及び医員(研修医)に適用する。

ランク	時間給(円)	対象者
A-1	1,541	医員(医師)
A-2	1,411	医員(専攻医)
B	1,281	医員(研修医)

(2) 歯科医師

この時間給表は、医員(歯科医師)、医員(専修歯科医)及び医員(研修歯科医)に適用する。

ランク	時間給(円)	対象者
A	1,541	医員(歯科医師)
B	1,411	医員(専修歯科医)
C	1,281	医員(研修歯科医)

別表第3 非常勤専任教員(高等司法研究科)時間給表

この時間給表は、高等司法研究科の特任教授又は特任准教授に適用する。

ランク	時間給(円)
A	9,287
B	6,634
C	3,981

国立大学法人大阪大学非常勤講師就業規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第89条の規定に基づき、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に雇用される非常勤講師(以下「非常勤講師」という。)の労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めることを目的とする。

(労働契約の期間等)

- 第2条 労働契約の期間は、1年以内の範囲で、個々の非常勤講師ごとに定める。
- 2 労働契約は、これを更新することがある。ただし、大学が特に必要と認めた場合を除き、労働契約の期間は、更新期間を含め5年を超えないものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、第11条第1項各号に規定する事由が存在する場合のほか、カリキュラムの改訂等により担当する授業が廃止されるなど、その業務を必要としなくなったときは、労働契約を更新しない。
 - 4 前3項に定める場合のほか、非常勤講師の年齢が満65歳に達した日以後に到来する最初の3月31日を超えて、労働契約を締結又は更新することはない。ただし、大学が特に認めたときは、この限りでない。
 - 5 前4項に定めるほか、非常勤講師の労働契約の期間については、国立大学法人大阪大学有期雇用教職員等の契約期間に関する規程の定めるところによる。

(法令との関係)

第3条 この規則及びこれに附属する諸規程に定めのない事項については、労基法その他の関係法令の定めるところによる。

(規則の遵守)

第4条 大学及び非常勤講師は、誠意をもってこの規則を遵守しなければならない。

第2章 人事

第1節 採用

(採用)

- 第5条 非常勤講師の採用は、選考により行う。
- 2 非常勤講師として採用されることを希望する者は、大学が必要と認める書類を大学に提出しなければならない。

(労働条件の明示)

- 第6条 非常勤講師として採用しようとする者には、その採用に際して、次の労働条件に係る事項を記載した文書を交付し、その他の労働条件については口頭又は文書で明示する。
- (1) 給与に関する事項
 - (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
 - (3) 労働契約の期間及び更新に関する事項(更新しない場合の事由を含む。)
 - (4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
 - (5) 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)

(提出書類)

- 第7条 非常勤講師として採用された者は、採用後速やかに次の書類を大学に提出しなければならない。
- (1) 誓約書
 - (2) 住民票記載事項の証明書
 - (3) その他大学が必要と認める書類
- 2 前項の書類の提出を怠ったとき、又は当該書類に不実の記載があったときは、採用を取り消すことがある。
 - 3 第1項第2号及び第3号に掲げる提出書類の記載事項に変更があったときは、その都度、速やかにこれを届け出なければならない。

(非常勤講師の配置)

第8条 非常勤講師の配置は、大学の業務上の必要及び本人の適性等を考慮して行う。

第2節 退職

(退職)

第9条 非常勤講師が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日をもって大学を退職したものとす。

- (1) 労働契約の期間が満了したとき(労働契約を更新する場合を除く。) 満了日
- (2) 死亡したとき 死亡日
- (3) 次条に基づき退職を申し出たとき 大学が退職日と認めた日
- (4) 大学の役員に就任したとき 就任日の前日
- (5) 労働契約を新たに締結したとき 新たに雇用される日の前日
- (6) 公選による公職の候補者となったとき 立候補の届出を行った日

(自己都合退職)

第10条 非常勤講師がやむを得ない事由により労働契約の期間の満了を待たずに退職しようとするときは、退職を予定する日の14日前までに退職願を大学に提出しなければならない。ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。

第3節 解雇等

(解雇等)

第11条 非常勤講師が次の各号のいずれかに該当する場合には、労働契約を更新せず、又は当該契約の期間の満了前であっても、これを解雇する。

- (1) 勤務成績が不良なとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (3) 禁固以上の刑に処せられたとき。
 - (4) その他職務を遂行するために必要な資格又は適格性を欠くとき。
 - (5) 担当する授業が開講されないとき。
 - (6) 経営上又は業務上やむを得ない事由によるとき。
- 2 前項各号(第3号を除く。)に掲げる事由により、労働契約を更新せず、又は解雇を行う場合における予告については、それぞれ、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」(平成15年厚生労働省告示第357号)第1条、並びに労基法第20条及び第21条の定めるところによる。第2条第3項の規定に基づき、その業務を必要としなくなったことを理由に労働契約を更新しない場合も同様とする。
- 3 第1項各号(第3号を除く。)に掲げる事由により、労働契約を更新せず、又は解雇を行う場合においては、別に定めるところにより、不服申立ての機会を与える。

(解雇制限)

第12条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業した期間及びその後30日間
 - (2) 労基法第65条に規定する産前産後の休業期間及びその後30日間
- 2 前項の規定は、第9条第1号の定めに基づき、当該非常勤講師が労働契約の期間の満了を理由として退職したものとすることを妨げるものではない。

(退職者の責務)

第13条 大学を退職し又は解雇された者は、保管中の備品、書類その他すべての物品を速やかに返還するとともに、大学に対して債務を負担しているときは、その身分を失う日までにこれを完済しなければならない。

2 大学を退職しようとする者は、指定された期日までに業務の引き継ぎを完了しなければならない。

(退職証明書等)

第14条 大学を退職しようとし又は労働契約を更新されず若しくは解雇された者(労働契約を更新しないこと又は解雇を予告された者を含む。)が、次に掲げる事項の全部又は一部について証明書の交付を請求したときは、遅滞なくこれを交付する。

- (1) 雇用期間
- (2) 業務の種類及び地位
- (3) 給与
- (4) 退職の事由(労働契約を更新せず又は解雇する場合は、その理由)

第3章 給与

(給与の種類)

第15条 非常勤講師には、雇用契約書(労働契約の締結に際し、交付した書面をいう。)に定める基本給及び通勤手当を、その勤

務実績に応じ、給与として支給する。

(給与の支給日等)

第16条 給与は、毎月17日にその前月分の全額を支給するものとし、17日が日曜日に当たるときは15日(15日が休日に当たるときは、18日)に、土曜日に当たるときは16日に、休日(月曜日に限る。)に当たるときは18日に給与を支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、これらの支給日と異なる時期に給与を支給することがある。

2 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため、請求があった場合には、既往の勤務に対する給与を速やかに支給する。非常勤講師が退職したとき(非常勤講師が労働契約を更新されず若しくは解雇されたときを含む。)、又は大学が特に必要と認めたときも、同様とする。

- (1) 非常勤講師又はその収入によって生計を維持している者が結婚若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡したため、費用を必要とするとき。
- (2) 非常勤講師又はその収入によって生計を維持している者がやむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷するとき。

(給与の支給原則等)

第17条 給与は、非常勤講師に直接、その全額を通貨で支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 共済組合保険料
- (3) 厚生年金保険料
- (4) 雇用保険料
- (5) 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの

3 第1項の規定にかかわらず、非常勤講師の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

(給与の支給等)

第18条 非常勤講師の基本給は、授業1回当たりの給与により支給するものとし、授業1回当たり11,784円とする。

2 前項に定める額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第19条 勤務1時間当たりの給与額は、前条第1項の額を2で除して得た額とする。

(通勤手当)

第20条 通勤手当は、次の各号に掲げる非常勤講師(1週当たりの勤務日数が1日以上である者に限る。)の区分に応じて支給する。

(1) 通勤のため電車等の公共交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用する非常勤講師にあつては、算出単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の算出単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を算出単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、55,000円に算出単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る算出単位期間のうち最も長い算出単位期間につき、55,000円に当該算出単位期間の月数を乗じて得た額)とする。

(2) 通勤のため自動車等の交通手段を使用することを常例とする非常勤講師にあつては、次に掲げる非常勤講師の区分に応じて、算出単位期間につき、それぞれ次に定める額(1か月当たりの通勤回数が10回に満たない者については、その額に100分の50を乗じて得た額)とする。

ア	自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である非常勤講師	2,000円
イ	使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である非常勤講師	4,200円
ウ	使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である非常勤講師	7,100円
エ	使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である非常勤講師	10,000円
オ	使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である非常勤講師	12,900円
カ	使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である非常勤講師	15,800円
キ	使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である非常勤講師	18,700円
ク	使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である非常勤講師	21,600円
ケ	使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である非常勤講師	24,400円
コ	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である非常勤講師	26,200円
サ	使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である非常勤講師	28,000円
シ	使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である非常勤講師	29,800円
ス	使用距離が片道60キロメートル以上である非常勤講師	31,600円

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする非常勤講師にあっては、前2号に掲げる額の合計額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る算出単位期間のうち、最も長い算出単位期間につき、55,000円に当該算出単位期間の月数を乗じて得た額)とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である非常勤講師に支給する通勤手当の月額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に定める額に満たないときは、前号に定める額とする。
- (4) 前3号に規定する通勤手当は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。)が片道2キロメートル未満である者には支給しない。
- 2 通勤手当は、前項に規定する金額を算出単位期間で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を各月の第16条に定める日に支給する。
- 3 この条において「算出単位期間」とは、通勤手当の算出の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月)をいう。
- 4 前項までに規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項については、国立大学法人大阪大学非常勤職員(短時間教育研究等職員)の通勤手当に関する細則(以下「細則」という。)の規定を準用する。この場合において、細則中「給与規程第8条の4」とあるのは「就業規則第20条」と読み替えるほか、細則第1条第1項中「国立大学法人大阪大学非常勤職員(短時間教育研究等職員)給与規程(以下「給与規程」という。)」第8条の4」とあるのは「国立大学法人大阪大学非常勤講師就業規則(以下「就業規則」という。)」第20条」と、細則第1条第2項中「給与規程」とあるのは「就業規則」と、細則第6条第2項中「国立大学法人大阪大学非常勤職員(短時間教育研究等職員)の労働時間、休日及び休暇等に関する規程第3条」とあるのは「就業規則第29条」と、細則第12条第2項中「国立大学法人大阪大学非常勤職員(短時間教育研究等職員)就業規則(以下「就業規則」という。)」第11条第1項により休職とされた場合、就業規則第31条第2項第3号の規定により停職とされた場合」とあるのは「就業規則第43条第2項第3号の規定により停職とされた場合」と読み替えるものとする。

第4章 服務

(職務専念義務等)

- 第21条 非常勤講師は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)に定める国立大学の使命と業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、その職務に専念しなければならない。
- 2 非常勤講師は、大学の利益と相反する行為を行ってはならない。

(服務心得)

- 第22条 非常勤講師は、法令及び大学が定める規則・規程等を遵守し、所属長の指揮命令に従って、その職務を遂行しなければならない。
- 2 非常勤講師は、常に能率の向上及び業務の改善を目指し、相互協力の下に業務の正常な運営に努めなければならない。
- 3 所属長は、その指揮命令を受ける非常勤講師の人格を尊重しなければならない。

(信用失墜行為等の禁止)

- 第23条 非常勤講師は、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 大学の名誉を毀損し、又はその信用を失墜させる行為
- (2) 大学の秩序、風紀又は規律を乱す行為

(守秘義務)

- 第24条 非常勤講師は、職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。ただし、法令に基づく証人又は鑑定人等として、大学の許可を得て証言する場合には、この限りでない。
- 2 前項の規定は、非常勤講師が退職し又は解雇された後にも、これを適用する。

(文書の配布・掲示、集会等)

- 第25条 非常勤講師が大学の敷地又は施設内(以下「学内」という。)において文書又は図画を配布しようとするときは、業務の正常な遂行を妨げない方法及び態様において、これを配布しなければならない。
- 2 前項の文書又は図画を配布することが次の各号のいずれかに該当する場合には、その配布を禁止する。
- (1) 大学の業務の正常な運営を妨げるとき。
- (2) 第23条各号に掲げる行為に該当するとき。
- (3) 公序良俗に反するとき。
- (4) その他大学の業務に支障をきたすとき。
- 3 非常勤講師が学内で文書又は図画を掲示する場合には、大学の許可を得た上で、あらかじめ指定された場所にこれを掲示しなければならない。
- 4 第2項の規定は、前項の掲示を行う場合について準用する。
- 5 非常勤講師は大学の許可なく、学内で業務外の集会、演説、放送又はこれらに類する行為を行ってはならない。

(ハラスメントの防止等)

第26条 非常勤講師は、「大阪大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」第2条に定めるハラスメントを行ってはならない。

2 大学は、非常勤講師の良好な職場環境を確保するため、前項に規定するハラスメントの防止等に関する措置を講ずるものとする。

(非常勤講師の倫理)

第27条 非常勤講師の職務に係る倫理については、国立大学法人大阪大学倫理規程の定めるところによる。

第5章 労働時間、休日及び休暇等

(出勤、退勤の手続)

第28条 非常勤講師は、出勤及び退勤の際に所定の手続をとらなければならない。

(所定労働時間)

第29条 1週の所定労働時間は、30時間を超えない範囲で各人ごとに定める。

2 始業及び終業の時刻は、1日の労働時間が8時間を超えない範囲で各人ごとに定めるものとし、1日の労働時間が6時間を超える場合には、少なくとも45分間の休憩時間を労働時間の途中で与えるものとする。

3 担当する授業の一部が不開講となった場合には、当該時間は所定労働時間には含めないものとする。

4 前項に規定する場合のほか、業務上の必要がある場合には、1日の労働時間が8時間を超えない範囲で、第2項の始業及び終業の時刻並びに休憩時間の時間帯を変更することがある。

(通常の勤務場所以外での勤務)

第30条 非常勤講師が労働時間の全部又は一部について事業場以外で業務に従事した場合において、労働時間を算定し難いときは、所定労働時間、勤務したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するために所定労働時間を超えて勤務することが必要となる場合には、当該業務の遂行に通常必要とされる時間勤務したものとみなす。

(所定休日)

第31条 所定休日は、次の各号に定める日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- (4) 12月29日から翌年1月3日までの日(前各号に定める休日を除く。)
- (5) その他、大学が特に指定する日

2 前項の規定にかかわらず、大学が特に必要と認められた者については、所定休日の日数を変更しない範囲で、これと異なる所定休日の定めをすることがある。

(勤務しないことの承認)

第32条 非常勤講師が次の各号のいずれかに該当する場合には、一定の労働時間につき勤務しないことの承認を受けることができる。

- (1) 妊娠中及び産後1年を経過しない非常勤講師が、母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるために請求したとき 当該保健指導又は健康診査に必要と認められる時間
- (2) 妊娠中の非常勤講師が請求した場合であって、当該非常勤講師の業務又は通勤における混雑の程度がその者の母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるとき 1日につき1時間を超えない時間(始業時刻を遅らせ、又は終業時刻を早める場合に限る。)
- (3) 大学の指定した健康診断を受けるとき 当該健康診断の受診に必要と認められる時間
- (4) その他大学が特に必要と認めるとき 大学が必要と認めた時間

2 非常勤講師が前項の承認を受けようとする場合には、あらかじめ所定の様式によりその旨を大学に申し出なければならない。

3 第1項各号のいずれかに該当する場合には、これを勤務したのものとして、その間の給与を支給する。

(短時間勤務)

第33条 非常勤講師(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。))第23条第1項ただし書に基づく労使協定により所定労働時間の短縮に係る請求ができないものとされた者を除く。)が、次の各号に掲げるところにより、子の養育又は対象家族の介護のために請求したときは、当該各号に定める時間、第29条の所定労働時間を短縮するものとする。ただし、その期間は、労働契約の期間を超えないものとする。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために要する期間 1日につき2時間以内の時間
- (2) 対象家族を介護するために要する期間(対象家族1人につき、連続する3年以内の期間) 1日につき4時間以内の時間
- 2 前項の規定により、大学が第29条に規定する所定労働時間を短縮する場合には、30分又は1時間の単位で、始業時刻を遅らせ、又は終業時刻を早めることによって、これを行うものとする。
- 3 非常勤講師が前項の短時間勤務に就くことを希望する場合には、あらかじめ所定の様式により、その旨を大学に申し出なければならない。
- 4 第1項の規定に基づき、所定労働時間を短縮した場合には、その短縮した時間について、給与を支給しない。

(休暇の種類)

第34条 非常勤講師の休暇は、年次有給休暇及び特別休暇とする。

(年次有給休暇)

第35条 年次有給休暇の付与日数は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、それぞれの期間において勤務日数が全労働日の8割に満たない者については、休暇を与えない。

- (1) 1週の所定労働時間が30時間未満であって、かつ、1週の所定労働日数が4日以下又は年間の所定労働日数が216日以下の非常勤講師

週の所定労働日数	年間所定労働日数	継続勤務期間／休暇の付与日数						
		6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月
4日	169～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

- (2) 前号に該当する非常勤講師以外の者

継続勤務期間	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月
休暇の付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

- 2 次の各号のいずれかに該当する期間は、前項ただし書の規定の適用に当たって、これを勤務したものとみなす。
 - (1) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第1項第1号に規定する業務災害又は同項第3号に規定する通勤災害に遭い、療養のため休業した期間
 - (2) 第40条に規定する育児休業、第40条の2に規定する出生時育児休業又は第41条に規定する介護休業を取得した期間
 - (3) 産前産後の女性非常勤講師が労基法第65条の規定によって休業した期間
 - (4) 年次有給休暇を取得した期間
 - (5) 前各号に規定する場合のほか、大学が特に必要と認めた期間

(休暇の時季の指定及び変更)

第36条 非常勤講師が年次有給休暇を取得しようとするときは、休暇の時季(始期及び終期)を指定して、当該休暇を取得しようとする日の2日前の終業時刻までに、所属長にこれを請求しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- 2 前項により非常勤講師が指定する時季に年次有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合には、休暇の時季を変更することがある。
- 3 年次有給休暇の一部について、労基法第39条第6項の規定に基づく労使協定の定めるところにより休暇の時季に関する定めをした場合には、これにより年次有給休暇を与える。
- 4 前条により与えられる年次有給休暇の日数が10日以上である非常勤講師に対しては、当該年次有給休暇のうち5日について、前条第1項に定める継続勤務期間を6か月経過した日から1年ごとに区分した各期間(以下「休暇付与期間」という。)に、大学が時季を指定して与えるものとする。ただし、前3項の規定により年次有給休暇を与えた場合においては、当該与えた年次有給休暇の日数分については、大学が時季を指定して与える年次有給休暇の日数から控除するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、休暇付与期間の初日(以下「休暇付与日」という。)に10日以上年次有給休暇を与え、かつ、当該休暇付与日から1年以内の特定の日を休暇付与日(以下この項において「第二休暇付与日」という。)として、新たに10日以上年次有給休暇を与えたときは、最初の休暇付与日を始期として、第二休暇付与日から1年を経過する日を終期とする期間(以下「履行期間」という。)の月数を12で除した数に5を乗じた日数について、当該履行期間中に、その時季を定めることにより与えるものとする。
- 6 非常勤講師が第1項の規定により、年次有給休暇を取得しようとする場合には、所定の様式により当該年次有給休暇に係る請求を行うものとする。

(年次有給休暇の単位等)

第37条 年次有給休暇の単位は、1日とする。ただし、やむを得ない事由があり、所属長がこれを認めた場合には、1時間単位で休暇を取得することができる。

2 前項の規定により年次有給休暇を取得した日又は時間については、これを勤務したものとみなして、給与を支給する。

(年次有給休暇の繰り越し)

第38条 年次有給休暇(この条の規定により繰り越されたものは除き、かつ、1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数とする。)は、翌年に繰り越すことができる。

(特別休暇)

第39条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当する場合に、これを与えるものとし、その期間は、当該各号に定める期間とする。ただし、特別休暇の期間は、労働契約の期間を超えないものとする。

(1) 非常勤講師が負傷又は疾病により療養するため、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 療養のために必要と認められる期間(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。))第7条第1項第1号に規定する業務災害(以下「業務災害」という。)に遭い、療養のため勤務することができない場合は連続する90日以内の期間とし、それ以外の場合は、連続する30日以内の期間とする。)

(2) 非常勤講師が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(3) 非常勤講師が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(4) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性非常勤講師が申し出たとき 出産の日までの申し出た期間

(5) 女性非常勤講師が出産したとき 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性非常勤講師が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)

(6) 生後1年に達しない子を養育する非常勤講師が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行うとき 1日2回それぞれ30分以内の期間(ただし、当該非常勤講師以外の親が、その子のために同様の休暇を取得する場合には、当該非常勤講師以外の親が取得する期間を差し引いた期間)

(7) 生理日の就業が著しく困難な女性非常勤講師が請求したとき 1回の周期につき2日以内の期間

(8) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下同じ。)を養育する非常勤講師(1週の所定労働日数が2日以下である者を除く。))が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話を行うこと、又は疾病の予防を図るために予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められるとき 1年につき5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)以内の期間

(9) 要介護状態にある家族の介護等(介護、通院等の付添い、及び介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話をいう。以下「介護等」という。)をする非常勤講師(1週の所定労働日数が2日以下である者を除く。))が、その家族の介護等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 1年につき5日(要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあっては、10日)以内の期間

(10) 非常勤講師の親族(別表の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、非常勤講師が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 別表に定める連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、これに往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間

(11) その他大学が特に認めたとき 大学が認めた期間

2 前項第1号(業務災害に遭い、療養のため勤務することができない場合を除く。)、第4号から第7号までのいずれかの規定に該当する場合には、当該期間中、その給与を支給しない。前項第11号の規定に該当する場合であって、大学が当該期間中における給与の支給を必要と認めないときも、同様とする。

3 前項に規定する場合を除き、第1項各号のいずれかの規定に該当する場合には、当該期間中、通常の労働時間又は労働日に勤務した場合に支払われる給与に相当する額(業務災害に遭い、療養のため勤務することができない場合であって、労災保険法第14条に規定する休業補償給付(休業特別支給金を含む。))を受けたときは、これを控除した額を支給する。

4 第1項第1号及び第10号の「連続する」日数には、第31条に規定する所定休日を含むものとする。

5 第1項第8号及び第9号の規定は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第16条の3第2項又は第16条の6第2項に基づく労使協定により休暇を取得することができないものとされた非常勤講師には、適用しない。

6 非常勤講師は、特別休暇を取得しようとする場合には、あらかじめ所定の様式によりその旨を申し出なければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、その事由を付して、事後に申出を行うことができる。

7 前項の場合において、大学が証明書等の提出を求めたときは、非常勤講師は速やかにこれを提出しなければならない。

(育児休業)

第40条 非常勤講師のうち、満3歳に達するまでの子を養育する者は、所属長に申し出ることにより、育児休業(次条第1項に規定

する出生時育児休業を除く。以下この条において同じ。)を取得することができる。

- 2 前項の規定は、育児・介護休業法第6条第1項ただし書に基づく労使協定により育児休業を取得することができないものとされた非常勤講師には、適用しない。
- 3 第1項の規定による育児休業の期間については、その間の給与を支給しない。
- 4 前3項に規定するほか、育児休業について必要な事項は、国立大学法人大阪大学非常勤職員等育児・介護休業等に関する規程の定めるところによる。

(出生時育児休業)

第40条の2 非常勤講師のうち、子を養育する者は、所属長に申し出ることにより、出生時育児休業(育児休業のうち、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。)の期間内に4週間以内の期間を定めてする休業をいう。以下同じ。)を取得することができる。

- 2 前項の規定は、育児・介護休業法第9条の3第2項において準用する同法第6条第1項ただし書に基づく労使協定により出生時育児休業を取得することができないものとされた非常勤講師には、適用しない。
- 3 前条第3項及び第4項の規定は、出生時育児休業について、これを準用する。

(介護休業)

第41条 非常勤講師のうち、対象家族の介護を行う者は、所属長に申し出ることにより、介護休業を取得することができる。

- 2 前項の規定は、育児・介護休業法第12条第2項において準用する同法第6条第1項ただし書に基づく労使協定により介護休業を取得することができないものとされた非常勤講師には、適用しない。
- 3 第40条第3項及び第4項の規定は、介護休業について、これを準用する。

(妊産婦である非常勤講師の就業制限等)

第42条 妊娠中及び産後1年を経過しない非常勤講師(以下「妊産婦である非常勤講師」という。)は、妊娠、出産、哺育等に有害な業務には就かせない。

- 2 妊産婦である非常勤講師が請求した場合には、深夜勤務を命じない。
- 3 妊産婦である非常勤講師が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせるものとする。

第6章 懲戒処分等

(懲戒処分)

第43条 非常勤講師が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒する。

- (1) 正当な理由なく無断欠勤し、出勤の督促に応じなかったとき。
 - (2) 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻、早退するなど勤務を怠ったとき。
 - (3) 故意又は重大な過失により大学に損害を与えたとき。
 - (4) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があったとき。
 - (5) 大学の名誉又は信用を傷つけたとき。
 - (6) 大学の秩序、風紀又は規律を乱したとき。
 - (7) 経歴を故意に偽ったとき。
 - (8) 第26条第1項に定めるハラスメントをしたとき。
 - (9) その他法令及び大学が定める規則・規程等に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があったとき。
- 2 非常勤講師の懲戒処分は、前項各号に掲げる非違行為の程度に応じ、以下の区分に従って行う。
- (1) 戒告 非違行為の程度がきわめて軽微な場合、始末書を取り、将来を戒める。
 - (2) 減給 非違行為の程度が比較的軽微な場合、始末書を取り、給与の一部を減額する。ただし、1回の減額は労基法第12条に規定する平均賃金の1日分の半額以内とし、総額は一給与支払期における給与の10分の1以内とする。
 - (3) 停職 非違行為の程度が軽微とはいえない場合、始末書を取り、1日以上1年を限度として職務への従事を停止し、その間の給与を支給しない。
 - (4) 諭旨解雇 非違行為の程度が雇用関係を維持しがたいほどに重大であるが情状酌量の余地がある場合、退職を勧告して解雇する。
 - (5) 懲戒解雇 非違行為の程度が雇用関係を維持しがたいほどに重大であり、かつ、情状酌量の余地がない場合、予告期間を設けずに即時解雇する。前号の退職勧告に応じなかった場合も、同様とする。
- 3 第11条第3項の規定は、前項各号に掲げる懲戒処分を行う場合に、これを準用する。
- 4 第12条の規定は、本条第2項第4号及び第5号に掲げる懲戒処分を行う場合に、これを準用する。

(訓告等)

第44条 前条に規定する場合のほか、服務を厳正にし、規律を保持するため必要があるときは、訓告、嚴重注意又は注意(以下「訓告等」という。)を行う。

(損害賠償)

第45条 故意又は過失により大学に損害を与えた非常勤講師に対しては、第43条及び前条による懲戒処分又は訓告等とは別に、損害の全部又は一部を賠償させることができる。

第7章 安全及び衛生

(安全衛生の確保に関する措置)

第46条 大学は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及びその他の関係法令に基づき、非常勤講師の健康増進と危険防止のため必要な措置(保健衛生上必要な予防措置を含む。以下「安全衛生確保措置」という。)を講じる。

2 非常勤講師は、安全衛生及び健康確保について、関係法令のほか、所属長の指示を守るとともに、大学が講じる安全衛生確保措置に協力しなければならない。

3 前2項に規定するほか、安全衛生確保措置については、大阪大学安全衛生管理規程の定めるところによる。

(安全衛生教育)

第47条 非常勤講師は、安全衛生及び健康確保について、大学が行う講習及び訓練を受けなければならない。

(非常災害時の措置)

第48条 非常勤講師は、火災その他非常災害の発生を發見し、又はその発生のおそれがあることを知ったときは、緊急の措置をとるとともに、直ちに所属長その他の関係者に連絡して、その指示に従い、被害を最小限に食い止めるように努力しなければならない。

(安全衛生に関する遵守事項)

第49条 非常勤講師は、大学の安全衛生を確保するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 安全衛生の確保に当たっては、所属長の指示・命令等に従うこと。
- (2) 常に職場を整理、整頓し、清潔を保ち、災害防止と衛生の向上に努めること。
- (3) 大学の許可なく、安全衛生装置、消火設備その他危険防止のための機器等を移動させ、又は当該地域に立ち入る等の行為をしないこと。
- (4) 運転中の機械の取扱いには特に注意すること。
- (5) 喫煙は灰皿等の設備のある所定の場所で行い、吸殻等の始末を完全にすること。
- (6) 保護具、安全具等の使用が定められているときは、必ずこれを使用し、その効力を失わせるような行為をしないこと。

(健康診断)

第50条 法令で定められた有害業務等に従事する非常勤講師に対しては、特別の項目について健康診断を行う。

2 健康診断の結果に基づいて必要と認められる場合には、非常勤講師の就業を禁止し、勤務時間を制限する等、当該非常勤講師の健康保持に必要な措置を講じる。

3 非常勤講師は、正当な理由なく、第1項の健康診断及び前項の措置を拒んではならない。

(就業の禁止)

第51条 非常勤講師が次の各号のいずれかに該当する場合には、その就業を禁止することがある。

- (1) 本人、同居人又は近隣の者が感染症にかかるか、その疑いのあるとき。
 - (2) 勤務を継続すれば、病勢が悪化するおそれのあるとき。
 - (3) 前2号に準ずる事情が存するとき。
- 2 前項第1号又は第2号に該当する場合には、直ちに所属長に届け出て、その指示に従わなければならない。
- 3 前2項に規定するほか、就業の禁止に係る措置について必要な事項は、別に定める。

第8章 出張

(出張)

第52条 業務上必要がある場合には、非常勤講師に出張を命じることがある。

2 出張を命じられた非常勤講師が出張を終えたときには、速やかにその旨を所属長に報告しなければならない。

(旅費)

第53条 前条の出張に要する旅費については、別に定める。

第9章 福利・厚生

(福利・厚生施設)

第54条 非常勤講師は、その福利・厚生のために、次の各号に掲げる大学の施設を利用することができる。

- (1) 職員会館「待兼山会館」
- (2) 職員集会所「さわらび」

第10章 災害補償等

(業務災害)

第55条 非常勤講師の業務災害(業務上の負傷、疾病、障がい又は死亡)については、労基法、労災保険法及び国立大学法人大阪大学教職員労働災害補償規程(以下「災害補償規程」という。)の定めるところによる。

(通勤災害)

第56条 非常勤講師の通勤災害(通勤による負傷、疾病、障がい又は死亡)については、労災保険法及び災害補償規程の定めるところによる。

第11章 職務発明等

(職務発明)

第57条 非常勤講師が職務上発明を行い、大学がその職務発明に係る権利を承継した場合には、大阪大学発明規程に基づき補償金を支給するとともに、その発明が特に顕著なものであったときは、これを表彰する。

(権利の帰属)

第58条 非常勤講師が職務上行った発明、考案又は著作にかかわる特許権、実用新案権等の実施権又は著作権は、必要な審査を行った上で大学に帰属させるものとする。ただし、大学がこれらの権利の全部又は一部を他に譲渡し又は行使させる場合は、本人の意思を尊重する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
(非常勤講師成績管理手当及び非常勤講師教育活動関連手当に関する特例)
- 2 第15条の規定にかかわらず、当分の間、当該授業科目に関連して必要な業務に従事する非常勤講師に対して、非常勤講師成績管理手当及び非常勤講師教育活動関連手当を支給することができるものとする。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第39条第1項第10号関係)

親族	日数
配偶者	7日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日(非常勤講師が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日)
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじやおば	1日(非常勤講師が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(非常勤講師と生計を一にしていた場合にあっては7日)
子の配偶者又は配偶者の子	1日(非常勤講師と生計を一にしていた場合にあっては5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(非常勤講師と生計を一にしていた場合にあっては3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日(非常勤講師と生計を一にしていた場合にあっては3日)
おじやおばの配偶者	1日

附 則

この改正は、令和4年10月1日から施行する。